現下の低金利状況を踏まえた
非継続基準のあり方について

平成 29 年 11 月 8 日

企業年金財政基準研究会

はじめに

平成２８年２月に日銀のマイナス金利政策が導入され、従前から低下傾向にあった国債金利が長期国債でマイナスになるなど、大きく低下している。

企業年金の積立水準の一つである非継続基準の予定利率は、３０年もの国債の利回りを参照していることから同じく低下してきており、こうした状況が続けば、今後、非継続基準に抵触する企業年金が増加することが予想される。また、非継続基準による最低積立基準額と継続基準による数理債務との大小関係が逆転することにより、積立基準における両者の位置づけが逆転する事態も想定される。

これにより掛金の引き上げを求められる確定給付企業年金が増加し、さらには、掛金の引き上げが実施事業所における賃金の上昇を抑制しかねないこと、また、最悪の場合、制度の終了を選択せざるを得ないケースが増加することも懸念される。このような制度終了は、加入者・受給権者の受給権保護が眼目である非継続基準が、政策金利の下で、その趣旨に反して受給権を毀損する方向に作用することとなるものであり、現下の状況に応じた対策を講じる必要があると考えられる。

本報告書は、確定給付企業年金の持続可能性の向上を図ることにより加入者・受給権者の受給権保護に資する観点から、積立基準の中でも非継続基準に焦点を当てて再検証した結果を報告するものである。合わせて、現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方についての案を取り纏めている。

本報告書が今後の確定給付企業年金において持続可能かつ健全な財政運営に寄与することを期待したい。

平成 29 年 11 月 8 日

企業年金財政基準研究会

企業年金財政基準研究会

	芥川　正史	（全国電子情報技術産業	厚生年金基金　専務理事）
座長	小野　正昭	（みずほ信託銀行株式会社	年金研究所　主席研究員）
	門井　正尚	（全国情報サービス産業	企業年金基金　常務理事）
	杉田　　健	（公益財団法人 年金シニアプラン	総合研究機構　特任研究員）
	田川　勝久	（ジェーシービー	企業年金基金　副理事長）
	千原　陽一	（NEC	企業年金基金　常務理事）
	村山　令二	（健康保険組合連合会参与）	

（氏名は５０音順、敬称略）

目　次

はじめに

１　長期金利の低下の影響と今後の見通し 1

⑴　確定給付企業年金制度における非継続基準導入の経緯 1

ア．　非継続基準導入前の状況 1

イ．　非継続基準導入と確定給付企業年金制度創設 2

⑵　非継続基準の予定利率低下の影響 3

ア．　長期金利の低下と非継続基準の予定利率 3

イ．　財政検証における非継続基準の予定利率低下の影響 4

ウ．　非継続基準抵触と受給権確保の帰結 6

２　非継続基準に関する検討 8

⑴　非継続基準をめぐる諸外国の動向 8

ア．　米国 8

イ．　欧州 9

⑵　非継続基準の見直しの方向性 9

ア．　予定利率の算定基準の変更 10

イ．　予定利率以外の変更 14

⑶　今後の検討課題 17

むすび 19

参　考　資　料 20

資　料　編 26

１　長期金利の低下の影響と今後の見通し

(1) 確定給付企業年金制度における非継続基準導入の経緯

ア．非継続基準導入前の状況

現在の確定給付型企業年金（厚生年金基金と確定給付企業年金）における非継続基準（最低保全給付、最低積立基準額及び財政検証）は、１９８８（昭和６３）年の厚生年金保険法改正により厚生年金基金連合会（現「企業年金連合会」、以下「連合会」という。）が連合会規約に基づいて実施した積立水準の検証事業との関わりがあるものと考えられるので、はじめに非継続基準前史としての当該事業について紹介する。連合会が実施した積立水準の検証事業は、平成元年４月開始の支払保証事業の一環として、厚生年金基金（以下「基金」という。）の残余財産の分配基準として定められた解散時給付にもとづく解散時責任準備金等による積立水準の検証を各基金が行った上で連合会に報告し、連合会において全体の状況をとりまとめるものであった。

積立水準の検証事業では、最低積立基準額の原型ともいえる解散時責任準備金の算出に用いられる予定利率は当初、年５．５％とされていた。これは、代行部分の最低責任準備金の予定利率や存続時責任準備金の予定利率が年５．５％と規定されていたこととつり合いがとれていた。

当時の民間生命保険商品（一時払い）や郵便年金の予定利率は年５．５％であったことから、年５．５％という予定利率は個人でも確保可能な水準であると考えられていた。

この前提の下では、最低保全給付の原型となる解散時給付の定義により、特別掛金の拠出がない基金において解散時責任準備金と存続時責任準備金とが逆転する事態は想定されていなかったと考えられる。

注：継続基準にもとづく数理債務と非継続基準にもとづく最低積立基準額の関係については、一般的な制度と財政方式の下では、予定利率を含む基礎率が同じであれば数理債務の方が大きくなる。これは、加入期間中の費用の配分方法の違いによる。数理債務は加入期間中の費用を平準的に配分するが、非継続基準における最低保全給付は、加入期間が伸びるにしたがって増加することから、最低積立基準額は時間の経過にしたがって累積的に費用が増加する。このため、積立期間終了時の債務は同一であることから、加入期間中の債務は数理債務の方が大きくなる（下図 左）。また、非継続基準の予定利率が継続基準のそれを下回る場合には、積立期間の終了時のみならず、これに達する前に最低積立基準額が数理債務を上回ることとなる（下図 右）。

イメージ図

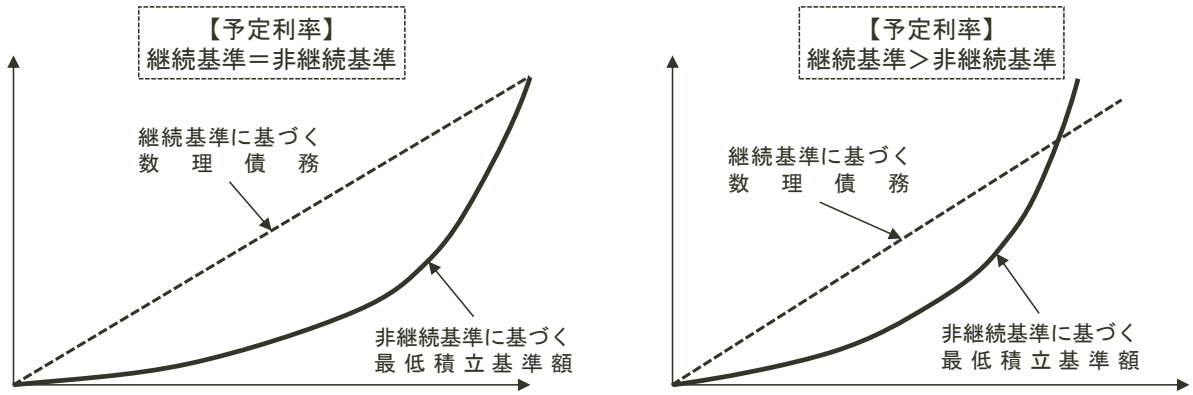

イ．非継続基準導入と確定給付企業年金制度創設

その後、資産運用における規制緩和や積立金の時価評価の導入、運用環境の悪化等、基金財政を取り巻く情勢が変化し、厳しさを増すと、種々の規制緩和と相まって受給権を保護する措置の必要性が高まった。このような機運の高まりに対応し、１９９７（平成９）年に、受給権保護の観点から財政運営基準が定められ、予定利率の弾力化等の継続基準の財政運営の改定と共に、最低保全給付、最低積立基準額といった非継続基準にもとづく財政検証が導入された。また、２００２（平成１４）年には、基金制度と同様の受給権保護の仕組みを持つ制度として確定給付企業年金（以下「ＤＢ」という。）が創設されたが、財政運営基準は基金と同様の概念にもとづくものとなった。ただし、基金制度では、自制度内の積立義務だけでなく自助努力を前提とした共助の仕組み（加入員数に

応じた定額のほか未積立分の一定量を支払保証制度に拠出させることにより積立を促進する仕組み）である支払保証制度が導入されていたが、ＤＢ制度の下では、支払保証制度はなく、非継続基準の位置付けは自制度内のみの積立義務となっており、基金制度のそれとは若干異なるものとなった。

(2) 非継続基準の予定利率低下の影響

ア. 長期金利の低下と非継続基準の予定利率

我が国の長引く景気の低迷とデフレについては１９９０年代後半から長期にわたり様々な対応策が講じられており、その過程で金融緩和が次々と実施される中、長期金利の低下傾向が続いている。

２０１３（平成２５）年４月に「量的・質的金融緩和」が導入され、また、２０１６（平成２８）年２月には「マイナス金利政策」が導入されるなどにより、長期金利はかつてない水準にまで低下している。

とりわけ、企業年金に関しては、非継続基準の積立水準である最低積立基準額の算出において用いられる予定利率は過去５年間に発行された３０年もの国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めるとされており、長期金利の低下と連動して２００９（平成２１）年度以降、継続的に低下している（図表１参照）。

図表１　最低積立基準額の予定利率及び３０年もの国債応募者利回りの推移

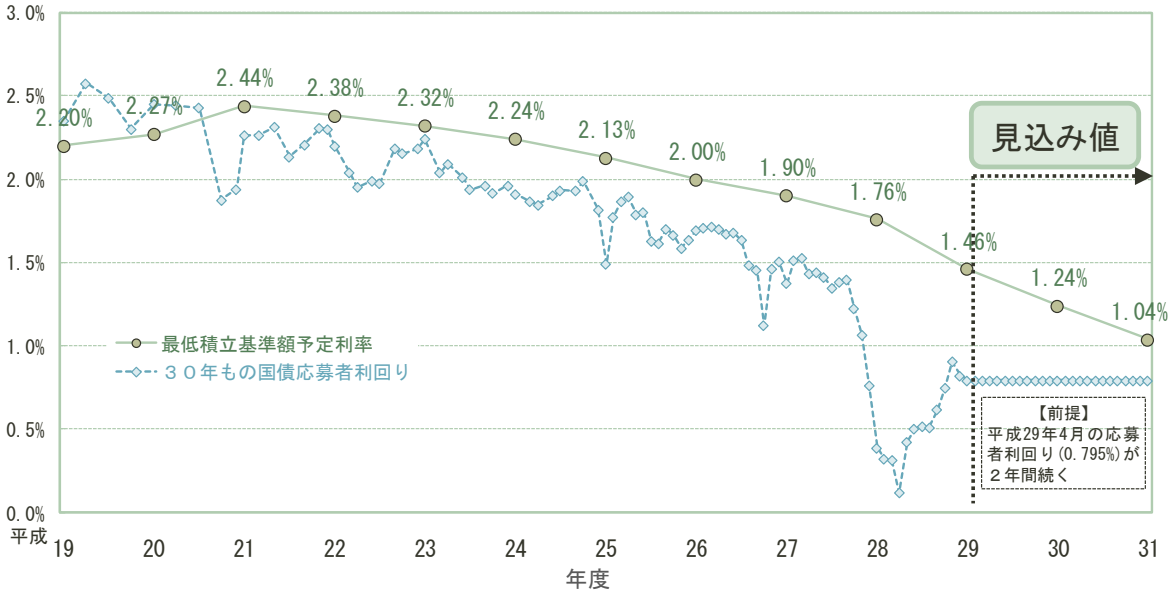

イ．財政検証における非継続基準の予定利率低下の影響

企業年金の財政運営に非継続基準の財政検証が導入された当時（１９９７（平成９）年度)、厚生大臣が定める非継続基準の予定利率は年４．７５％であったが、図表１に示したとおり、２０１５（平成２７）年度は年１．９０％、２０１７（平成２９）年度には年１．４６％に低下している。

一方、継続基準の予定利率は積立金の運用収益の長期の予測に基づき個々の企業年金が合理的に定めるものであり、連合会の「財政・事業運営実態調査（平成２７年度決算)」(以下「実態調査」という。）によれば、予定利率を回答した会員ＤＢ　８９１制度のうち、３４４制度（３８．６％）は年２．５％以上～年３．０％未満、２４５制度（２７．８％）は年２．０％～年２．５％、１３５制度（１５．２％）は年３．０％～年３．５％、平均でも年２．４２％と非継続基準の予定利率よりも高く設定されている。

実態調査に回答した会員ＤＢに関しては、平成２７年度時点では、

非継続基準にもとづく積立比率が１．０未満である制度の割合、および最低積立基準額に対する数理債務の比率が１．０未満（最低積立基準額が数理債務を上回る状態）である制度の割合は、ともに約２割に留まっている。しかし、試みに継続基準の予定利率を変えずに非継続基準の予定利率が２０１５（平成２７）年度の年１．９％から年１．０％に低下すると仮定して、概算により最低積立基準額を算出すると、以下の結果が得られる。

まず、最低積立基準額に対する数理債務の比率が１．０未満であるＤＢの割合は、過半数を大きく上回り、約６５％に上昇する。さらに、これらのＤＢを非継続基準にもとづく積立比率で分類すると、６割強、全体の４１％が１．０未満になる（図表２参照）。なお、予定利率の年１．０％への低下は、２０１７（平成２９）年４月時点の３０年もの国債の応募者利回り（０．７９５％）が、２０１７（平成２９）年度、２０１８（平成３０）年度と２年間続くとの前提による（図表１参照）。

以上は、継続基準による財政運営を補完する位置付けと考えられてきた非継続基準が財政運営の中心となる可能性を示唆している。しかしながら、制度存続を前提として運営を行っているＤＢにおいて非継続基準をメインとした財政運営を行うことは適切とは考えられず、創設当初からの経済環境および制度体系の変化を踏まえると、非継続基準のあり方を見直す必要があると考えられる。

注　最低積立基準額を算定するにあたり、最低保全給付を５年間で段階的に認識する緩和措置を規約に定めて設立したＤＢにおいては、設立してから数年間は、非継続基準の予定利率が低下した場合でも、非継続基準に抵触する可能性は低いものと考えられる。

図表２　最低積立基準額の予定利率の低下の影響

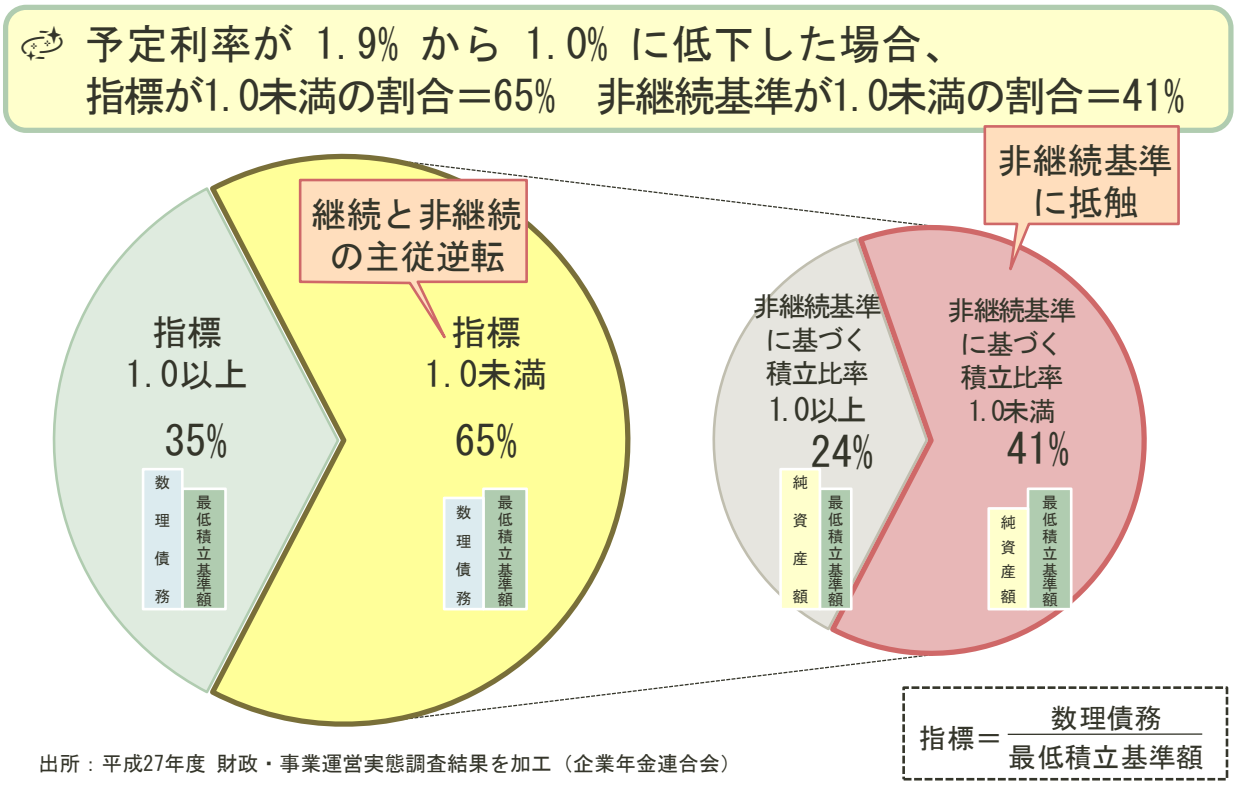

出所：平成27年度 財政・事業運営実態調査結果を加工（企業年金連合会）

ウ．非継続基準抵触と受給権確保の帰結

経済環境等の変化による継続、非継続の両基準の関係の変化は、各ＤＢに様々な対応を促す。継続基準の財政検証で基準をクリアし追加拠出が求められなかった場合でも、超長期金利の低下の影響から非継続基準の予定利率が低下すれば、最低積立基準額は増加し、非継続基準に抵触して追加拠出が求められるという事態が発生することも予想される（図表３参照）。

また、追加拠出に対する実施事業所の負担能力との兼ね合いから、給付減額や制度終了を選択せざるを得ない場面も考えられ、制度終了の場合、給付減額を伴うことも考えられる。

以上のように、本来は企業年金の制度が終了してしまった時における加入者・受給者等の受給権保護を目的として導入された非継続基準であるが、現下の状況と仕組みを踏まえると、その実効性は限定的と

いわざるを得ない。

低金利政策が長期化している現状では、非継続基準を機械的に適用することによって、かえって制度終了や給付減額を誘発し、受給権が毀損される可能性がある。そこで、現下の状況に応じた対策を講じる必要があると考えられる。

図表３　非継続基準の財政検証における受給権確保に関する問題点

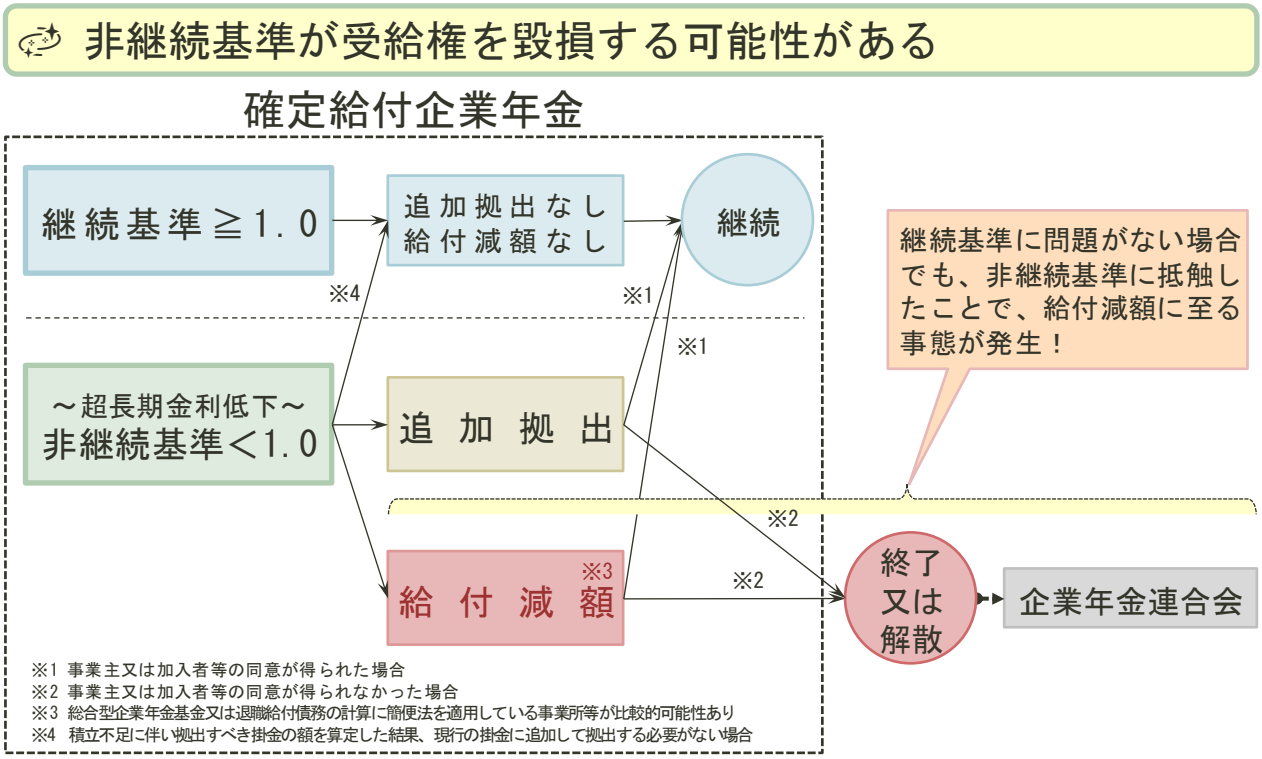

２ 非継続基準に関する検討

(1) 非継続基準をめぐる諸外国の動向

本研究会では、非継続基準にもとづく財政運営のあり方について、諸外国の例も踏まえて検討した。周知のとおり、２００８年の世界的金融経済危機以降、我が国と同様、欧米の金融市場においても低金利が継続しており、各国とも年金の財政運営には苦慮している。年金に関する政策当局や実務分野では、市場金利も政策金利を反映したものであり、結果として市場が自然な取引を形成していないとの見方が強いと考えられる。したがって、多くの国では、年金の財政基準として市場金利を機械的には適用していない。以下、その例を確認する。

ア．米国

２００６年年金保護法以前の米国の財政運営基準は継続・非継続の２本建てであり、我が国のＤＢの財政運営基準の範となった。しかし、ＩＴバブル崩壊以降、基準の見直しが進められ、２００６年年金保護法により、優良社債の市場利回りの２年平均（期間別）を用いた非継続に近い「積立目標」のみによる財政運営基準が制度化された。ただし、これが適用されることになっていた２００８年に金融経済危機が発生し、経過的な猶予措置が講じられたものの、現在でも同基準は適用されていない。現在は、同基準をベースとして、過去２５年間の平均利率から一定範囲内に収まるように、予定利率を引き上げることができることとされている。

注　米国の財政運営基準は、１９９４年に非継続基準が導入されたが、厳密に言えば、多数事業主制度（２社以上の事業主と労働組合により運営される制度）には適用されなかった。２００６年年金保護法においても、多数事業主制度の財政運営基準は、一定の規律強化は規定されたものの、積立基準の考え方は従来通りの継続基準にもとづいている。しかしながら、米国の多数事業主制度では、労働組合自身が共同の制度提供者となっており、この点が我が国

と異なるところである。

イ．欧州

欧州では、年金の債務評価はスワップレートを基準としつつも、長期の債務評価にはＵＦＲ（最終的フォワード・レート）を用いて債務評価を安定させている例がある。このＵＦＲは、欧州の保険規制であるソルベンシーⅡにおいて、２０１０年に採用が提案されている。ＵＦＲにもとづく債務評価では、長期の割引率に関しては期間別の市場金利を単純に外挿するのではなく、例えば６０年後などの超長期の利率（フォワード・レート）を実質金利と各国の目標インフレ率の和として定義し、これをもとに割引率（スポット・レート）を設定する。例えば、欧州の多くの国のＵＦＲは年４．２％（２０１６年現在）となっている（２０１８年には年４．０５％に改定予定)。

(2) 非継続基準の見直しの方向性

欧州の保険・年金規制当局が保険と年金の規制監督を同列に看做しているため、欧州の年金基金には保険の規制監督と類似した基準[参考資料①]が適用される例がある。一方、米国においては、我が国と同様、保険と整合的な基準が適用されていないことから、日本のＤＢ制度にとっては、米国の例の方が参考になると思われる。その米国においても、任意の制度終了の際には年金の受給権は保険会社に移管することが義務付けられている（本人の希望により年金の現在価値相当の一時金受給は可能)。したがって、非継続基準を満たした場合でも保険会社が求めるリスク対応分の追加費用を支払うことが必要であり、積立金のみで受給権が確保されているわけではない。英国の企業年金においても、積立金のみで受給権を確保しているわけではなく、母体企業の信用力を活用した財政評価が認められている。

また、ＯＥＣＤの私的年金規制の中核原則(OECD RECOMMENDATION ON

CORE PRINCIPLES OF OCCUPATIONAL PENSION REGULATION）参考資料②によれば、非継続基準は最低基準であって積立基準は継続基準によりはじめて完全なものになるとされている。積立基準で常にフル・ファンディングを要求するのは現実的でなく、年金債務の長期的性格を考慮に入れた柔軟な規制が必要と指摘されている。

一方、我が国における非継続基準にもとづく財政検証自体は、受給権を確保する上で一定の役割を果たしているものと考えられる。継続基準の予定利率が高い場合や積立不足の未償却分がある場合、継続基準にもとづく財政検証だけでは制度終了・解散又はＤＣ移行の際の加入者及び受給権者等に係わる分配額が不十分となる問題が起こり得るからである。

以上を考慮し、非継続基準に関する見直しのポイントを提示したい。

ア．予定利率の算定基準の変更

(ｱ) 優良社債（ＡＡ格以上）の利回りを勘案する

本研究会の議論において、非継続基準の導入前後から現在までの社会経済の変化や予定利率に金融緩和政策による低金利を当てはめることの問題点を指摘した上で、優良社債の金利を最低積立基準額の予定利率の参照値として検討することが適当との指摘があった。

非継続基準の予定利率は、１９９７（平成９）年３月の厚生年金基金財政運営基準の解説によると「引受時点での国債などの超長期のリスクフリー資産の利回りが基準となる」という考え方のもと、現在、非継続基準の予定利率は過去５年間に発行された３０年もの国債応募者利回りを勘案して厚生労働大臣が定めるものとされている。ここでいう３０年もの国債応募者利回りを勘案するということは、国と同等の信用を担保することになる。しかし、そもそもＤＢは、基金と異なり代行部分を持たず、民間サイドで行われている制度であり、国と

同等の信用を確保する必要はないと考え、米国の例に倣って、優良社債の利回りを基準とすることも考えられると整理した。

具体的には、非継続基準の予定利率の算定にあたってＡＡ格以上の優良社債の金利（社債発行元企業の信用リスクが加味された金利）を勘案すること（置き換える、現行の基準にプレミアムを上乗せするなど）が考えられる（図表４参照）。[参考資料③]なお、我が国では、ＡＡ格以上であって残存期間２０年以上の社債は超長期国債に比べて発行額が少なく（平成２８年度の発行額は４千億円弱[参考資料④]）、業種も限られる（鉄道、電力・瓦斯、不動産など）ことに留意する必要がある。

注：非継続基準の予定利率が初めて定められた当時の２０年国債の年間発行額は約１．５兆円[参考資料⑤]、３０年国債に変更された当時の３０年国債の年間発行額は約１．５兆円[参考資料⑤]である。

図表４　優良社債と国債との利回り差

	①残存期間20年 優良社債(AA以上)	②20年国債 流通利回り	③プレミアム (＝①－②)
平成29年3月31日	1.13%	0.64%	0.50%
平成28年3月31日	0.87%	0.44%	0.43%
平成27年3月31日	1.56%	1.13%	0.43%
平成26年3月31日	1.87%	1.51%	0.37%
平成25年3月29日	1.70%	1.41%	0.29%

①:日本証券業協会 格付マトリクス表に掲載されている格付会社４社の平均利率
②:財務省 国債金利情報

(ｲ) 最低積立基準額の予定利率に許容幅を持たせる方法

２００２（平成１４）年のＤＢ法の施行に伴いＤＢも非継続基準の財政検証を実施することとされ、最低積立基準額の算定にあたっては厚生労働大臣告示により年率に０．８～１．２の係数を乗じたものを

予定利率とすることを可能とする措置が採られている。この取り扱いは、リスクフリー資産の利回りが３０年もの国債の利回りだけで論理一義的に決まるものではないことから、一定の制限の範囲内で労働組合等の同意（基金型については代議員会の議決）を得ることを条件に企業年金が定めた率を乗ずることを可能としたものと考えられる。しかしながら、現在の低金利下において厚生労働大臣告示の年率に一定率を乗じる方法では、上下限の幅が２００３（平成１５）年度当初に想定していた幅に比べて狭くなり、幅の意義が薄れている（図表５参照）。

そこで、告示の年率に一定率を乗じる方法から、許容利率を加減し、告示年率に幅を持たせる方法に変更することが考えられる。なお、許容利率の設定にあたっては、生命保険会社の標準利率（一時払保険以外）の設定における許容乖離幅（０．５％）が参考になると考える。

図表５　非継続基準の予定利率の上下限の推移

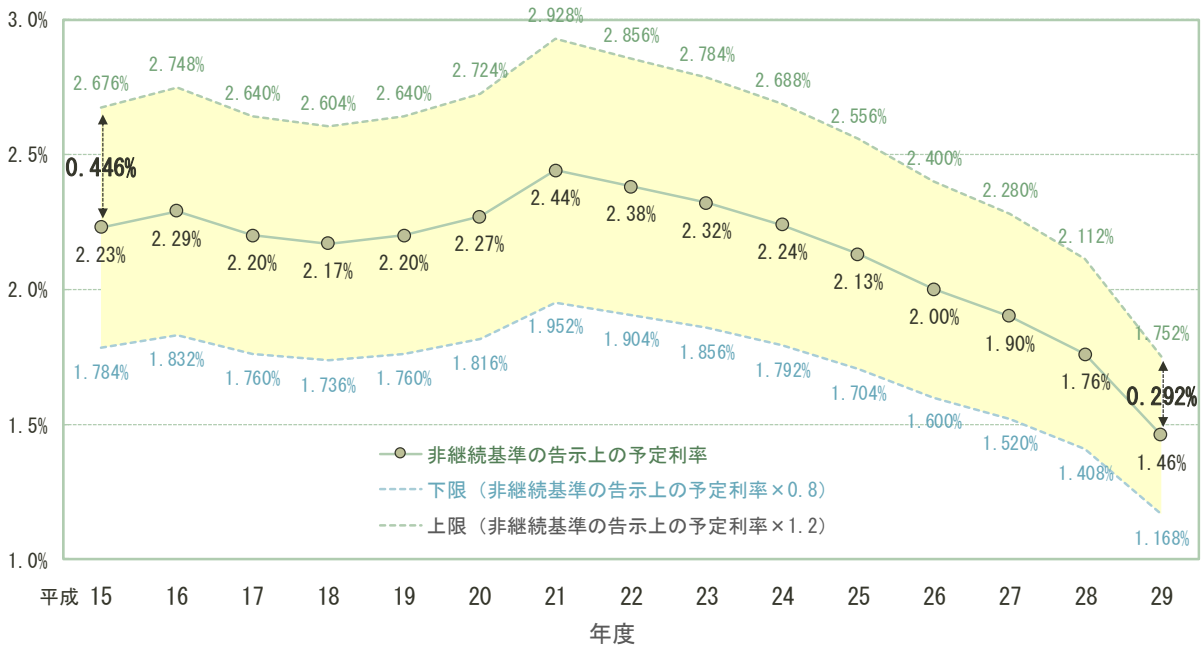

(ｳ) 金融緩和による超低金利期間を除外する方法

金融緩和政策による現下の金融市場が自然な取引の場を形成していないと考えれば、超低金利の影響を排除するため、政策的に低金利が形成された期間を除外することも検討対象となるとの指摘があった。米国や欧州の例にもあるように、機械的な基準適用による悪影響を排除するこのような工夫は正当化されると考えられ、この政策的な低金利が形成された期間を除外することが適当と考える。

具体例として、非継続基準の予定利率の算定において、マイナス金利導入月（２０１６（平成２８）年２月）以降の期間を算定対象の期間から除外し、マイナス金利導入前の金利水準（２０１１（平成２３）年２月～２０１６（平成２８）年１月までの５年間の３０年もの国債の平均利回り＝年１．７４％）に固定する方法や前記(1)アの米国における予定利率に関する経過措置のように、３０年もの国債の利回りを勘案する際に過去期間を現在の５年より長い年数に設定することが考えられる。

(ｴ) 予定利率の変更案を適用した場合の効果

前記３通りの予定利率の変更案を用いて、図表２で示した最低積立基準額の予定利率の低下の影響を試算した（図表６参照）。

図表６　予定利率の変更案を適用した場合の効果

変 更 案	平成31年度における予定利率	
現　　行		1.00%※ ※図表１参照
変更案①	現行の告示予定利率(1.0%) ＋ 社債プレミアム (0.3%)	1.30%
変更案②	現行の告示予定利率(1.0%) ＋ 許容利率 (0.5%)	1.50%
変更案③	異次元緩和解消時まで固定	1.74%

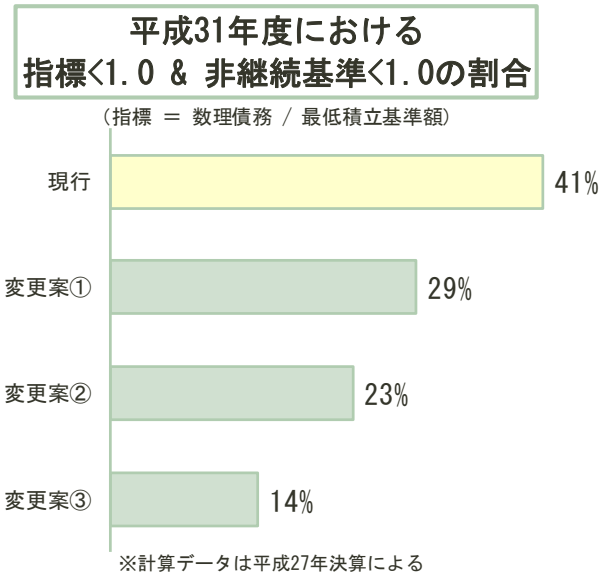

イ．予定利率以外の変更

(ｱ) 翌事業年度の追加債務の取扱い

２０１６（平成２８）年４月８日付で「ＤＢ法施行規則等の一部を改正する省令」が施行され、非継続基準に抵触した企業年金が「積立比率方式」により特例掛金を算出した場合、従来は翌々事業年度から特例掛金を拠出することとされていたが、非継続基準の積立不足はできる限り早期に償却することが望ましいという観点から、翌事業年度から拠出を開始することも認められることとなった。

一方、翌々事業年度から特例掛金を拠出する際に、翌事業年度に新たに発生する最低積立基準額に対する積立不足の見込額（以下「追加債務」という。）については、一括償却することとされている。この一括償却を行うことは、経年的な負担額の変動を著しく増大させることとなり、特に複数の小規模事業所で構成される総合型ＤＢは運営に苦慮することとなる。追加債務に関して、当事業年度における積立不足額と同様の分割償却を可能とするよう、積立比率方式による償却方法の見直しが必要である。

(ｲ) 回復計画方式の本則適用

特例掛金の算出方式として「回復計画方式」をＤＢ規約に定めている会員ＤＢは、実態調査によると、ほぼ半数に達している。非継続基準の予定利率に比べて継続基準の予定利率が高いＤＢにおいては当該方式を採用することで中長期的な視野に立った安定的な財政運営の実現を図ることがおおむねできている。この状況を鑑みると、当該方式を現在の経過措置（当分の間の適用）から積立比率方式と同じく本則適用に変更するべきと考える。

(ｳ) 積立水準に係る経過措置の再実施

基金に非継続基準が導入された際の経過措置（非継続基準にもとづく積立比率の基準値を１．０から０．９に緩和する措置）は、その後の運用環境悪化局面（ＩＴバブルの崩壊、リーマンショック）で延長されたものの、平成２８年度で廃止された（図表７参照）。現在、基金制度廃止に伴うＤＢ移行が数多く行われているが、それらのＤＢは移行に伴う最低責任準備金の納付により資産額が減少し、財政基盤は決して盤石なものとはいえない。このため、非継続基準の導入時に倣って経過措置の再導入の検討が必要であると考える。

図表７　非継続基準による財政検証関連の主な改正の経緯

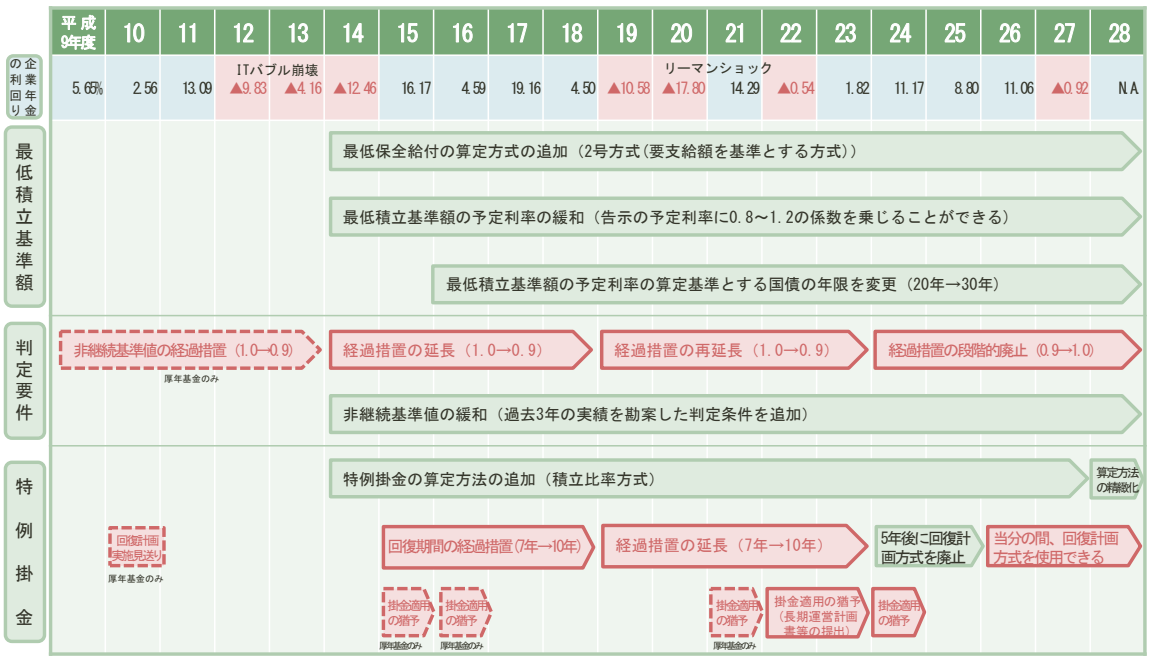

出所：平成28年12月企業年金に関する基礎資料及び資産運用実態調査結果と解説（2015年度）（企業年金連合会）

(3) 今後の検討課題

ＤＢ制度では、年金給付に代えて一時金を選択する者が多いのが実態である。このため、今回の見直しの方向性において、最低積立基準額を算出する基礎率に選択一時金の選択割合を含めることについても検討を行った。

実際、選択一時金の選択割合を基礎率に含めることは、退職給付会計において行われている。しかしながら、退職給付会計は債務評価に将来の昇給を織り込んでいることからもわかるように、継続基準であって、退職給付にかかる会計上の費用の適正配分に焦点があてられているため、評価日現在の加入者の権利を意識したものとはなっていない。

一方、最低積立基準額は、過去の加入期間に応じて発生している、又は発生しているとみなされる給付として最低保全給付を設定し、一定の割引率を用いてこれを評価するものである。ＤＢ法上は、この最低積立基準額を用いて財政検証を行うことのほか、制度の終了時にはこの額に基づいた残余財産の分配が義務付けられているが、これは、ＤＢ制度が一定の加入期間を満たした者に対して年金を支給する制度であり、一時金を支給できる規約を設けた場合においても年金で受給するか一時金で受給するかの選択は受給権者の権利となっていることによるものと考えられる。

以上を踏まえると、最低積立基準額を算出する際に、選択一時金の選択割合を基礎率に含めると、制度終了時の分配において年金を期待していた者に対して、本人の意向にかかわらず、現行の最低積立基準額に基づいた分配ではなく、過去の選択一時金の選択割合に応じて割り掛けされた額が分配されてしまうこととなる。

こうしたことから、現行の制度の範囲では最低積立基準額の算出に選択一時金の選択率を考慮する方法は適切ではないと考えられる。

一方、年金給付に代えて一時金を支給すれば、その者については年金の支給義務が消滅することから、一時金選択率を考慮した最低積立基準額を使用して財政検証を行っても、ＤＢ制度が過去の実績に基づいた給付により、チェックしていると捉えることは可能と考えられる。また、現行制度上、制度終了時には、事業主は最低積立基準額に満たない分を一括拠出しなければならないこととなっている。

このように考えれば、毎年の財政検証では、加入者が年金を受けることを前提に計算された最低積立基準額を用いる必要はなく、財政検証の基準としては選択一時金の選択割合を考慮した最低積立基準額を使用し、終了時の分配の基準としては現行の最低積立基準額を用いるとの考え方も提起されよう。

そもそも、この問題の背景には、我が国の企業年金の多くが退職金をもとに形成され、実態として給付が退職金の一部又は全部に充てられる場合が多いということがある。上記の財政検証の基準と終了時の分配の基準を分離するという考え方についても、実際上、制度終了時の一括拠出義務のみで現行の最低積立基準額を確保できるのかなど、種々の論点があると考えられる。今後、公的年金とのかかわりや、我が国の企業年金の歴史的背景や現状、将来展望も踏まえて、さまざまな場でさまざまな検討がなされ、議論が整理されていくことが望まれる。

むすび

長引くデフレ経済からの脱却が望まれるなか、金融緩和政策により長期金利が低下している。過去に遡ってみると、経済環境が激変する局面において、その都度、企業負担に配慮した合理的な制度の改正が図られてきたところであり、それによってＤＢ制度をはじめとして確定給付型の企業年金が維持され、現在に至っている。現在の異次元緩和の状況においても、企業負担の問題が顕在化する前に、早急に制度の見直しを講ずる必要がある。

硬直的な財政基準では、角を矯めて牛を殺すことになりかねない。本報告書が提案する合理的かつ柔軟な基準が、制度の持続可能性を高めるための一助になれば幸いである。

参　考　資　料

①

欧州連合の職域年金に対する自己資本規制

IORP2 Directive（欧州議会及び欧州連合理事会）より抜粋

Article 15

Regulatory own funds

1. The home Member State shall ensure that IORPs operating pension schemes, where the IORP itself, and not the sponsoring undertaking, underwrites the liability to cover against biometric risk, or guarantees a given investment performance or a given level of benefits, hold on a permanent basis additional assets above the technical provisions to serve as a buffer. The amount thereof shall reflect the type of risk and the portfolio of assets in respect of the total range of schemes operated. Those assets shall be free of all foreseeable liabilities and serve as a safety capital to absorb discrepancies between the anticipated and the actual expenses and profits.

2. For the purposes of calculating the minimum amount of additional assets, the rules laid down in Articles 16, 17 and 18 shall apply.

3. Paragraph 1 shall, however, not prevent Member States from requiring IORPs located in their territory to hold regulatory own funds or from laying down more detailed rules provided that they are prudentially justified.

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

②

OECDの私的年金規制の中核原則

OECD CORE PRINCIPLES OF PRIVATE PENSION REGULATION より抜粋

Core Principle 7. Occupational pension plan liabilities, funding rules, winding up, and insurance

Occupational pension plans should be adequately funded, in accordance with the relevant regulation applicable to the pension fund or pension entity. The adequacy of funding should be protected through funding rules, winding-up provisions, insurance or other types of accepted guarantees.

While full funding exists in principle for occupational defined contribution plans, other types of occupational plans should be subject to minimum funding rules or other mechanisms to ensure adequate funding of pension liabilities. Rules for minimum funding levels may be based on accrued and vested benefits (termination approach) or on projected liabilities (ongoing approach) depending on the funding objectives. The termination approach should be promoted as a minimum level and should be complemented with the ongoing approach. Flexibility can be allowed for temporary limited under-funding under restricted circumstances. Consideration should be given to the development of prudent but flexible requirements for minimum capital, reserves or other forms of guarantees in pension funds, taking account of the long term nature of their liabilities. Tax and prudential regulations should encourage a prudent level of funding. Private unfunded pay-as-you-go plans at the individual company level should generally be prohibited.

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

③

超長期国債（10年超）と社債の店頭売買高（月額）の推移

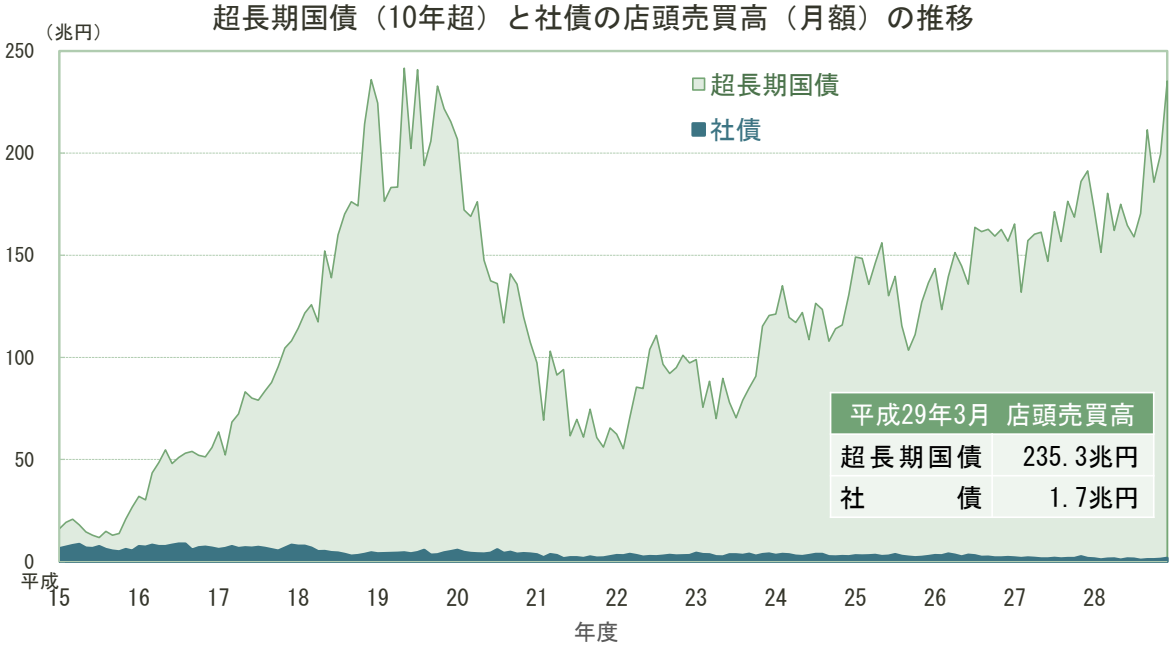

※ 出所：公社債種類別店頭売買高（日本証券業協会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

④

優良社債（AA格以上・残存20年以上）の発行額

発行年度	発行額（単位：億円）
2012	900
2013	1,200
2014	1,500
2015	1,370
2016	3,950

※ 出所：日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧（平成２８年度）」及び
格付情報センター「月次版格付一覧（日本企業　平成２９年９月３０日現在）」を基に算出

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

⑤

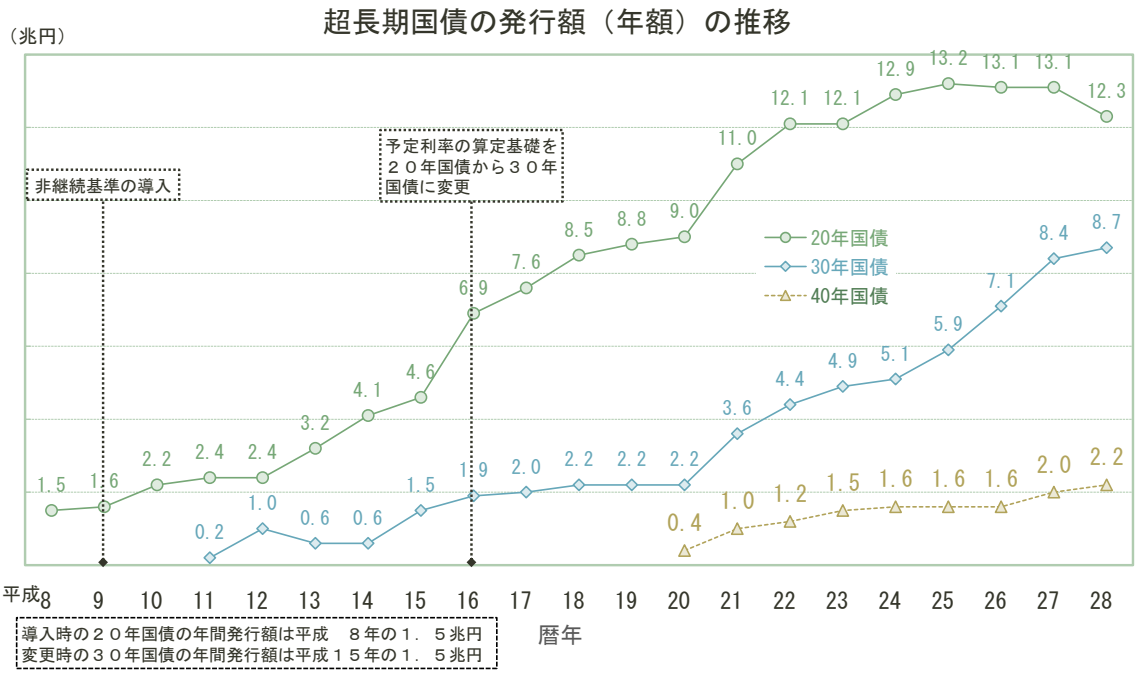

※ 出所：国債の入札結果（財務省）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

⑥

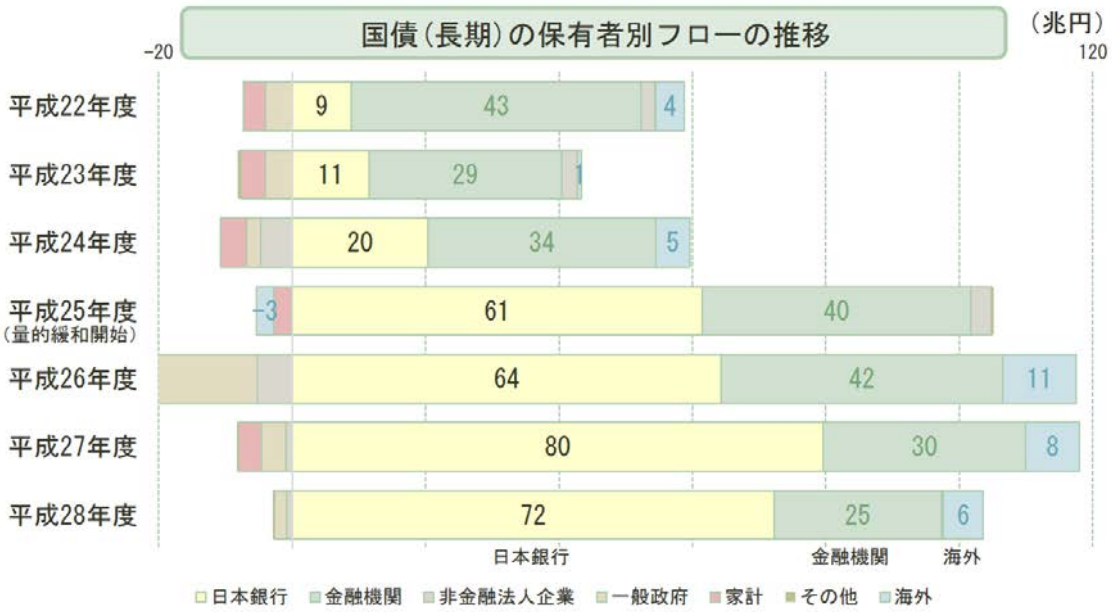

※ 出所：資金循環統計（日本銀行）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

資　料　編

○企業年金財政基準研究会の開催状況

開　催	日　時	議　題
第 1 回	平成 29 年 6 月 29 日（木）	１．非継続基準に関する論点 について （説明者） ・企業年金連合会 ・企業年金財政基準研究会委員
第 2 回	平成 29 年 9 月 4 日（月）	１．非継続基準の論点整理 について （説明者） ・企業年金連合会
第 3 回	平成 29 年 10 月 4 日（水）	１．企業年金財政基準研究会 報告書（案）について （説明者） ・企業年金連合会
第 4 回	平成 29 年 11 月 8 日（水）	１．企業年金財政基準研究会 報告書（案）について （説明者） ・企業年金連合会

企業年金財政基準研究会の設置について

趣旨

平成２８年１月末の日銀によるマイナス金利政策の導入決定以降、国債の金利水準が大きく低下している。非継続基準の算定の基礎となる予定利率は国債を参照していることから同じく低下し、最低積立基準額が従来よりも相当程度大きく算定され、多くの厚生年金基金及びＤＢ（以下、「基金・ＤＢ」）が非継続基準に抵触する可能性が生じている。
つまり、これまで想定外であった国債利回りの大幅な低下により、掛金の大幅な増額を事業主が求められる事例が生じる可能性があり、基金運営に不安を感じる関係者も少なくない。これは基金・ＤＢ制度の後退に繋がりかねず、最終的には加入者、受給者にとっても好ましくないとの指摘もある。

一方、非継続基準が基金解散時における受給権の保護を目的として導入された経緯・意義に鑑みると、非継続基準をはじめとする財政基準のあり方については、受給権の保護との関係を十分踏まえ検討していくべき課題である。

本研究会では基金・ＤＢ制度の持続可能性の向上及び加入者・受給者に資するという観点から、財政基準の中でも特に非継続基準の意義について、現在の経済・社会状況も踏まえた上で再検証し、あるべき基準について提言することを目的として議論を行う。

検討事項

財政基準、特に非継続基準のあり方について以下の項目・観点より検討を行う。
〇非継続基準の存在意義（受給権の保護に資するものとして、有効か）
・導入時と現在の環境の違い（低金利、支払保証事業廃止、基金の解散・移行促進、リスク対応掛金の創設等）
・構造的問題（「最低保全給付」への評価、分配・ＤＣへの移行残高の算出基準等）
・解散可能性がほとんどない企業年金にまで適用することについて

〇金利の妥当性（３０年国債の直近５年平均は妥当なのか）
・年限、期間、政策的金利、負の金利
・国債であること（運用対象は様々、評価は国債のみ）

委員

（企業年金）

所　　属	役　職	氏　名
ＮＥＣ企業年金基金	常務理事	千原　陽一
ジェーシービー企業年金基金	副理事長	田川　勝久
全国情報サービス産業厚生年金基金	専務理事	門井　正尚
全国電子情報技術産業厚生年金基金	専務理事	芥川　正史

（年金数理人）

所　　属	役　職	氏　名
健康保険組合連合会	参　　与	村山　令二
公益財団法人　年金シニアプラン総合研究機構	特任研究員	杉田　　健
みずほ信託銀行株式会社　年金研究所	主席研究員	小野　正昭

（企業年金名・企業名は５０音順、敬称略）

スケジュール

第１回研究会を６月２９日（木）に開催し、以後、２か月に１回程度開催
計３回～４回程度開催し、１１月ごろとりまとめ

庶務

会員センター協力の下、数理部が庶務を行う。

Pension Fund Association
企業年金連合会

第１回企業年金財政基準研究会 平成29年 6月29日	資料２

非継続基準の概要

企業年金連合会 数理部

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

目次

１．非継続基準による財政検証 …… 2頁
２．受給権の確保 …… 12頁
３．米国との比較 …… 15頁
４．関連規定 …… 18頁

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

１．非継続基準による財政検証

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

非継続基準による財政検証の制定及び考え方

バブル経済崩壊後の急激な経済金融情勢の変化や産業構造の変化の影響を受けて基金財政は悪化

厚生年金基金制度研究会からの提言を受けて、平成９年３月、厚生年金基金財政運営基準（平成8年6月27日 年発第3321号）を改正

非継続基準による財政検証

非継続基準による財政検証は、基金が基準日時点で解散した場合（非継続状態）に加入者や受給者の受給権が確保できているかどうかという観点で行うものであり、現在までに発生しているとみなした債務に見合う積立金を保有しているかどうかを検証するものである。この場合、発生しているとみなされる給付の範囲（最低保全給付）とその市場価格の評価（最低積立基準額）が重要なポイントとなる。

最低保全給付

最低保全給付は、過去の加入期間に応じて発生している、または発生しているとみなされる給付をいい、受給権保護の観点から、最低限保全すべき受給権として新たに導入されるものである。
受給者及び待期者については、すでに給付は確定しており、基金規約に基づいて裁定された年金給付が最低保全給付となる。加入員については、基金ごとに様々な給付設計がある中でも、できる限り合理的に最低保全給付の設定を行う必要がある。我が国では終身雇用が一般的であることから、基金の給付設計に当たっては、定年あるいは標準的な退職年齢まで勤務し退職する場合を基準としていることが一般的であり、そうした場合に確定する年金給付もしくは一時金給付を「標準給付」とし、これに加入期間に応じた「按分率」を乗ずることにより、最低保全給付を定めることとしている。

最低積立基準額

最低積立基準額は、基金が解散した場合に、加入員や受給者の最低保全給付を確保するために必要な資産に相当する額であり、最低保全給付の市場価格による一時金換算額（給付現価）である。
市場価格による給付現価を算定するためには、割引率と予定死亡率の設定が重要なポイントであり、これらの数値は、告示として、毎年度末までに翌年度に適用されるものが示される。まず、割引率であるが、これは市場が年金給付を引き受けるときのものであり、引受時点での国債などの超長期のリスクフリー資産の利回りが基準となる。具体的な割引率の設定にあたっては、短期的な割引率の変動を避けるという点も考慮し、20年国債の直近5年の応募者利回りの平均を0.25%単位で丸めたものを用いることとしている。また、予定死亡率は、最低保全給付に終身年金が含まれていることから、将来の死亡率の改善を合理的に見込んだものを用いることとしている。

出所：平成9年3月 厚生年金基金 財政運営基準の解説（厚生省年金局企業年金国民年金基金課監修）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の概念図

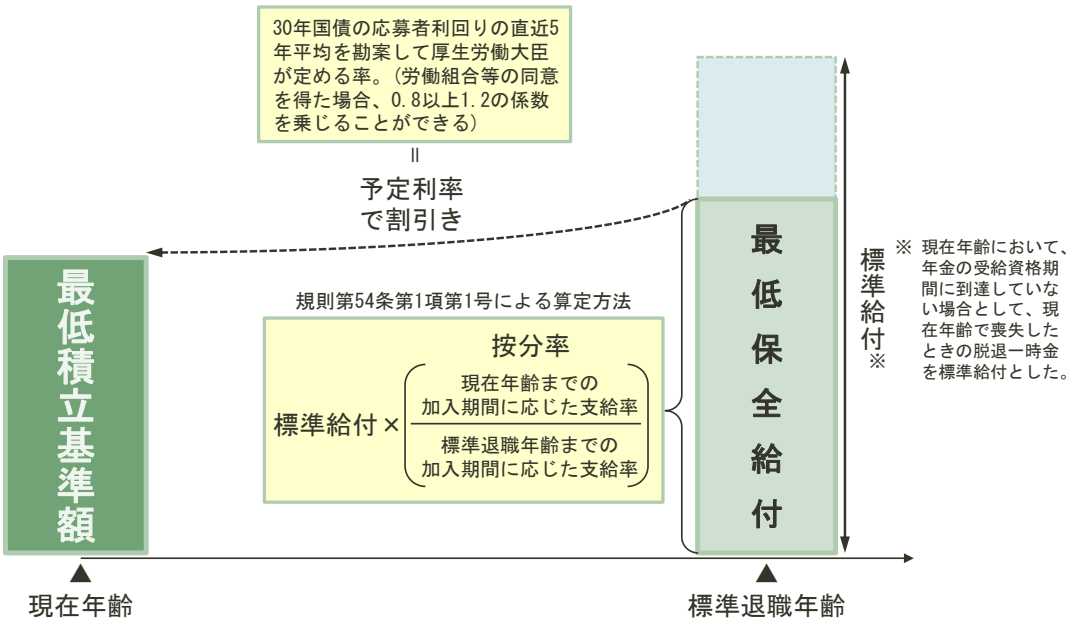

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額と数理債務との大小関係

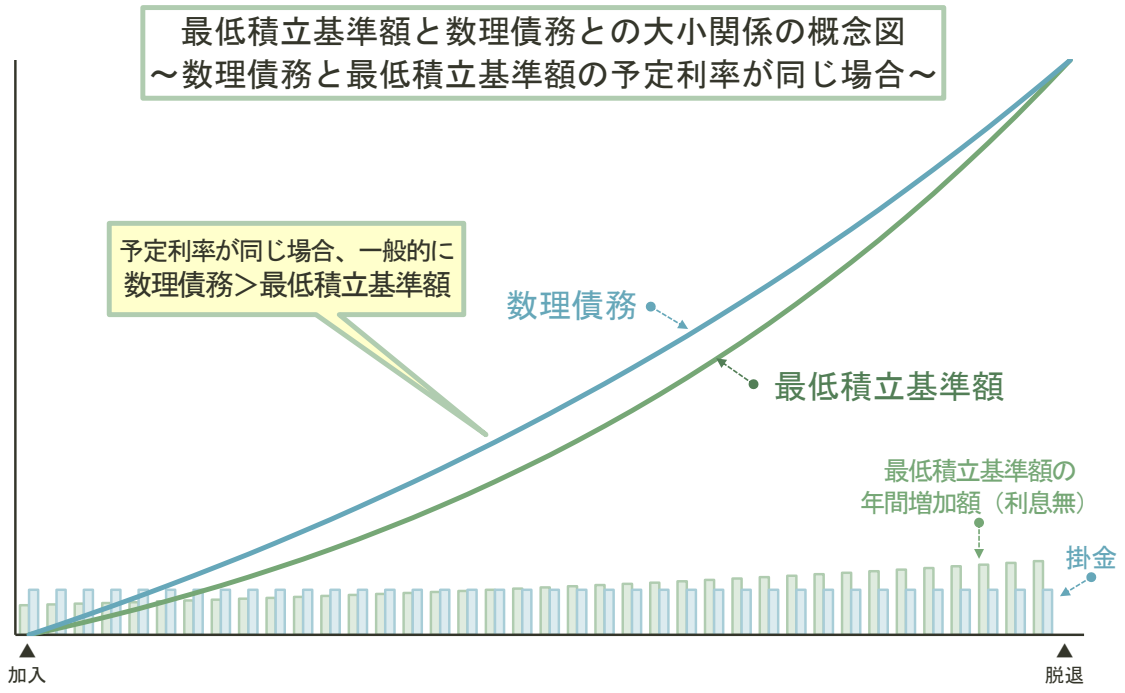

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の予定利率の推移

最低積立基準額の予定利率及び30年国債応募者利回りの推移

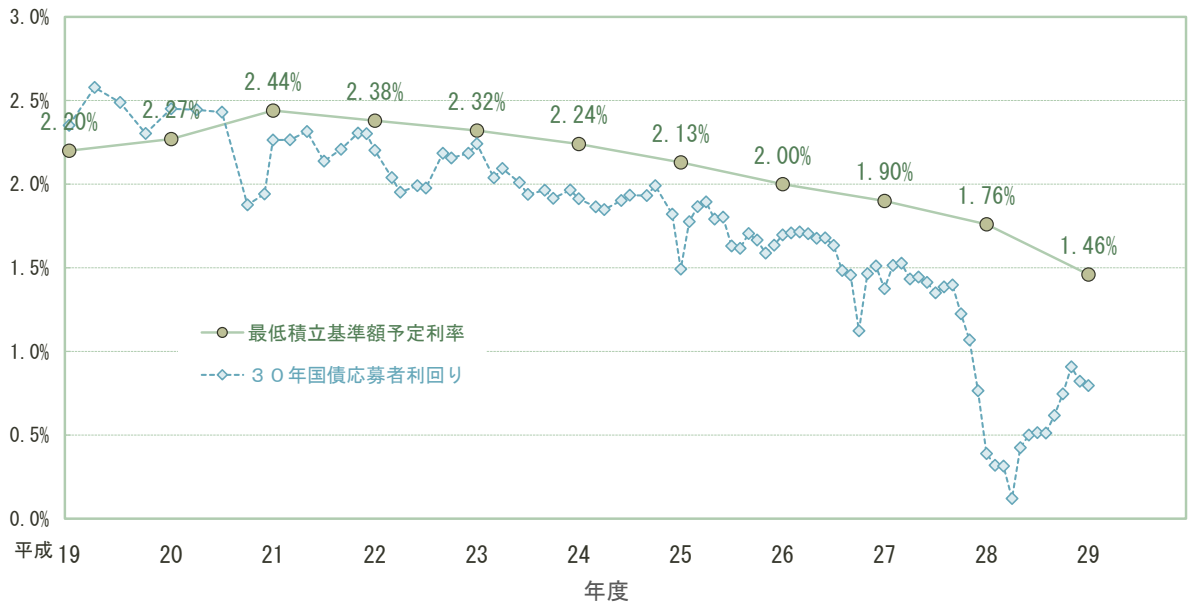

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

ＤＢ終了時　市場（＝ＤＢ年金実施機関）の予定利率

確定給付企業年金

最低積立基準額の予定利率 1.46%

↓ 終了

残余財産

無税
移換

有税（一時所得）
一時払年金購入

企業年金連合会

受換時年齢別予定利率

受換時年齢	予定利率	平均デュレーション
45歳未満	1.50%	38.8年
45歳以上55歳未満	1.25%	28.0年
55歳以上65歳未満	1.00%	16.1年
65歳以上	0.50%	10.2年

過去５年平均の実績に基づいた年限別国債応募者利回りを平均デュレーションごとに算出

生命保険会社

予定利率
0.00%
（一時払年金）

（１０年国債流通利回り＋２０年国債流通利回り）／２の過去３か月平均又は過去１年平均のいずれか低い利率を基準に算出

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

非継続基準の財政検証

・年金制度が決算時点で終了するとした場合に、加入者・受給者等の過去の加入期間に係る給付に見合う十分な年金資産があるかどうかを検証する

検　証

積立比率＝ 純資産額 ／ 最低積立基準額 ≧ 1.0（基準値）

YES → 基準クリア

NO ↓

積立比率が0.9以上かつ過去3年間のうち2年以上の積立比率が1.0以上

YES → 基準クリア

NO ↓

基準に抵触

対　応

積立比率方式：積立比率に応じて必要な掛金を設定する
回復計画方式：積立比率の回復計画を作成する

最低積立基準額

最低保全給付の現価相当額

最低保全給付	受給者	裁定された年金額
	待期者	裁定される見込みの年金額
	加入者	1号方式： 標準的な年齢で資格喪失した場合の給付 × 標準的な年齢までの加入者期間のうち基準日までの加入者期間に係る分として定めた率 2号方式： 基準日に資格喪失した場合の給付 × 年齢に応じて定めた率
予定利率		30年国債の応募者利回りの直近5年平均を勘案して厚生労働大臣が定める率。（労働組合等の同意を得た場合、0.8以上1.2の係数を乗じることができる）
予定死亡率		基準死亡率に0.86を乗じた率

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

積立比率（非継続基準）の分布状況

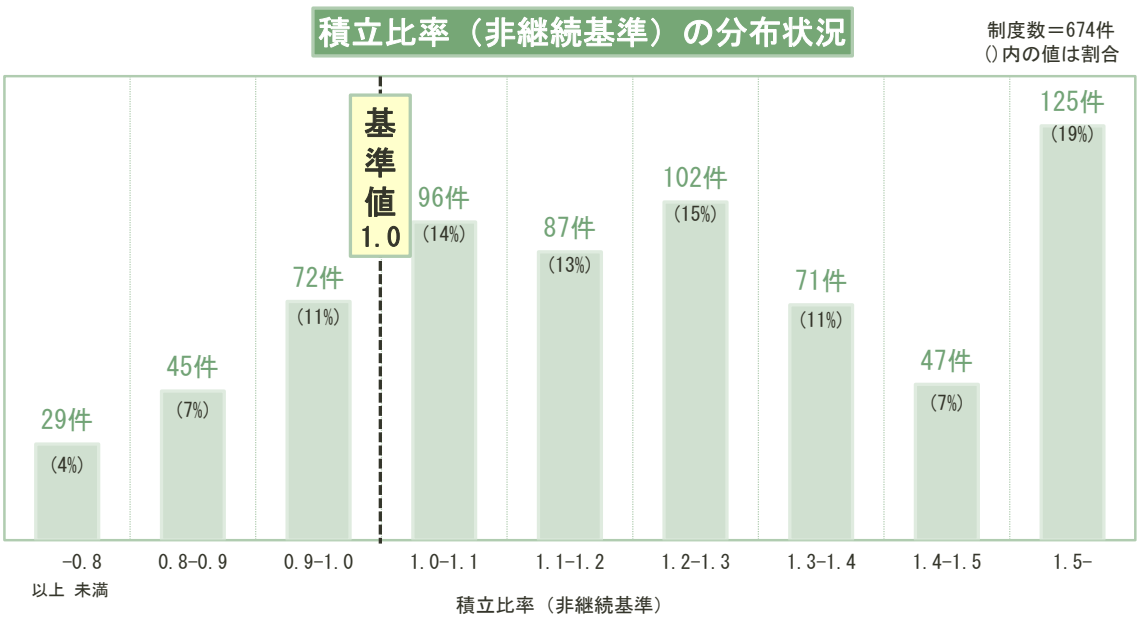

出所：財政・事業運営実態調査結果と解説（2015年度）（企業年金連合会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

積立比率方式及び回復計画方式

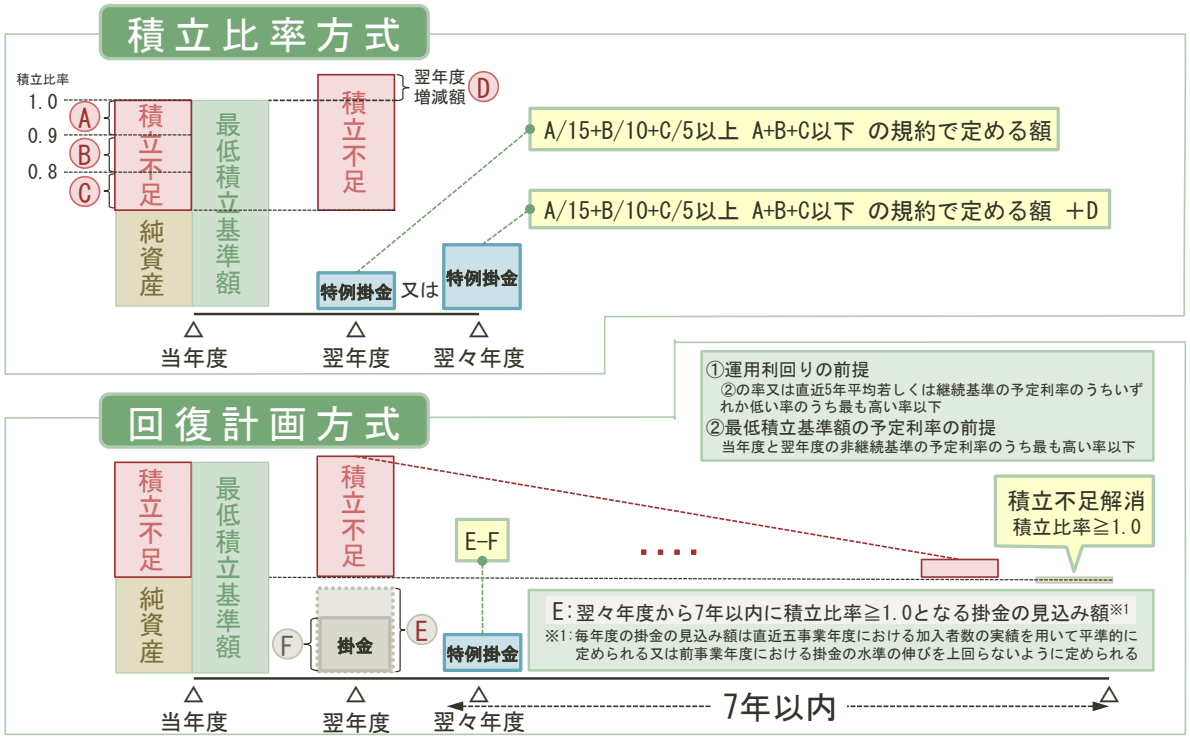

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

非継続基準による財政検証関連の主な改正の経緯

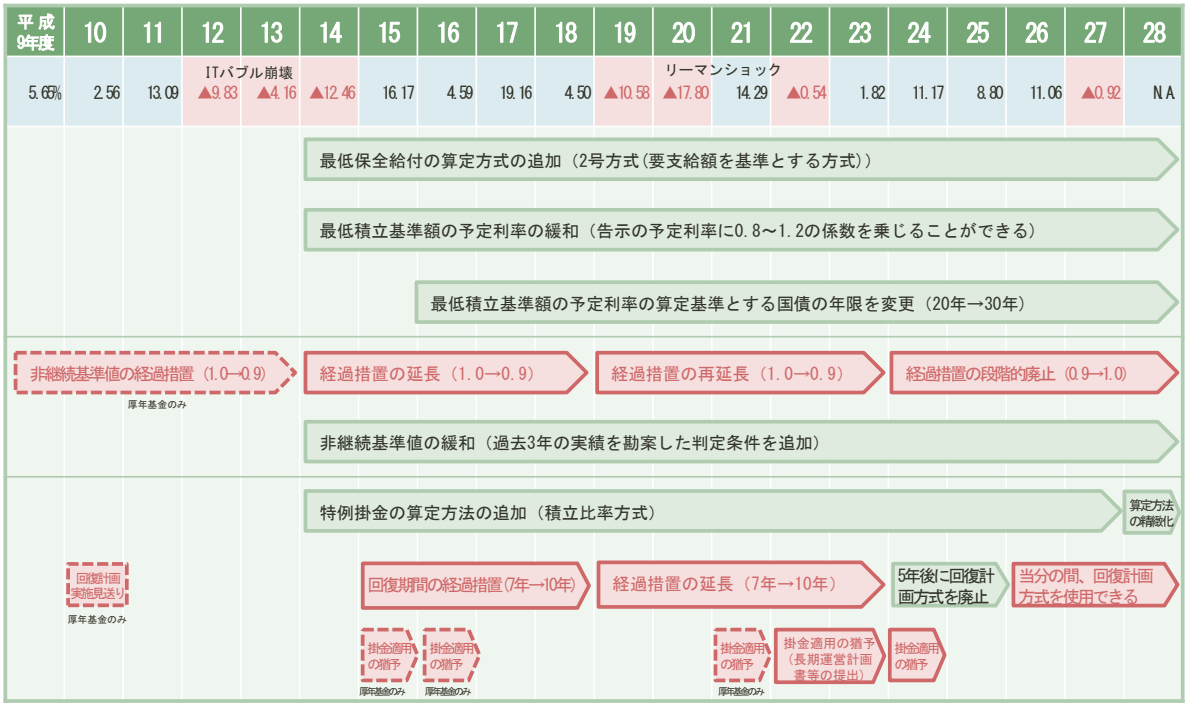

	平成9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
企業年金の利回り	5.65%	2.56	13.09	ITバブル崩壊 ▲9.83	▲4.16	▲12.46	16.17	4.59	19.16	4.50	▲10.58	リーマンショック ▲17.80	14.29	▲0.54	1.82	11.17	8.80	11.06	▲0.92	N.A
最低積立基準額						最低保全給付の算定方式の追加（2号方式（要支給額を基準とする方式））														
						最低積立基準額の予定利率の緩和（告示の予定利率に0.8～1.2の係数を乗じることができる）														
								最低積立基準額の予定利率の算定基準とする国債の年限を変更（20年→30年）												
判定要件	非継続基準値の経過措置（1.0→0.9） 厚年基金のみ					経過措置の延長（1.0→0.9）					経過措置の再延長（1.0→0.9）					経過措置の段階的廃止（0.9→1.0）				
						非継続基準値の緩和（過去3年の実績を勘案した判定条件を追加）														
特例掛金						特例掛金の算定方法の追加（積立比率方式）														算定方法の精緻化
	回復計画実施見送り 厚年基金のみ						回復期間の経過措置（7年→10年）				経過措置の延長（7年→10年）					5年後に回復計画方式を廃止		当分の間、回復計画方式を使用できる		
							掛金適用の猶予 厚年基金のみ	掛金適用の猶予 厚年基金のみ					掛金適用の猶予 厚年基金のみ	掛金適用の猶予（長期運営計画書等の提出）		掛金適用の猶予				

出所：平成28年12月企業年金に関する基礎資料及び資産運用実態調査結果と解説（2015年度）（企業年金連合会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

２． 受給権の確保

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

受給権として最低積立基準額を利用している事項

財政検証

- 非継続基準
  - ・非継続基準（＝積立金額÷最低積立基準額）の計算
  - ・積立金額が最低積立基準額を下回った場合に拠出すべき掛金額の計算
- 拠出中断
  - ・積立上限額の計算

制度変更

- 給付減額
  - ・給付減額であることの判定
  - ・給付減額時に希望する受給者に支給する一時金額の計算
- ＤＢ年金への移行
  - ・ＤＢ年金分割時に移換する積立金額の按分計算
  - ・給付の支給義務に関する権利義務の移転時に移換する積立金額の按分計算
  - ・実施事業所の減少に係る徴収金額の計算
- ＤＣ年金への移行
  - ・移換加入者に係る移換相当額の計算
  - ・確定拠出年金に移換する積立金額の按分計算※
  - ・移換する積立金額が移換相当額を下回った場合に拠出すべき掛金額の計算

終了

- ・積立金額が最低積立基準額を下回った場合に拠出すべき掛金額の計算
- ・残余財産の分配計算

その他

- 財政再計算
  - ・次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の計算
- 繰り入れ
  - ・年金経理から業務経理への繰入限度額の計算

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

終了時の受給権の確保の状況

終了DB

【計算例の前提】
・60歳開始20年確定年金
・予定利率・給付利率＝2.5%
・非継続基準の予定利率＝1.46%
・選択一時金額＝1,000万円
・残余財産＝最低積立基準額

選択一時金 1,000万円

最低積立基準額 1,100万円

退職金制度から移行した事業主にとって退職金額を超えた額を受給権として確保することの意味を理解できるか。

給付の移転承継 → 存在せず → 支払保証機関

残余財産の年金化 → 販売中止※1 → 生命保険会社

※1:一時払年金の販売中止

年金減額※2 → 企業年金連合会

※2:支給合計額でみて減額

【計算例の前提】
・62歳開始80歳保証終身年金
・60歳受換時の予定利率　1.00%

年金の支給合計額 1,260万円

年金 63万円 ・・・・・・ 20年 60歳 80歳

年金の支給合計額 1,150万円

年金 50万円 ・・・・・・ 23年 62歳 平均死亡年齢 85歳

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

3．米国との比較

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

非継続基準による米国との比較

項　　目	米　　国 （単独事業主確定給付企業年金）	日　　本
債務の評価	積立目標（Funding Target）＝発生給付の現価相当額 （リスク状態の積立目標） リスク状態（年金資産が積立目標の80%未満かつ悪化シナリオによる積立目標の70%未満）と判定された場合、悪化シナリオにより積立目標を計算する。 （悪化シナリオ） 10年以内に退職給付の受給選択権を得る加入者について、当年度以降最も早い期末に退職するものとし、かつ、すべての加入者が退職時に給付現価が最大となる給付を選択する ※2006年年金保護法により継続基準と非継続基準は一本化している。	発生給付の現価相当額
債務の予定利率	投資適格社債（A格以上）の2年平均のイールドカーブをもとに3区分（5年以下、5年超15年以下、15年超）した給付期間に応じた利率。 （2012年陸上交通新授権法で追加された安定化条項） ただし、過去25年平均の90%以上110%以下であること	30年国債応募者利回りの5年平均
年金資産	時価又は時価の直近2年平均（時価の90%以上110%以下）	時価 ※特例掛金の算定には数理的評価を使用できる
積立不足の対応	積立不足（＝積立目標－年金資産）を7年で償却 ※上記の償却費用に加えて積立目標の１年に増加する標準費用を合算した額が最低掛金額となる	積立比率方式：不足額を3区分して区分毎に5年～15年で償却した掛金額をもとに特例掛金を設定 回復計画方式：7年で積立比率が回復するよう特例掛金を設定
給付制限	年金資産が積立目標の80%未満の場合、給付増額となる制度変更の禁止、一時金を含む給付の前払いの禁止等	－

出所：平成28年12月企業年金に関する基礎資料（企業年金連合会）及び米国の確定給付年金の課題～健全性の観点から～（みずほ年金研究所）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

米国 セグメント率の推移

３区分セグメント率（セグメント率の25年平均による調整あり）の推移

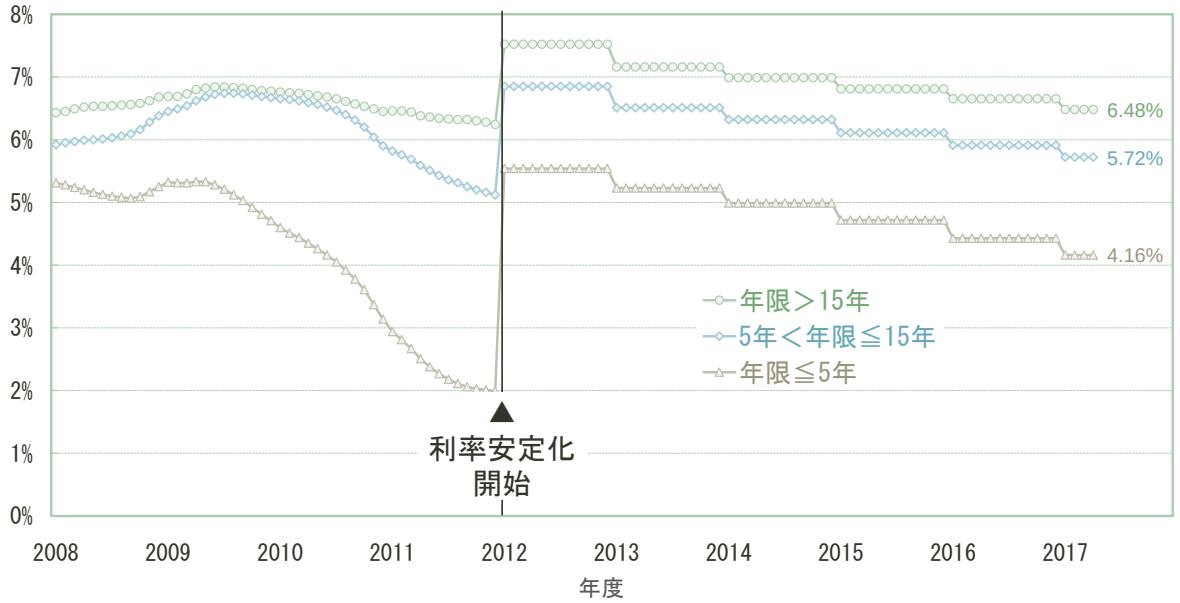

出所：irs.gov/retirement-plans/interest-rates-tables（米国 内国歳入庁）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

４．関連規定

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

財政検証

確定給付企業年金法

（積立金の額）

第六十条　積立金の額は、加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）に係る次項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定する最低積立基準額を下回らない額でなければならない。

（決算における責任準備金の額等の計算）

第六十一条　事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が前条第二項に規定する責任準備金の額（以下「責任準備金の額」という。）及び同条第三項に規定する最低積立基準額（以下「最低積立基準額」という。）を上回っているかどうかを計算しなければならない。

（積立不足に伴う掛金の拠出）

第六十三条　事業主は、第六十一条の規定による計算の結果、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、当該下回った額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより掛金として拠出しなければならない。

確定給付企業年金法施行規則

（積立不足に伴い拠出すべき掛金の額）

第五十八条　法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次条の規定により翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額と、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額（法第五十八条第二項及び法第六十二条に規定する場合に当該事業年度の末日までを計算基準日として掛金の額の再計算を行ったときは、当該再計算に基づく最低積立基準額に相当する額（当該再計算に係る給付を法第六十条第三項に規定する給付として同項の規定の例により計算した額をいう。）とする。以下この項及び第六十二条において同じ。）を控除した額に、第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額を合算した額から翌事業年度における積立金の増加見込額を控除した額（積立金の額が減少することが見込まれる場合にあっては積立金の減少見込額を加算した額）とする。

一　次の表の上欄に掲げる当該事業年度の末日における積立比率（積立金の額の最低積立基準額に対する比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じて同表の下欄に定める額

積立比率	額
○・八未満	積立金の額が最低積立基準額を下回る額（以下この表において「不足額」という。）から最低積立基準額に○・二を乗じて得た額を控除した額を五で除して得た額に、最低積立基準額に六十分の一を乗じて得た額を加算した額
○・八以上○・九未満	不足額から最低積立基準額に○・一を乗じて得た額を控除した額を十で除して得た額に、最低積立基準額に百五十分の一を乗じて得た額を加算した額
○・九以上一・○未満	不足額に十五分の一を乗じて得た額

二　積立金の額が最低積立基準額を下回る額

２　前項の翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合において、第四十六条第一項第四号の規定により特別掛金額を計算しているときは、翌事業年度における掛金の額に代えて、翌々事業年度における掛金の額又は同項第一号の規定に基づき特別掛金額を計算するものとした場合の翌々事業年度における掛金の額を用いて、前項の翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額を算定することができる。

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十三号）

附則

（回復計画に係る経過措置）

第四条　当分の間、各事業年度の決算における法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、確定給付企業年金法施行規則第五十八条の規定にかかわらず、当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して七年以内の事業年度の末日における積立比率（同条第一項第一号に定める積立比率をいう。）が一・○以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額の見込額として次に定めるところにより計算した額のうち、当該事業年度の翌事業年度に係る額又は同項第二号の額のいずれか小さい額とすることができる。

～省略～

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額

確定給付企業年金法

（積立金の額）

第六十条

～省略～

３　最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として政令で定める基準に従い規約で定めるものに要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

確定給付企業年金法施行令

（過去の加入者期間に係る給付の基準）

第三十七条　法第六十条第三項の政令で定める基準は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として規約で定めるものが、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものであることとする。

一　当該事業年度の末日において、年金給付の支給を受けている者　当該年金給付

二　当該事業年度の末日において、老齢給付金の受給権者であって法第三十七条第一項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者　その者が当該事業年度の末日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金

三　当該事業年度の末日において、老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者（加入者及び老齢給付金の全部に代えて脱退一時金の支給を受けた者を除く。）　その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

四　当該事業年度の末日において、法第四十一条第二項第一号に係る脱退一時金の受給権者であって、同条第四項の規定に基づきその脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をしている者　その者が当該事業年度の末日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金

五　当該事業年度の末日において、加入者であって、老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者　その者が老齢給付金を受けるための要件を満たしたときに支給される当該老齢給付金のうち、その者の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分として、厚生労働省令で定めるところにより計算した額

六　当該事業年度の末日における加入者（前号に規定する者を除く。）　その者が脱退一時金を受けるための要件を満たしたときに支給される当該脱退一時金のうち、その者の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分として、厚生労働省令で定めるところにより計算した額

確定給付企業年金法施行規則

（最低積立基準額）

第五十五条　法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一　予定利率は、当該事業年度の末日（当該事業年度の末日が一月一日から三月三十一日までの間にある場合にあっては、前事業年度の末日）の属する年前五年間に発行された国債（期間三十年のものに限る。）の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

二　予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあっては〇・八六を、加入者等が女子である場合にあっては〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。

２　令第二十四条第一項第三号の再評価及び同条第三項の額の改定を行う場合（第二十五条の規定により令第二十四条第一項第三号の方法を組み合わせている場合を含む。）にあっては、規約で定めるところにより、法第六十条第三項の現価の算定において、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を計算の基礎とするものとする。

～省略～

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

確定給付企業年金間の移行等

確定給付企業年金法施行規則

（確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法）

第八十七条の二　法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合又は法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金（以下この項において「移換先確定給付企業年金」という。）に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　当該分割を行う日（以下この号において「分割日」という。）の前日における当該分割を行う規約型企業年金又は基金の積立金（以下この項において「分割時積立金」という。）の額を分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は分割日が属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法

イ　通常予測給付額の現価

ロ　数理債務の額

ハ　数理債務の額から特別掛金額の予想額の現価と第四十七条に定める掛金の額の予想額の現価を合算した額を控除した額

ニ　分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日若しくはその前の財政計算の計算基準日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額又は分割日が属する事業年度の前事業年度の末日における最低積立基準額

～省略～

２　前項の規定は、法第七十九条第一項の規定により権利義務の移転を行う場合（同項 の政令で定める場合を除く。）における同条第三項 の規定により移換する積立金の額について準用する。この場合において、前項中「分割」とあるのは、「権利義務移転」と読み替えるものとする。

（実施事業所の減少に係る掛金の一括徴収）

第八十八条の二　法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。

一　当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金額の予想額の現価とする方法

二　前号の方法により計算した額に規約で定めるところにより次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を加算した額とする方法

イ　減少実施事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）において、積立金の額が当該減少日を法第六十条第二項に規定する事業年度の末日とみなして同項 の規定に基づき算定した責任準備金の額を下回ることが見込まれる場合　当該下回る額の見込額を償却するために必要となる掛金の額のうち減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることが見込まれる掛金の額として合理的に計算した額

ロ　減少日において、時価により評価した積立金の額が前回の財政計算の計算基準日において用いた第四十八条第一項に規定する方法で評価した積立金の額を下回ることが見込まれる場合　当該下回る額の見込額を償却するために必要な掛金の額のうち減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることが見込まれる掛金の額として合理的に計算した額

ハ　減少実施事業所の減少に併せて掛金の額の再計算をするとした場合において、イ又はロ以外の要因により掛金の額が増加することとなる場合　当該イ又はロ以外の要因により増加することとなる掛金の額のうち減少実施事業所の事業主が拠出すべき額として合理的に計算した額

三　減少日における積立金の額が、当該日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回ることが見込まれる場合において、当該下回る額の見込額のうち減少実施事業所に係る分として規約で定めるところにより合理的に計算した額とする方法

～省略～

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

確定給付企業年金法施行令

（確定拠出年金を実施する場合の積立金の移換）

第五十四条の二　法第八十二条の二第一項の規定による積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

～省略～

四　当該移換加入者の個人別管理資産に充てることができる金額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に相当する額（以下「移換相当額」という。）であること。

イ　給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日（以下「規約変更日」という。）を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定の例により計算した額

ロ　規約変更日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額

～省略～

（確定拠出年金を実施する場合の残余財産の移換）

第五十四条の三　法第八十二条の二第六項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一　残余財産のうち、法第八十九条第六項の規定により、終了制度加入者等（同項 に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）に分配されるべき額を当該終了制度加入者等の個人別管理資産に充てるものであること。

二　残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法が法第八十二条の二第六項の規約において定められていること。

三　終了した日における積立金の額は、当該終了した日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額を下回らない額であること。

（資産の移換をする場合の掛金の一括拠出）

第五十四条の四　事業主等が法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金を移換する場合において、規約変更日の前日における積立金のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により算定した額が移換加入者に係る移換相当額の合計額を下回るときは、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

確定給付企業年金法施行規則

（資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法）

第九十六条の二　令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第一項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資 産管理機関」と読み替えるものとする。

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

確定給付企業年金の終了及び清算

確定給付企業年金法

（終了時の掛金の一括拠出）

第八十七条　第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回るときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

確定給付企業年金法施行令

（終了した確定給付企業年金の残余財産の分配）

第五十七条　法第八十九条第六項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　終了した確定給付企業年金の残余財産の額が、当該確定給付企業年金が終了した日（以下この条において「終了日」という。）を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額（以下この条において「終了日の最低積立基準額」という。）を上回る場合は、次に掲げる額を合算した額を当該終了制度加入者等に分配するものであること。

イ　当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

ロ　残余財産の額から当該確定給付企業年金の終了日の最低積立基準額を控除した額を、厚生労働省令で定めるところにより分配した額

二　前号に規定するもの以外の場合には、次に掲げるいずれかの方法で分配するものであること。

イ　当該確定給付企業年金の当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する方法

ロ　終了日における受給権者及び老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす加入者であった者（以下この項において「受給権者等」という。）に対し、当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額を分配し、その残余がある場合には、当該終了制度加入者等（受給権者等を除く。以下このロにおいて同じ。）に、当該残余の額を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあっては、当該受給権者等に対し、当該残余財産の額を当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する方法

ハ　当該確定給付企業年金の当該終了制度加入者等のうち掛金の一部を負担した者（以下この号において「掛金負担者」という。）に対し、当該掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額のうち当該負担に基づき算定される部分（以下この号において「掛金負担相当額」という。）を分配し、その残余がある場合には、当該終了制度加入者等に、当該残余の額を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額（掛金負担相当額を除く。）に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、掛金負担相当額の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあっては、当該掛金負担者に対し、当該残余財産の額を当該掛金負担者に係る掛金負担相当額に応じて按分して得た額を分配する方法

～省略～

確定給付企業年金法施行規則

（最低積立基準額を上回る残余財産の分配方法）

第九十九条　令第五十七条第一項第一号ロの規定による残余財産の額から同号に規定する終了日の最低積立基準額を控除した額の分配は、規約で定めるところにより、加入者等に係る責任準備金の額又は最低積立基準額等を勘案して、公平かつ合理的に行われるものとする。

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

給付の額の減額

確定給付企業年金法施行規則

（給付減額の手続）

第六条　令第四条第二号の厚生労働省令で定める手続は、次のとおりとする。ただし、前条第五号又は第六号に掲げる理由により給付の額を減額する場合は、第一号及び第二号イに定める手続を要しない。

一　規約の変更についての次の同意を得ること。

イ　加入者（給付の額の減額に係る受給権者を除く。以下この号及び次項において同じ。）の三分の一以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意

ロ　加入者の三分の二以上の同意（ただし、加入者の三分の二以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。）

二　受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる手続を経ること。

イ　給付の額の減額について、受給権者等の三分の二以上の同意を得ること。

ロ　受給権者等のうち希望する者に対し、給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項 の規定に基づき算定した当該受給権者等に係る最低積立基準額を一時金として支給することその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること（受給権者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更に同意する場合を除く。）

平成14年3月29日年発第0329008号

２　給付の額を減額する場合の取扱い

～省略～

⑵ 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、①のウに該当する場合は、少なくとも５年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとすること。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第２８条第１項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近５年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとすること。

①　次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア　給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合

イ　一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

ウ　各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合

～省略～

⑸ 規則第六条第一項第二号ロに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

ア　規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額を一時金として支給する措置に加えて、次のａ又はｂその他の給付の額の減額がないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法。

ａ　規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規則第二十六条第三項に規定する予定利率及び予定死亡率により算定される給付に要する費用の予想額の現価に相当する額（以下この⑸ において「給付現価相当額」という。）

ｂ　規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規約の定めるところにより算定される一時金として支給する老齢給付金の額（以下この⑸ において「選択一時金の額」という。）

イ　規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額から当該規約の変更による給付に相当する最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、当該規約の変更による給付を支給する方法。

ウ　前記イの措置に加えて、前記イ中「最低積立基準額」を「給付現価相当額又は選択一時金の額その他合理的に算定した一時金の額」と読み替えて適用する選択肢を追加する方法。

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

その他

確定給付企業年金法施行規則

（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額）

第四十四条　前条の規定に基づき掛金の額を計算する場合において、次に掲げる事情によって、次回の財政再計算までの間に積立金の額が法第六十条第二項に規定する責任準備金の額（以下「責任準備金の額」という。）又は同条第三項に規定する最低積立基準額（以下「最低積立基準額」という。）を下回ることが予想される場合にあっては、当該下回ることが予想される額のうちいずれか大きい額の現価を前条の規定に基づき計算した通常予測給付額の現価に相当する額に加算することができる。

～省略～

（積立上限額の算定方法）

第六十二条　当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

一　次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額

イ　予定利率は、当該事業年度の末日における下限予定利率とすること。

ロ　予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。

（１）加入者　零

（２）男子であって、加入者であった者又はその遺族（（４）に掲げる者を除く。）　〇・七二

（３）女子であって、加入者であった者又はその遺族（（４）に掲げる者を除く。）　〇・七二

（４）障害給付金の受給権者　一・〇（（１）に掲げる者を除く。）

ハ　その他の基礎率は、前回の財政計算で用いた基礎率とすること。

二　当該事業年度の最低積立基準額

（年金経理から業務経理への繰入れ）

第百十一条　基金は、前事業年度の末日における積立金の額が責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

２　前項の繰入れは、当該繰入れを行わなければ、基金の事業の実施に支障を来す場合その他やむを得ない場合に限り行うものとする。

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

Pension Fund Association
企業年金連合会

第１回企業年金財政基準研究会 平成29年 6月29日	資料３

非継続基準に関する検討資料
～最低積立基準額と数理債務との大小比較～

企業年金連合会 数理部

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額及び数理債務の水準に関する指標

$$指標 = \frac{数理債務}{最低積立基準額}$$

指標 ≧ 1.0	指標 ＜ 1.0
各債務と積立金との関係は以下の通り簡明になる。 ・積立金の目標は数理債務 ・積立金の下限は最低積立基準額	積立金の額が継続基準を満たしても、非継続基準を満たすまで、積み増す必要がある。

	非継続基準 ≧ 1.0	非継続基準 ＜ 1.0
指標 ≧ 1.0	数理債務 / 最低積立基準額 / 純資産額 ○	数理債務 / 最低積立基準額 / 純資産額 △ ※ 特別掛金の償却完了時に非継続基準をクリアーする可能性あり
指標 ＜ 1.0	数理債務 / 最低積立基準額 / 純資産額 ○	数理債務 / 最低積立基準額 / 純資産額 ×

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

指標の分布状況

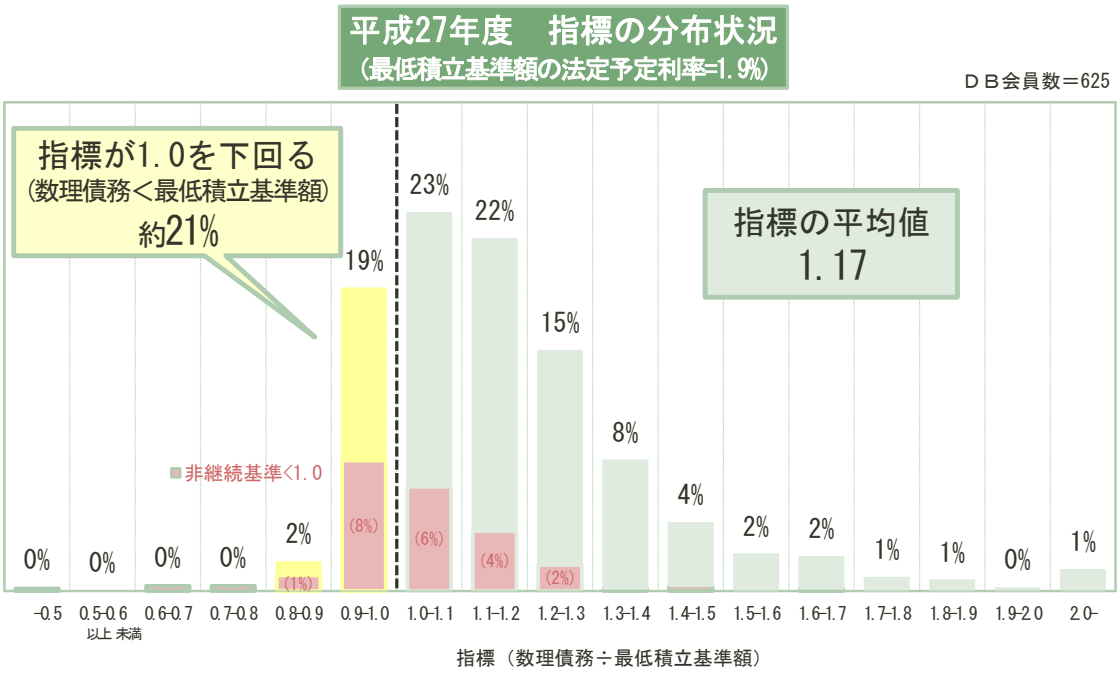

出所：財政・事業運営実態調査結果を加工（企業年金連合会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

予定利率別　指標が1.0を下回るＤＢ会員数

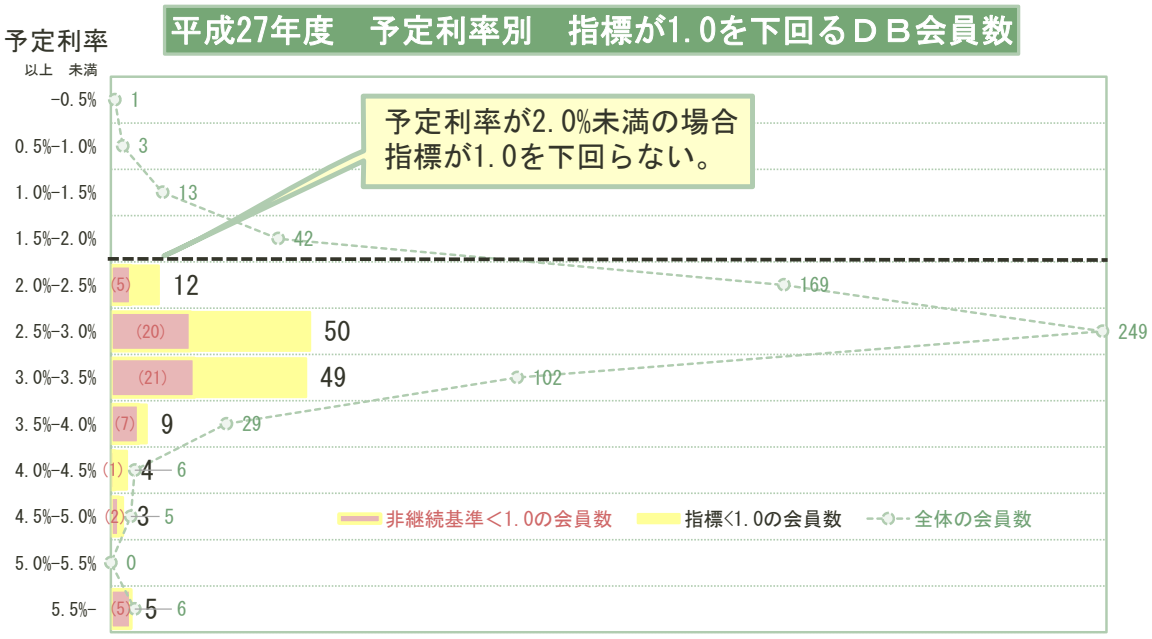

出所：財政・事業運営実態調査結果を加工（企業年金連合会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

設立形態別　指標が1.0を下回るＤＢ会員数

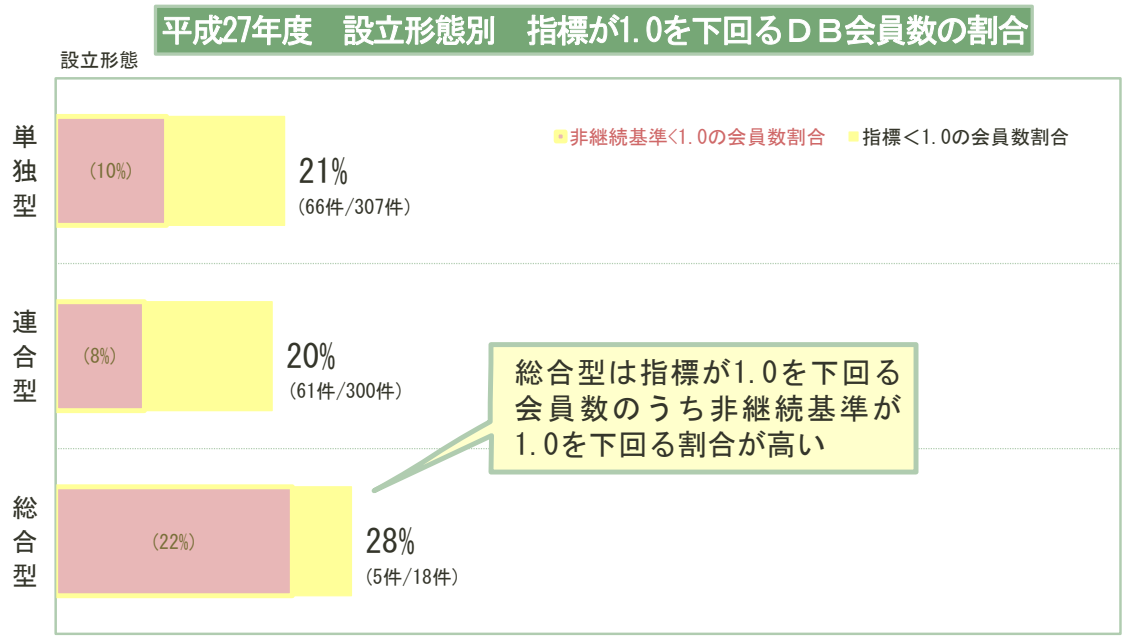

出所：財政・事業運営実態調査結果を加工（企業年金連合会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の予定利率の低下の影響

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の予定利率の当面の見込み

最低積立基準額の予定利率及び30年国債応募者利回りの推移

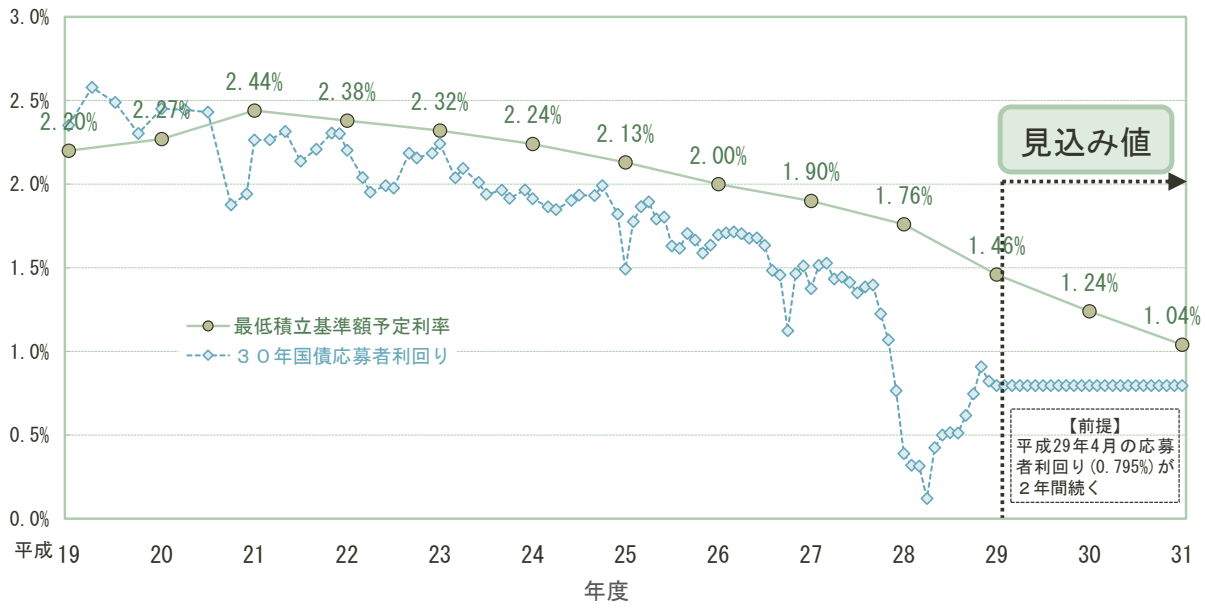

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の予定利率の低下のイメージ図

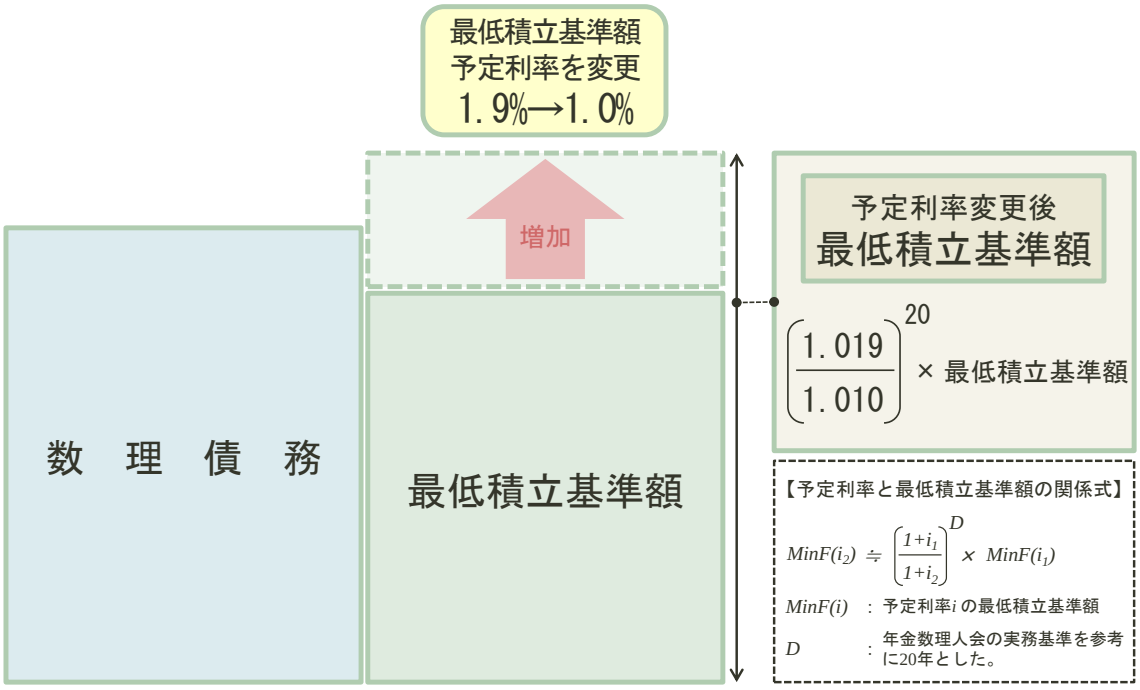

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

指標の分布状況

（最低積立基準額の予定利率=1.0%）

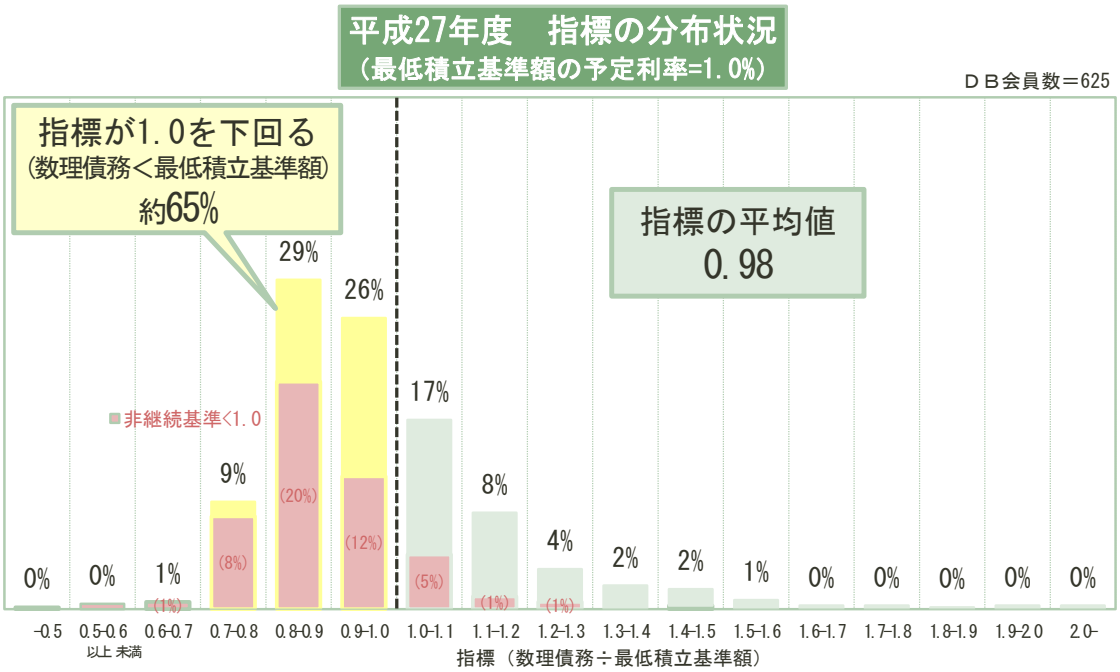

出所：財政・事業運営実態調査結果を加工（企業年金連合会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

予定利率別　指標が1.0を下回るＤＢ会員数

（最低積立基準額の予定利率=1.0%）

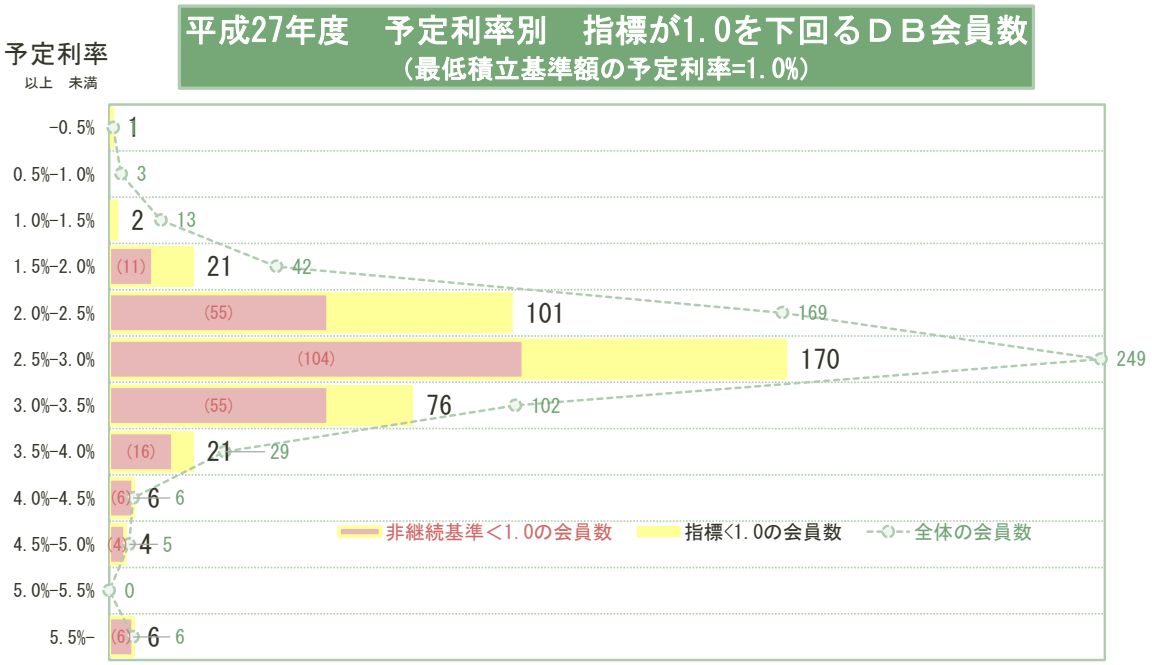

出所：財政・事業運営実態調査結果を加工（企業年金連合会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

設立形態別　指標が1.0を下回るＤＢ会員数

（最低積立基準額の予定利率=1.0%）

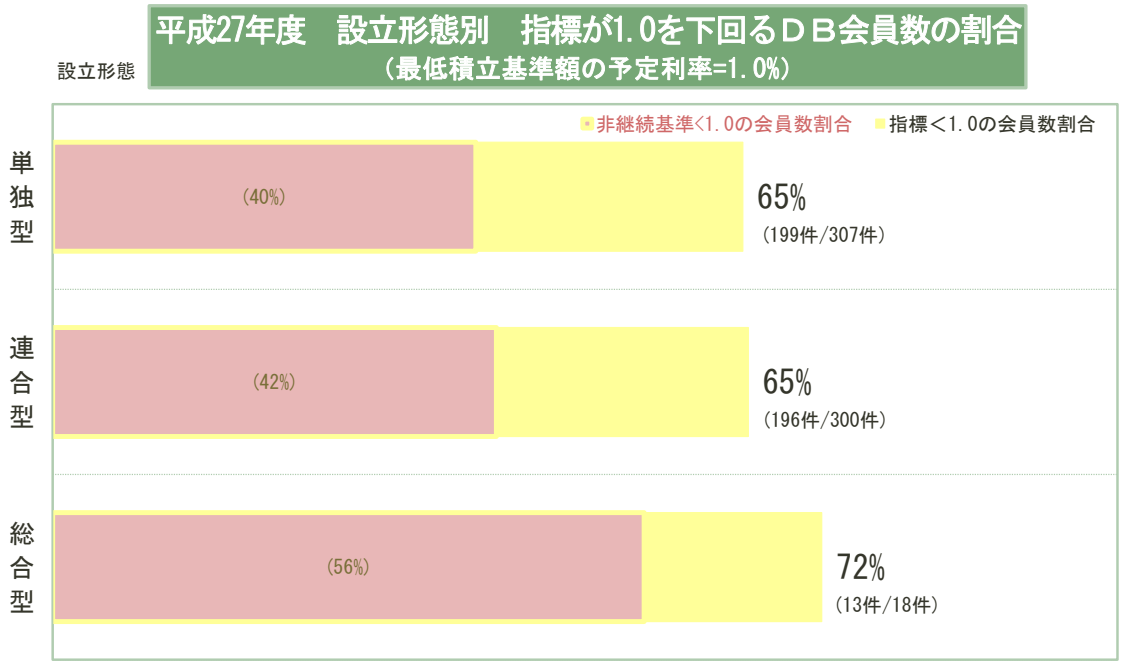

出所：財政・事業運営実態調査結果を加工（企業年金連合会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の予定利率の低下の影響

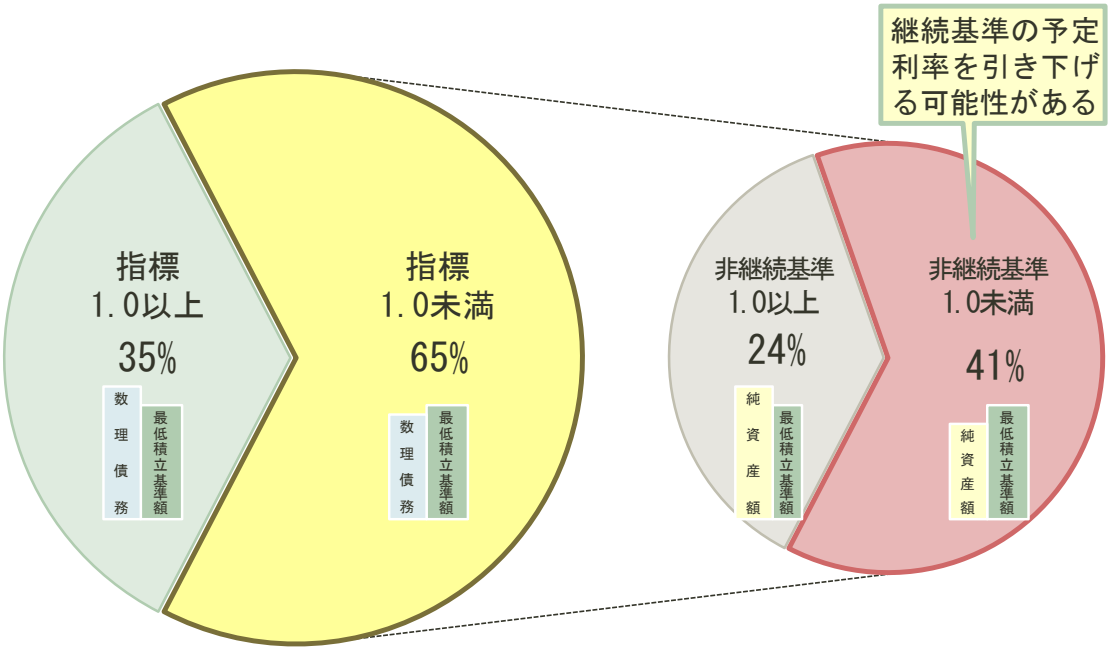

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

第１回企業年金財政基準研究会
委員提出資料３

非継続基準導入前史

村山　令二

はじめに

現在、確定給付型企業年金（厚生年金基金と確定給付企業年金）について、**法令で定められている非継続基準（最低保全給付、最低積立基準額、財政検証）**は、昭和 63（1988 年）厚生年金保険法改正により厚生年金基金連合会（現企業年金連合会。以下連合会という）の事業とされた下記の二つの事業の実施のため、**連合会が連合会規約・規程等に定めた事項（解散時給付、解散時責任準備金、積立水準の検証事業）**も関わりがあると考えるので、非継続基準前史として当時の連合会における制度改正への対応状況を紹介する。なお、ありうべき誤りや意見にわたる部分等、本資料の一切の責任は筆者個人にある。

１．解散基金加入員（加入員と受給権者）の申し出により、解散基金の残余財産の分配金を原資として、連合会で年金化（代行加算年金）する事業
（中途脱退者の脱退一時金の年金化（基本加算年金）とあわせて、「加算通算事業」と呼ばれた）

＊残余財産とは、基金解散時の資産から代行部分の資産である最低責任準備金を控除したプラスアルファ部分の資産

２．厚生年金基金（以下、基金という）からの拠出金を原資として代行加算年金の年金額を付加する支払保証事業の創設
（認可事業であり、法律で事業内容の一切は連合会規約に定めるとされた）

Ⅰ.連合会の２つの事業の実施と、連合会規約・規程等に定めた事項（解散時給付、解散時責任準備金、積立水準の検証事業）導入との関係

１．個人単位の解散時責任準備金による残余財産の分配基準の統一

残余財産の分配金が年金化されるようになるため、解散基金加入員に基金の給付設計や解散までの加入期間などの実績に照らして公平になるよう残余財産の分配基準を統一することとなった。（法律の要請）

しかし、当時は厚生年金基金の解散が極めて少なく解散がほとんど想定されておらず、制度改正前の基金規約の残余財産分配の規定はまちまちであった。（実例として、要支給額基準や給付現価基準などがあった）

そこで、解散基金加入員ごとに基金の給付設計や解散までの加入期間などに応じた**「解散時給付」**という年金給付を設定し、その給付に必要な一時金（**「個人単位のプラスアルファ部分の解散時責任準備金」**とよんだ）に応じて分

配することとなり、規約例が示され、全基金が一斉に規約改正した。
（詳しくは、基本部分中のプラスアルファ分、加算部分それぞれについて、解散時給付と解散時責任準備金を設定）

なお、連合会は、移管された分配金を原資に解散時給付を給付するのではなく、連合会の設計した代行加算年金を支給することとした。（基金における中途脱退者の給付義務の継承とは異なる。保険料一括払いの年金給付。）

２．基金の解散時責任準備金と支払保証水準の設定

支払保証するためには保証水準が必要なので、解散基金単位で保証すべき資産水準を決め、解散時の資産のうち保証水準に足りない資産額を支払保証給付の原資として、基金の拠出金による支払保証事業の資金から支出し、その資産を各解散基金加入員に解散時責任準備金に応じて配分することとした。

そこで、個人単位の解散時責任準備金の合計が必要になり、それを「**基金の解散時責任準備金**」と呼ぶことにした。

解散時給付＝代行給付＋プラスアルファ給付
解散時責任準備金
＝最低責任準備金＋プラスアルファ部分の最低責任準備金

しかし、プラスアルファ部分の厚みは基金により異なり、各基金が負担する拠出金を原資とするため、基金の解散時責任準備金をそのまま保証水準とすると不公平になる。そこで、基金の解散時責任準備金とは別に、保証水準を設定した。（拠出金は連合会費に準じ一人当たり定額。規模により逓減。）

具体的には、全基金共通の設立認可基準のプラスアルファ３０％を基に、
保証水準＝最低責任準備金＋最低責任準備金×０．３
として基金の合意を得た。

なお、**最低責任準備金は行政が監督するので不足すること（代行割れ）はないとされ、支払保証の対象はプラスアルファ部分のみとされた。**

３．積立水準の検証事業の実施

当時の基金の解散規定では代行給付の原資である最低責任準備金を保有していれば解散できたので、放漫な財政運営の結果、保有資産が保証水準に満たずに解散しても、支払保証事業から給付されることとなる。

これでは拠出金を負担する基金の納得が得られないので、**保証すべき解散事由の設定**と、**基金継続時からの自助努力として、保証水準と解散時責任準備金による積立水準の検証を行う**こととし、その結果を支払保証事業の主体

である連合会に報告し、連合会はその結果を集計し、公表するという**積立水準の検証事業**を行うことになった。積立水準の低い基金の相談事業も構想されていた。

保証水準だけでなく**解散時責任準備金でも検証する**こととなったのは、そもそも、**基金は加入員に規約で定めた水準の年金給付を行うためにあるのだから、存続時の給付だけでなく解散時にも規約で定めた水準の解散時給付が賄えるだけの資産を確保するよう、保証水準を超えた部分も自助努力により確保する財政運営を行うべきである**と考えられたからである。

また、わずかではあるが解散時責任準備金が上記の保証水準より低い基金があり、このような基金の保証水準は上記の保証水準でなく解散時責任準備金とすることとされていたことも理由である。

Ⅱ．当時の主な論点

１．個人単位の一時金（現価）の合計としての解散時責任準備金

解散時責任準備金は最低責任準備金の考え方をプラスアルファ部分にも適用したものであり、解散時には給付設計やこれまでの加入期間などに応じた個人単位の給付（解散時給付）を設定し、それに必要な年金原資（一時金。現価）を考え、その合計を基金で確保するという考え方である。

当時、基金の財政運営は、存続を大前提として財政方式に基づき算定された掛金を用いて基金全体で保有すべき資産を確保するという“存続時責任準備金”にもとづくもののみであった。責任準備金明細書も存続時責任準備金が主で、最低責任準備金の検証も行われていたが、当然確保されていると考えられた。

このため、単に責任準備金といえば基金全体の存続時責任準備金を意味していたので、同じ責任準備金という言葉を使いながら、掛金を用いない解散時責任準備金は受け入れられにくい面があった。

また、基金の解散が少ないので母体企業の倒産も想起させる解散という言葉を使う「解散時責任準備金」という名称にかなり反発があった。

２．解散時責任準備金という名称の由来

解散時責任準備金の名前は、企業年金制度が日本の企業年金制度に近く支払保証事業を行っていたアメリカのＰＢＧＣ（年金給付保証公庫）に、1987 年の法律改正により導入された Plan Termination Liability（ＰＴＬ）の直訳である。(1987　Omnibus Budget Reconciliation Act)

（法律で支払保証事業の内容が連合会に一任されたので、連合会はその検討・準備のため、基金の代表者からなる調査団をアメリカに送り、アメリカの支払保証事業を調査した。）

３．予定利率と死亡率

解散時責任準備金を算定するために用いる予定利率は５．５％とされた。

代行部分の最低責任準備金は５．５％であり、存続時責任準備金の予定率も５．５％と規定されていた。また、当時の民間商品（一時払い）や郵便年金も５．５％であり、**連合会でなく個人でも確保できると考えられた**からである。

死亡率については、当時も死亡率の改善により平均寿命が延びており、**年金受給までの死亡率の改善分の確保が必要なことは想定された**が、基金と同じとされた。当時の基金財政運営の考え方は、当時の運用環境では予定率５．５％では利差益が生ずるので、その**利差益で死亡率の改善に必要な原資を賄う**というものであった。

（当時は、同様の考え方で、代行加算年金を連合会の利差益で給付改善する考えであり、連合会規約にも明記されていた）

４．積立水準の検証に用いる資産の範囲とその評価

当時の基金の財政運営に用いる資産は簿価であったが、**積立水準の検証は解散時を想定するのだから、簿価だけでなく時価でも行う**こととされた。

さらに、解散時には経理区分もないのだから、**年金経理だけでなく業務経理・福祉経理の資産も加えた全資産で評価**することとされた。

年金経理の時価評価については、当時、信託銀行からの信託資産の基金への報告書に簿価だけでなく一定の前提による時価があったのでそれを利用することとした。

業務経理・福祉経理で保有する不動産・建物も時価評価する案であったが、地価の上昇もあり、また、わざわざ不動産鑑定士に評価させるのかといった反発もあり、時価は希望する基金のみとなった。

５．解散時責任準備金の算定

解散時責任準備金は法令ではなく連合会規約に規定されていたものなので、法律に基づく基金と受託機関の業務委託の範囲に含まれるかどうか明確ではなかった。

そこで、当面、法令に基づき業務委託で作成されていた、存続責任準備金の算定基礎を示す責任準備金明細書から必要な計数を拾うこととしたが、それでも不足する一部の計数は受託機関の協力を得て、基金に提供してもらった。

理念どおりの解散時責任準備金の算定ではなかったが、近いものとした。

６．解散時給付の設定

基金の加算部分は退職金を移行したものが多く、退職時の給付を想定した設

計であるため、退職前に基金が解散したときの給付（解散時給付）とは何か、議論が行われた。
　代行給付のイメージ（＊）を中心に議論したが、当時は完全な意見の一致はみず、実際に解散が発生したら、もっと詳しく検討することとなった。
　なお、**要支給額との意見があったが、**基金が存続していたら得られたであろう給付とはかなり異なり、通常の退職まで勤務して年金を受給することを期待していた加入員の期待に反するとして、**連合会では難色を示していた。**

　＊代行給付は勤務中の標準報酬月額の累計に定率を掛算するものであり、解散時にはそれまでの標準報酬月額と加入期間が反映される。

７．解散時責任準備金や積立水準の検証等の法的根拠の必要性
　解散時責任準備金も積立水準の検証も加入員の年金受給権や基金の財政運営に関わる重要な事項であるから、連合会の自主事業にとどまらず、法令に根拠を設け行政の指導監督の対象としてほしいと連合会から要望した。

　特に、積立水準の検証事業において、解散時責任準備金の正確な算定、積立水準の検証の結果不足があった場合の基金の自助努力の具体的な対応方策（追加掛金の拠出など）とその実行等については、法令事項であると考えられた。
　しかし、当時は、要望したものの将来の検討課題とされた。

Ⅲ　その後の展開
　資産の自主運用の拡大、資産の時価評価、資産運用利回りの低下、日本紡績業厚生年金基金の代行われ解散などがあり、予定利率の弾力化、資産の時価評価などが行われ、解散を現実のものとして想定し、年金受給権を保護する措置の必要性が高まった。
　平成８、９年（1996,1997 年）に、これまで基金制度の発展に伴い随時示されてきた財政運営ルールを体系的に整理し、受給権の保全の観点から、数理債務、継続基準、非継続基準（最低保全給付、最低積立基準額、財政検証）などを規定した財政運営基準が定められた。

　なお、平成１３年（2001 年）には、このような**受給権保護の仕組みに欠ける適格退職年金を廃止し、厚生年金基金（厚生年金保険法）と同じ確定給付型企業年金として同じ受給権保護の仕組みを持つ確定給付企業年金（確定給付企業年金法）が創設された。**

以上

第5回 年金積立金運用フォーラム

平成26年 1月21日

米国の確定給付年金の課題
～健全性の観点から～

時間: 18:30～
場所: 一般社団法人 年金綜合研究所

みずほ年金研究所 小野正昭

注）本資料は、筆者個人の調査にもとづいています。引用は自由ですが、内容の正確性は保証しません。

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷

2006年年金保護法以前

エリサ法施行以降の積立基準の変遷

年	法　律	内　容
1974	Employee Retirement Income Security Act of 1974 (ERISA)	制定。
1980	Multiemployer Pension Plans Amendment Act of 1980 (MEPPA)	多数事業主制度の積立基準の強化(未積立債務の償却期間の短縮)。
1987	Pension Protection Act of 1987 (OBRA 87)	現在債務の計算の基準として30年債の利回りに対する許容範囲90-110%の設定、最低積立基準の増額、現在債務の150%という完全積立限度の導入。
1994	Retirement Protection Act of 1994 (RPA)	現在債務の計算における利率の許容範囲の縮小(30年債の加重平均の 90～105%)、および死亡率の標準化による積立要件の強化。積立基準に現在債務の 90%という下限を設定。
1997	Taxpayer Relief Act of 1997 (TRA)	現在債務を基準とした積立上限を、1999年に開始の制度年度は155%、以降2005年に170%へ段階的に引上げる。
2001	The Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001 (EGTRRA)	160%の完全積立限度の引上げ計画を加速させ、2004年以降にはじまる制度年度から廃止。
2002	The Job Creation and Worker Assistance Act of 2002	2002年からの2年間に始まる年度について、現在債務の計算における利率の許容範囲を 30 年債利回りの加重平均の90-120%に一時的に拡大。
2004	Pension Finding Equity Act of 2004	2004 年から 2 年間、現在債務の利率を長期の優良社債の複合インデックスにもとづく利率に置き換え、その4年加重平均の90%から 100%を適用。当初2年間は鉄鋼・航空会社等は、不足削減掛金の条件が緩和。

出所：GAO-04-90、Appendix II を参考に筆者が作成。

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 23

2006年年金保護法以前

最低積立基準（継続基準）－2001年まで

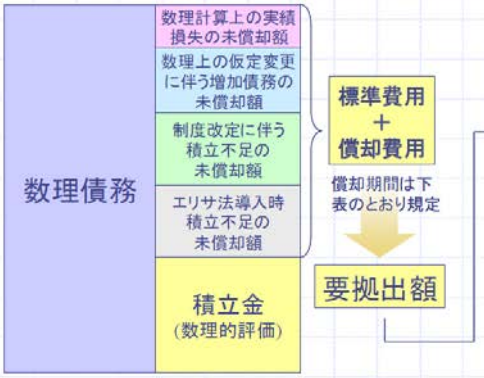

注)簡単のため、各種損益はすべて損失(追加債務)との前提で表示。

発生要因別過不足額の償却期間

	単独事業主制度	多数事業主制度 1980年以降	多数事業主制度 1980年以前
Ⅰ．基準適用時の不足			
エリサ以前の制度	40年	40年	
エリサ以降の制度	30年	30年	40年
Ⅱ．制度改訂に伴なう過不足			
	30年	30年	40年
Ⅲ．数理上損益			
実績損益	5年	15年	
仮定の変更	10年	30年	

最低積立基準勘定のイメージ

費用勘定	収益勘定
標準費用	拠出したと見做される掛金
各種償却費用 エリサ法適用時の積立不足 制度改訂による増加債務 実績損失	
過去に免除された掛金の償却費用	
代替的積立基準からの復帰による増加債務の償却費用	
完全積立限度の廃止による追加債務の償却費用	(当年度に免除された掛金)
利息(繰越が累積拠出不足の場合)	利息(繰越がクレジットの場合)
拠出超過 →累積拠出不足の減額またはクレジットの加算	拠出不足 →クレジットの取崩または累積拠出不足の加算
合　計	合　計

①積立基準勘定で累積拠出不足(累積の収支残高がマイナス)にならない額が下限
②累積拠出不足は事業主に対する優先債権となる

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 24

2006年年金保護法以前

最低積立基準（継続基準）－2001年まで

財政方式

標準費用、数理債務、過去勤務債務、実績損益は、制度の費用決定に用いられた財政方式による。

財務省規則によれば、「事前積立数理的費用方式または数理的費用方式とは、年金制度の給付と経費の、年間の数理的費用の金額と発生を設定するために用いられる、認められた数理的技法をいう。許容される数理的費用方式には、発生給付費用方式（単位積立方式）、加入年齢標準費用方式、個人平準保険料方式、総合保険料方式、到達年齢方式、および凍結初期債務費用方式である。退職時積立方式および当座積立方式(賦課方式)は、許容される数理的費用方式ではない。」

積立金の数理的評価

財務長官により定められた公正価値を考慮した合理的な方法による。

財務省規則によれば、数理的評価方法は、①一貫したものを使用すべき、②他のアクチュアリーが再現可能な程度に具体的に数理レポートに記述すべき、③公正市場価値を反映させるために公正市場価値または平均値を使用すること、④公正市場価値を常に上回る（または下回る）評価方法でないこと、⑤評価額は一定の上下限の範囲内とすること、が定められている。ここで、上下限とは、下限の場合は公正市場価値の80%か平均値の85%のいずれか小さい額、上限は公正市場価値の120%か平均値の115%のいずれか大きい額とされる。なお、平均値は5年を超えない期間で平滑化を意図して調整を施した金額である。

数理的仮定の要件

- 将来事象に対するアクチュアリーの最良の予測を提供すること
- **単独事業主の場合**：個々の仮定の合理性か、同様の結果をもたらす全体の合理性を要求（過去の実績および合理的期待を反映）
- **多数事業主の場合**：全体の合理性のみを要求（過去の実績および合理的期待を反映）

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 25

2006年年金保護法以前

追加的積立要件（非継続基準）ー2001年まで

多数事業主制度以外の制度に適用される。現在債務に対する積立率が90%未満の場合に適用。ただし、以下の場合には適用されない。

- 現在債務に対する積立率が80%以上、かつ
- 過去3年のうち連続する2年の積立比率が90%以上

2000年以降の死亡率改定による債務増加額	未積立死亡率増加額	発生から10年間で償却	不足削減掛金(DRC)：当該年度の現在債務の増加額 ＋ 左記の償却額の合計
現在債務（上限利率適用）	未積立新債務	積立比率に依存する額	
	追加的未積立旧債務(1994年改正の追加部分)	1995年から12年間で償却	
	未積立旧債務(当初規定分)	1989年から18年間で償却	
	積立金（数理的評価）		

DRC>最低積立基準による掛金

＋

予測不能偶発事象給付債務の償却額

要拠出額

利率

現在債務のための利率は積立基準勘定のための利率と同じものを使用するとされているが、加重平均（30年国債利回りの4年加重平均）に以下の上限比率を乗じたものを越えることはできない。

制度年度	上限比率
1995年	109%
1996年	108%
1997年	107%
1998年	106%
1999年以降	105%

①「DRC>最低積立基準による掛金」の場合、「追加的積立要件」にもとづく掛金が下限
②税法上の損金算入額が上限
③繰越のクレジット(累積の収支残高がプラス)がある場合、取崩せば掛金を拠出したと見做される

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 26

2006年年金保護法以前

"パーフェクト・ストーム"への応急対応

2002年雇用創出および労働者支援法

- 2002年および2003年について、現在債務の計算における割引率の許容範囲を、30年債利回りの(4年)加重平均の90-120%(変更前：90-105%)に一時的に拡大
- 同じくPBGCの変動保険料の計算に使用する割引率を、30年債利回りの100%(変更前：85%)に一時的に引上げ

2004年年金積立衡平法

- 2004年および2005年について、現在債務の計算における割引率は優良長期社債の複合インデックスにもとづく利率に変更
- 同じくPBGCの変動保険料の計算に使用する割引率を、優良長期社債の85%に変更
- 航空会社、鉄鋼業者等に不足削減掛金の一部適用免除

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 27

2006年年金保護法以降

2006年年金保護法（単独事業主制度）

① 日本でいう継続・非継続の2本建てから、非継続基準に近い積立目標および償却計画に一本化
- 積立目標を定義する財政方式（＝単位積立方式）、および割引率、死亡率等の数理的仮定を特定
- 目標となる積立水準の引上げ:「現在債務の90%」⇒段階的に「積立目標の100%」
- 積立不足は概して7年で償却
- 積立目標の150%水準までの掛金損金算入の設定

② 制度資産の評価にあたり、公正価値基準を原則としつつ、数理的評価を容認
- 平滑化期間の短縮（2年）や乖離幅を縮小（最大10%）させ、従来以上に公正価値に近づけた

③ 債務の評価は、社債イールドカーブをもとに期間別に設定
- 社債イールドカーブをもとに3つのセグメント率を設定、割引率として使用
- セグメント率設定にあたり、2年の平滑化期間を設定

④ 危機的状態を2段階（黄信号、赤信号）で定義
- 黄信号　積立比率80%（2008年65%、2009年70%、2010年75%の経過措置あり）未満
- 赤信号　積立比率60%未満

⑤ 危機状態に応じた健全化措置の設定
- 給付制限（支払の一部または全部停止、給付発生の停止、幹部社員のための非適格繰延報酬制度の利用制限）
- 必要掛金の増額
- 財政運営の柔軟性の制限（クレジットバランスの使用制限）

⑥ 個別企業の救済措置と考えられる規定が盛り込まれた

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 28

2006年年金保護法以降

2006年年金保護法（多数事業主制度）

① 積立基準は、改正前の第302条と同様の積立基準勘定による
- 過不足額の償却は、ほぼ15年に統一され厳格化
- 積立基準勘定は選択した財政方式にもとづく（財政方式は単位積立方式に限定されない）
- 制度資産は公正価値を反映し財務省規則で認められた適切な数理的評価方式にもとづく
- 数理的仮定は個々に適切、かつ、全体としてアクチュアリーの最善の予測
- 費用の償却は、財務長官に申請すれば、5年ないし10年の延長が可能（5年は自動的）
- 償却の延長のほかに、第302条に規定する拠出の猶予（15年間で5回まで）がある
- 現在債務の140%から制度資産の数理的評価額を差し引いた額までを損金算入可能額に設定

② 積立状態の悪い制度に関して対応策が規定された
- 危機的状態（積立水準が80%未満）の場合は積立改善計画、危篤状態（同65%未満等）の場合は回復計画を義務付け（積立水準は、単位積立方式にもとづく）
- 積立改善計画では積立不足を原則10年間で33%改善させるような、給付発生の減額、掛金引上げ等を含む対応策に合意が必要
- 回復計画では原則10年間で危篤状態から更生することが合理的に見込めるような計画が必要
- 計画の採択不履行や必要掛金の拠出不履行に対して、労働長官の訴権、民事罰および特別税の賦課を規定
- 団体協約当事者が制度提供者に法令順守を求める訴権も規定

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 29

2006年年金保護法以降

2008年労働者、引退者、事業主再生法（2008年12月23日成立）

① 単独事業主制度の積立目標達成率の移行経過措置の緩和
- 従来は積立目標の経過措置「2008年：92%」、「2009年：94%」、「2010年：96%」について、前年度までの目標を全て達成していないと当該年度の移行措置を適用不可（ただちに100%となる）であった⇒当該取扱いを削除

② 単独事業主制度の給付発生制限の一時的な猶予規定
- 2008年10月1日以降1年以内に開始する事業年度において、単独事業主制度の積立比率が60%未満の場合に適用される給付発生の停止措置を前年度の積立比率に置き換えて適用することができることとされた（ただし、給付改善禁止、選択一時金の支給制限等の制限について猶予することはできない）

③ 多数事業主制度の積立状況の判定（2段階）の一時的な猶予規定
- 2008年10月1日以降1年以内に開始する事業年度において、多数事業主制度の積立比率に応じて判定される危機的、危篤状態の判定を前年度比率で凍結可とし、また、過年度に作成した積立不足の早期償却のための改善計画の更新が不要とされた

④ 多数事業主制度の積立不足の早期償却のための改善計画期間の延長
- 2008年または2009年に開始する事業年度においては積立不足の早期償却のための改善計画の期間を10年から13年に3年間延長することが可能とされた

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 30

2006年年金保護法以降

2010年メディケア受給者のための介護利用および年金救済法（2010年6月25日成立）

単独事業主制度における積立基準の緩和

① 「適格制度年度」（2008.10.1～2011.12.31に開始する制度年度）において2種類の代替策（償却期間の延長）を選択可能とした（2制度年度が上限）－加入者・受給者およびPBGCに通知要
- 「2＋7」償却方式：当初2年間は利息のみ、その後の7年で定額償却（利率は、選択時点のセグメント率を適用）
- 15年償却方式：15年で定額償却（利率は、選択時点のセグメント率を適用）
- 「制約期間」（「2+7」の場合は当初3年、15年の場合は当初5年）に過剰報酬（100万ドル超の報酬）の支払いや過剰な配当・自社株買い（調整後純利益を超過する額）を行った場合には、同額の「加速金」を加算

② 給付制限の一時的猶予規定（2008.9.1～2010.9.30に開始する制度年度）
- 調整後積立目標達成比率が60%に満たない適用される給付発生の制限に関して、基準となる比率は実際の比率でなく、過年度（2007.10.1～2008.9.30に開始する制度年度）の比率とする。

多数事業主制度における積立基準の緩和

① 正味運用損失の償却の延長－加入者・受給者およびPBGCに通知要
- 「ソルベンシーテスト」に適合した制度（アクチュアリーが運営に支障ないことを認証した制度）は、2008.9.1以降の2制度年度の運用による数理的損失の償却期間を30年に延長可
- 「ソルベンシーテスト」適合した制度は、2008.9.1以降の2制度年度に適用する資産の数理的評価について、平滑化を10年に延長し、また公正市場価値との乖離を80%～130%（80%～120%でなく）とすることが可能

② 給付増額の一時的禁止
- 上記を選択した場合、選択から2年間、原則として給付増額を禁止

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 31

2006年年金保護法以降

Moving Ahead for Progress in the 21st Century Act：MAP-21（2012年7月6日成立）

「利率安定化」関係条項

- 利率安定化
  セグメント率は25年の平均セグメント率の回廊内とする（完全なイールドカーブを使用している制度は、法案成立後1年以内に1回限りで、IRSの承認なしにセグメント率に切替え可能）。
  制度提供者は、全面的か内国歳入法第436条の給付制限についてのみのいずれかについて、利率の回廊を適用しないことを選択できる。

年	回廊
2012	90%～110%
2013	85%～115%
2014	80%～120%
2015	75%～125%
2016以降	70%～130%

✓ 最低積立要件と給付制限の要否の判定に適用する（適用は制度提供者の判断）。
✓ 一時金給付の計算、PBGC保険料、積立不足年金制度の報告、損金算入限度掛金の計算には適用されない。

- 年次積立通知の変更
  制度の積立目標が利率の回廊を適用しない場合の95%に満たず、積立不足が50万ドルを超え、制度加入者が常時50名以上存在する場合、加入者に対する年次積立通知にて下記を説明。
  ✓ MAP-21が利率の設定方法を2年平均に加えて利率の25年平均を考慮するように変更したこと
  ✓ 制度提供者は利率が歴史的に低い場合に掛金額を減額できること
  ✓ 利率の回廊を適用した場合としない場合の積立目標達成率、積立不足、最低必要掛金

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 32

2006年年金保護法以降

Moving Ahead for Progress in the 21st Century Act：MAP-21（ 2012年7月6日成立）

PBGC関係条項

- PBGC保険料
  - 単独事業主制度の定額および変動保険料の両方を増額
    ①定額保険料
    2012年に加入者1人当り35ドル、2013年に42ドル、2014年に49ドル、以降は全国平均賃金に連動
    ②変動保険料（積立不足1,000ドルあたり）
    2013年に9ドル＋賃金連動、2014年に13ドル＋賃金連動、2015年に18ドル＋賃金連動
  - 多数事業主制度保険料を増額
    2013年に加入者1人当たり12ドルに増額、以降は賃金連動

- PBGCのガバナンスの向上
  - PBGC理事会は最低年4回会合する（以前は会合を求められていなかった）。
  - PBGCはリスク緩和執行役を指名しなければならない。
  - PBGCは公社のガバナンス構造に関する勧告を提供するために（全米行政アカデミーが実施することになる）調査を開始しなければならない。
  - 理事会は加入者および制度提供者の調停者を指名しなければならない。
  - 年金保険モデルシステムの年次ピアレビューが求められる。

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 33

2006年年金保護法以降

Society of ActuariesによるPIMSを用いた分析

"Proposed Pension Funding Stabilization : How Does It Affect the Single-Employer Defined Benefit System?", 2012/06

MAP-21による財政運営基準の変更の影響を以下の観点から分析したもの
①積立状態の透明性
②制度の支払能力
③必要掛金の安定性と予測可能性

現行法による予定利率からの変更可能性

YEAR	INCREASES RATE MORE THAN 25BP	LESS THAN 25BP CHANGE	LOWERS RATE MORE THAN 25BP
2012	100%	0%	0%
2013	100%	0%	0%
2014	97%	3%	0%
2015	48%	52%	0%
2016	15%	85%	0%
⋮	⋮	⋮	⋮
2021	14%	81%	5%
⋮	⋮	⋮	⋮
2026	12%	83%	5%

必要掛金の推移への影響

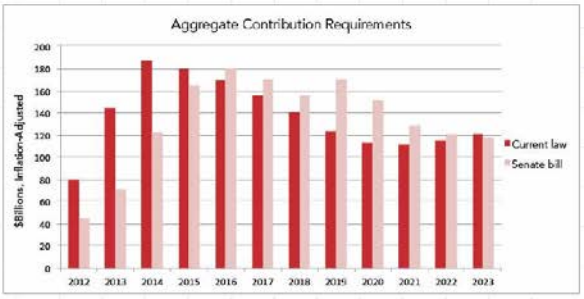

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 34

2006年年金保護法以降

Society of ActuariesによるPIMSを用いた分析

"Proposed Pension Funding Stabilization : How Does It Affect the Single-Employer Defined Benefit System?", 2012/06

必要掛金の分布の推移

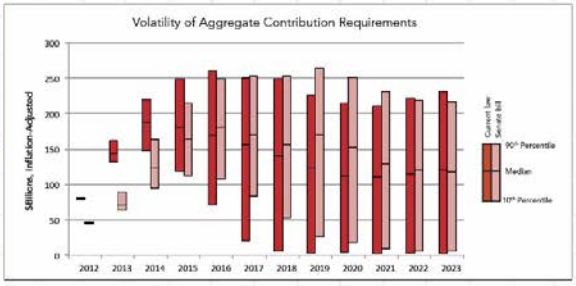

適用利率による2012年の積立水準の分布の違い

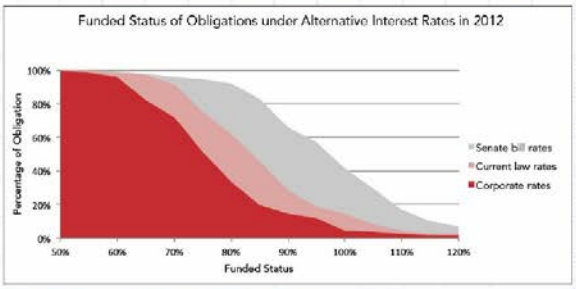

- 掛金安定化条項における利率は、2012年の利率を上昇させた後に低下していく
- 2012年の必要掛金は全体で43%低下するが、その後増加して最終的な負担額を増やす
- 掛金の予測可能性は短期的には一定程度向上するが、長期的にはほとんど効果はない
- 規定された利率は今後数年間は市場に連動した変化を反映しない
- 支払能力は掛金の減少によりいったん低下するが、長期的には現行法による水準に収斂する

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 35

2006年年金保護法以降

2006年年金保護法における積立状態の悪い多数事業主制度への対応

赤信号、黄色信号、青信号とは･･･

危篤状態（赤信号）	制度の積立割合が65%未満、かつ制度資産の公正市場価値と当制度年度を含む7年間に団体協約にもとづいて合理的に見込まれる掛金の現在価値との合計が当制度年度を含む7年間に支給される不可没収給付の現在価値（制度管理費用も加算）より小さい （他の要件もある）
深刻な危機的状態	①制度の積立割合が80%未満、かつ ②累積拠出不足がある、または第304条における償却期間の延長を考慮しても今後6制度年度の間に累積拠出不足の発生が予想される
危機的状態（黄信号）	①制度の積立割合が80%未満、または ②累積拠出不足がある、または第304条における償却期間の延長を考慮しても今後6制度年度の間に累積拠出不足の発生が予想される
上記以外（青信号）	上記に該当しない場合

判定基準となる積立割合の算出基準

- ✓制度資産（数理的評価額）を分子とする
- ✓単位積立方式による数理債務（数理上の仮定は継続基準）を分母とする

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 36

2006年年金保護法以降

2006年年金保護法における積立状態の悪い多数事業主制度への対応

回復計画、積立改善計画

危篤状態（赤信号）	◆制度提供者は、回復計画を採択しなければならない ◆回復計画とは、合理的に予測される事象および合理的な数理的仮定にもとづき、回復期間（原則10年）の終了時点で危篤状態から更生するように考慮された行動をいう ◆行動には、（制度の合併を含む）費用支出の削減、将来の給付発生の削減、または掛金の増額、およびそれらの組合せが含まれる ◆制度提供者の判断で、調整可能給付（遺族給付、支給開始前の障害給付、早期引退給付、適格な連生遺族年金を除く給付形態の選択肢、）の削減が可能 ◆一時金類似の給付の支給が禁止される
深刻な危機的状態	下記と同様 ただし、下記10年は15年に、33%は20%に置き換えられる
危機的状態（黄信号）	◆制度提供者は、積立改善計画を採択しなければならない ◆積立改善計画とは、積立改善期間（原則10年）中に以下の要件を満たすことが合理的な数理的仮定の下で達成できるような行動からなる計画をいう ①当初の積立割合を期間終了時に33%改善すること ②期間中に累積拠出不足が発生しないこと ◆積立改善計画は、掛金を増額しない場合に必要な将来の給付発生の減額案、および給付を変更しない場合に必要な掛金の増額案の両方を含む複数の案の中から選択

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 37

2006年年金保護法以降

2006年年金保護法以降の多数事業主制度の対応

PBGC理事Joshua Gotbaumによる議会証言（2012年12月19日）より

- 2008年から2010年にかけて、回復計画や積立改善計画の対象となった制度の掛金は、在職加入者1人当たり年間4,300ドルから5,000ドルに増加した
- 2009年と2010年の合計で、将来の給付発生を低減させた制度は350、危篤状態で調整可能給付を削減した制度は250であった
- 2010年までに、178の制度が5年の償却期間の自動延長を選択した
- 2010年の改正で制度資産の評価上の平滑化期間が10年に延長され、金融危機による運用損失の償却を30年に延長したが、700以上の制度が利用した。これによって、2011年の積立状況は著しく改善した。

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷 38

2006年年金保護法以降

PPA第221条「追加的積立規則の終了」

サンセット条項

本項に規定するものを除き、本法の他の規定にかかわらず、PPA第201条(b)項（最低積立基準勘定に関する規定）、第202条（危機的または危篤状態の多数事業主制度に対する追加的積立規則）、および第212条（エリサ法を改正する第202条と同趣旨のIRCの改正）による規定、改定は2015年以降に開始する制度年度には適用しない。この場合、失効直前において積立改善計画または回復計画を実施中の制度は、当該期間が終了するまで、本法の規定を適用する。

→ 多数事業主制度に関する積立規則は時限的なものであり、将来に向かって本格的に見直される可能性を含む、と考えられる。

エリサ法における給付建て制度の積立基準の変遷

2006年年金保護法以降

数理上の仮定の違いによる財政状態の違い

Credit Suisse; "Crawling Out of the Shadows," 26 March 2012より

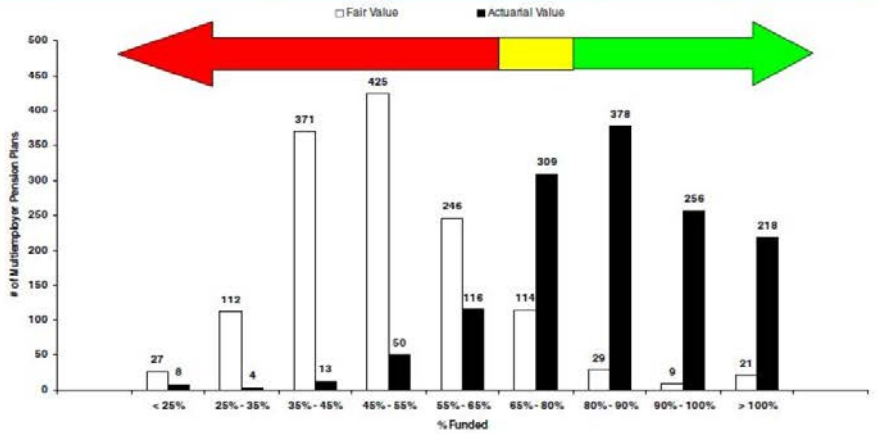

- ■は積立基準(割引率:資産の期待収益率、資産評価:数理的評価)、□は現在債務基準(割引率:30年連邦債の利回りの4年平均、資産評価:市場価値)
- ■は健全、■は危機的状態、■は危篤状態(積立基準ベースで判断)
- 積立基準ベースの割引率の中央値は年7．5%

UFR（最終的フォワード・レート）と日本の企業年金の債務評価について

2017 年 6 月 16 日
杉田　健[1]

要旨

欧州で年金の債務評価に UFR（最終的フォワード・レート）を活用して債務評価の安定に役立てている国があるのを踏まえ、UFR の考え方を日本の企業年金の債務評価に適用するとした場合の長所と短所を分析した。2010 年に欧州の保険年金監督機構（CEIOPS、その後 EIOPA に改組）が、保険規制であるソルベンシーⅡの検討過程で UFR（最終的フォワード・レート）を用いた債務評価を提言して以来、スイス・オランダ、デンマーク、スウェーデンで年金債務評価への UFR 活用が実施又は表明されている。ソルベンシーⅡは 2016 年 1 月に実施されたが、その後 2018 年に UFR が改定された。しかしソルベンシーⅡの期待インフレ率と実質金利の合計を UFR とする手法では、人口減少による金利低下要因が考慮されないので日本の企業年金の債務評価、例えば最低積立基準額算定の予定利率に適用するのは無理がある。UFR が必ずしも過去データによらずに算定されることを参考に、日銀の異次元緩和が持続可能ではないという判断のもとに、異次元緩和解消過程において事後的に金融緩和の期間の一部における値を異常値として直近の値で上書きすることは検討の対象となると考える。この場合は再度金融緩和が強化されたときの取り扱いが課題となる。オランダが、オランダ・アクチュアリー会等の批判を踏まえて過去実績の平均のみにより、UFR を 4.2%から 3.3%に引下げたことにも留意する必要があろう。

キーワード：　UFR、ソルベンシーⅡ、年金、非継続基準、異次元緩和

１．はじめに

日本銀行の金融緩和、特に黒田総裁就任後の異次元緩和による金利低下で、確定給付企業年金や厚生年金基金の最低積立基準額算定のための利率は低下傾向にあり、最低積立基準額は増加傾向にある。欧州で年金の債務評価に UFR（Ultimate Forward Rate、最終的フォワード・レート）を活用して債務評価の安定に役立てている国があるのを踏まえ、次の第 2 節で欧州における UFR の活用状況・算出方法を解説した後で、第 3 節において日本に適用した場合の長所・短所を述べ、結論を導く。なお、UFR の日本における先行研究としては中村（2015）がある。

[1] 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構特任研究員（メールアドレス：k-sugita@nensoken.or.jp）。なお、本稿中評価や意見に関する部分は私見であり、所属機関のものではない。

２．欧州における UFR の活用状況

2.1　スポット・レートとフォワード・レート

UFR の解説の前提として、スポット・レートとフォワード・レートの概念を解説する。スポット・レートとは、現在から一定期間後の満期となる割引債の複利利回りのことである。例えば、1 年物のスポット・レートが 1%、2 年物のスポット・レートが 2%とは、1 年で満期になる割引債の利回りが 1%、2 年で満期になる割引債の利回りが 2%という意味である。フォワード・レートとは、将来の特定の時点から、さらに先の特定の時点までの間の期間の利率のことである。例えば 1 年物のスポット・レートを r_1、2 年物のスポット・レートを r_2、1 年後から 2 年後までのフォワード・レートを ${}_1f_2$ とすると、関係は以下の式（1）及び図 1 のとおりとなる。

$$(1+r_2)^2=(1+r_1)(1+{}_1f_2) \qquad \cdots\cdots \qquad (1)$$

図 1　スポット・レート(r_1,r_2)とフォワード・レート(${}_1f_2$)

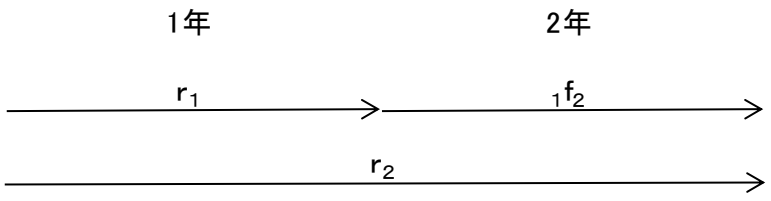

年金のような長期債務を評価する場合に、予定利率一定とせずにイールドカーブに従って評価しようとしても、市場に存在する金利だけでは期間が足りないことが発生するので長い満期における金利の推定が必要になる。例えば日本国債の満期の最長は 40 年であるので、それ以上の金利は推定するしかない。また、流動性という意味では 10 年債がすぐれており、期間が長くなると流動性は低下する。仮に、市場に存在する金利で流動性のあるものの満期の最大が 20 年とすると、これからスポット・レートを算出し、フォワード・レートを算出すると図 2 のグラフのとおりとなる、

ここで長期の金利の推定手法として良く使われるのが、流動性のある満期のうち最長時点（これを最長流動性点、Last Liquid Point、略して LLP と呼ぶ）のフォワード・レートを、それ以上の満期にも適用するというものである。例えば図 2 の例に適用するとフォワード・レートは図 3 の破線のようになり、これからスポット・レートを導くことができる。グラフからわかるように、スポット・レートはフォワード・レートよりも小さく、だんだんフォワード・レートに近づいていく。この手法の欠点は、流動性のある最長満期の実勢レートの変動によって、評価に用いるフォワード・レートが変動し、そのためにスポット・レートが変動し、債務評価が変動する点にある。

図２　20 年までのスポット・レート（実線）とそれから算出したフォワード・レート（破線）

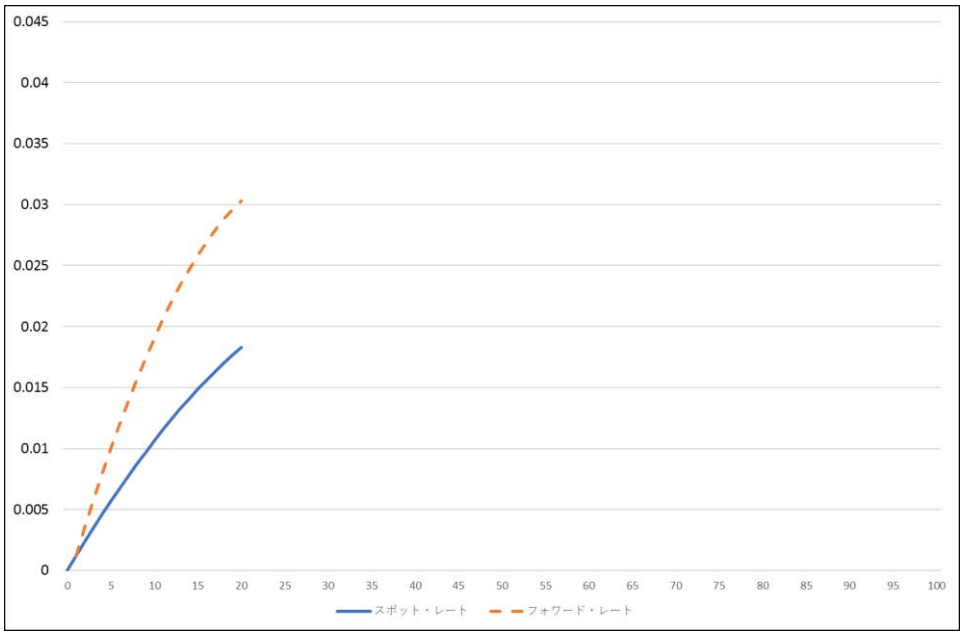

図３　20 年以上フォワード・レート一定として、20 年以上のスポット・レートを算出

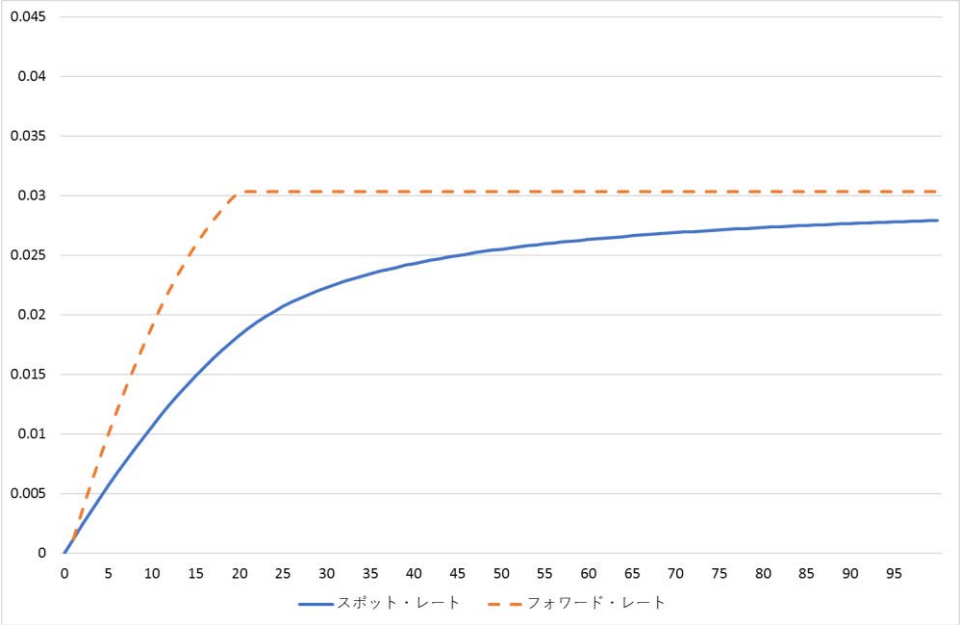

変動性を解決する一つの手法が、UFR（最終的フォワード・レート）で、一定期間後（例えば満期 60 年）でフォワード・レートが一定値に収束するとするのである（図４）。この図の LLP までは実績利回りから算出されたフォワード・レートを使用できる。CP とは、

Convergence Period の略で収束期間と訳すことができ、LLP の実績レートから UFR に収束するまでの期間のことである。収束期間においては様々な手法で補間をしてフォワード・レートを求める。

図４　UFR の使い方

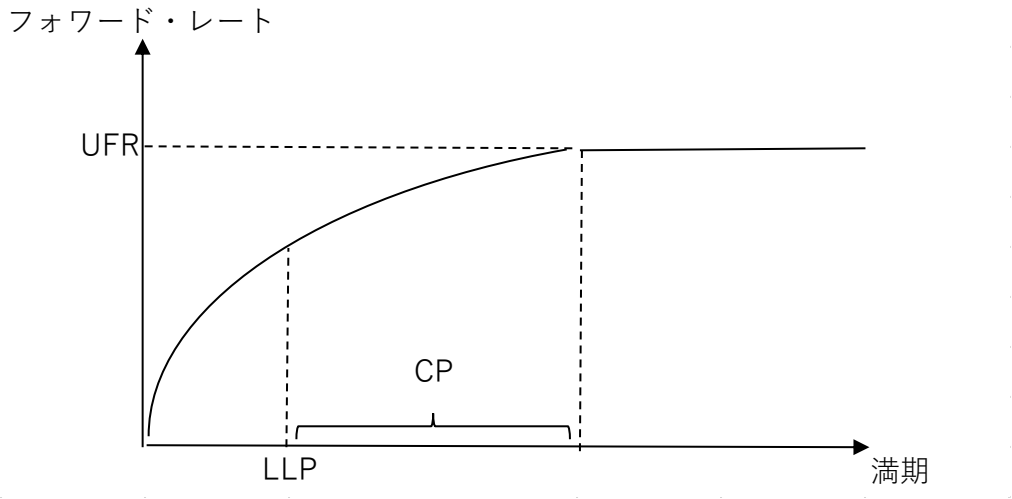

仮に図２の例において CP を 40 年、すなわち満期 60 年で UFR4.2%に収束する前提を置き、LLP のフォワード・レートと UFR の間は直線補間するとフォワード・レートは以下の図５のようになり、このフォワード・レートから、スポット・レートを導くことができる。

図 5　60 年以上はフォワード・レートを 4.2%で一定として、20 年超 60 年未満は直線補間、このフォワード・レートからスポット・レートを算出

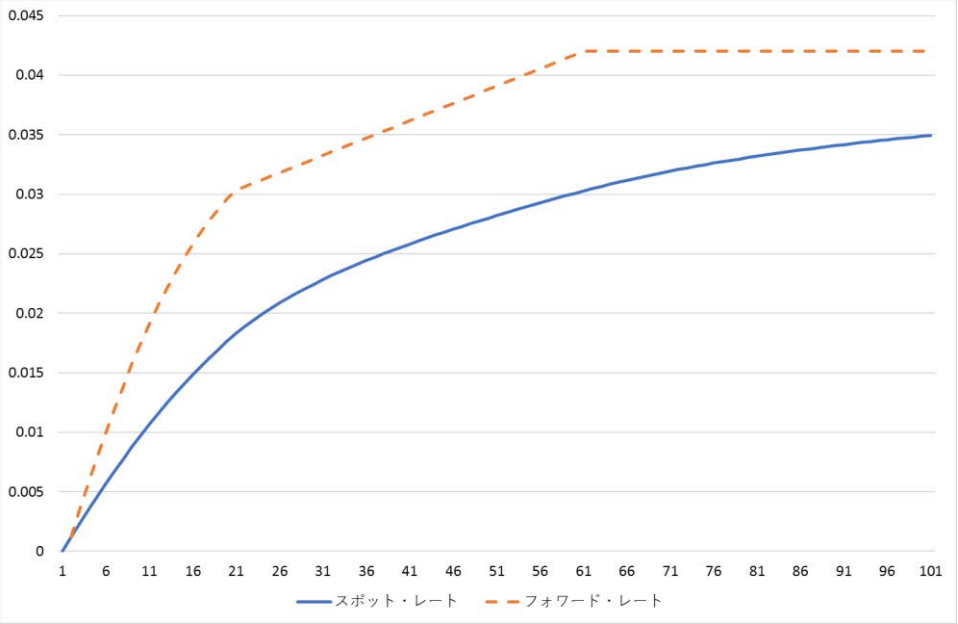

2.2　ソルベンシーⅡの UFR（当初）

2010 年欧州の保険規制であるソルベンシーⅡの検討過程で、超長期の金利を推定するために UFR の採用が提案された（EIOPA(2010)）。ソルベンシーⅡは 2016 年 1 月に実施されたが、債務評価の予定利率は、2010 年の原案どおり UFR を 4.2%、LLP を 20 年、CP を 40 年とし、CP すなわち満期 20 年から 60 年の間はスミス・ウィルソン法という滑らかに補間する方法を用いて算出されている。このようにして算出したフォワード・レートからスポット・レートを算出している。

UFR は期待インフレ率と期待実質金利の和として算出された。期待インフレ率は過去のインフレ率の実績をもとに、各国のインフレ目標政策の成果も考慮して 3 つのグループに分けられた。

表 1　ソルベンシーⅡ（2016 年 1 月実施）おける期待インフレ率の前提

期待インフレ率	国
2%	ユーロ圏、英国、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、米国、ポーランド、ハンガリー、アイスランド、チェコ共和国、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、エストニア、ルーマニア、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、タイ、香港、台湾
3%	トルコ、ブラジル、メキシコ、南アフリカ、インド
1%	日本、スイス

期待実質金利は、過去の実績をもとに 2.2%と決められた。過去の実績は 2 つあり、一つは 1900 年から 2009 年の 19 か国[2]の債券の実質リターンの GDP ウエイトの加重平均 1.7%及び、20 世紀後半の 12 か国[3]の債券の実質リターンの GDP ウエイトの加重平均 2.3%である。

この結果、UFR は表 1 の期待インフレ率に期待実質金利 2.2%を加算して、期待インフレ率 2%の国の UFR は 4.2%、3%の国の UFR は 5.2%、日本のような 1%の国は 3.2%となった。

UFR は保険債務のみならず年金債務の評価についても用いられている。2011 年にスイス、2012 年にオランダとデンマーク、2013 年にスウェーデンが採用したので逐次解説する。

2.3　スイスの UFR（UFR Committee(2013)による）

スイスの金融監督機関 FINMA は、2011 年に年金債務及び保険債務の評価に UFR を用

[2] ベルギー、イタリア、ドイツ、フィンランド、フランス、スペイン、アイルランド、ノルウェー、日本、スイス、デンマーク、オランダ、ニュージーランド、英国、カナダ、米国、南アフリカ、スウェーデン、オーストラリア。

[3] イタリア、ドイツ、フランス、日本、スイス、デンマーク、オランダ、英国、カナダ、米国、スウェーデン、オーストラリア

いた手法を採用した。考え方はソルベンシーⅡ同様であるが、パラメータは異なっている。異なる通貨に対しては異なるパラメータを用いており、例えば2013年時点で、米ドルとユーロに対してLLPを30年、UFRを3.9%としており、スイス・フランに対してLLPを15年、UFRを2.9%としている。スイス・フランの低インフレを反映して、スイス・フランのUFRが低くなっている。

2.4　オランダのUFR

オランダで年金・保険を監督しているオランダ中央銀行（DNB）は、2012年に年金債務及び保険債務の評価のためにUFRを導入し、その率をソルベンシーⅡの提案（EIOPA(2010)）と同様の4.2%とした。もともと市場金利（スワップ・レート・カーブ）の3か月平均を負債評価で用いていたが、変動性が激しいのでUFRの導入によって負債評価が安定したとのことである。4.2%というのは、2007年に財政基準FTKが導入されるまでオランダで使われていた割引率4%に近い水準である。Preesman(2015)によれば、この手法は実務界からは歓迎されたが、有識者からは批判が多かったようである。例えば、アムステルダム自由大学のリスクマネジメントの教授で金融コンサル会社カルダーノの社長でもあるTheo Kockenは4.2%の水準はあまりにも主観的で、「リスクをカモフラージュしている」と批判した。マーサーの財務サービスコンサルタントのJan Willen van StuijvenbergはUFRを「計算上のトリックだ」と述べ、若者の犠牲の上に年金資産を再配分していると批判した。アムステルダム大学のLex　Hoogduinは3.25%~3.3%が現実的と述べた。オランダ・アクチュアリー会は積立て比率を高く見せるので、世代間の公平性から問題があると批判した。これらの意見を踏まえ、また20年・30年のスワップレートが4.2%からかなり下方に乖離していることもあり、検討の結果、2015年7月15日から、20年のフォワード・レートの過去10年平均をもとに算出した3.3%をUFRとすることになった（DNB Bulletin 2015年7月14日）。

2.5　デンマークのUFR（UFR Committee(2013)による）

デンマークの年金と保険は同じ枠組みで監督・規制されている。年金債務及び保険債務はデンマーククローネ建てであるため、ユーロスワップカーブと、デンマーク国債とドイツ国債のスプレッドを用いて債務評価されている。2012年6月12日デンマークの財務省はソルベンシーⅡの枠組みで債務評価することを決定した。

2.6　スウェーデンのUFR（UFR Committee(2013)による）

スウェーデンの年金は保険と同じ枠組みで監督・規制されている。スウェーデンの監督当局は2013年5月5日に、ソルベンシーⅡの枠組みで年金債務及び保険債務を評価することが提案された。債務はスウェーデン国債の金利を用いて評価される。LLPは10年に設定されている。その他はソルベンシーⅡと同様である。

2.7　欧州ソルベンシーⅡの 2018 年の UFR 改定

2016 年 1 月に実施されてから 2 年後に EIOPA は市中協議を経て UFR の変更を行い、4.2%から 4.05%に引き下げた。UFR は当初と同様期待インフレ率と期待実質金利の和として理論値を求め、前年からの差の上限を 0.15%として算出している。

期待インフレ率は通貨ごとにインフレ目標又は ARMA モデルによる推定値に基づき定める。インフレ目標のある国は、各国中央銀行のインフレ目標に基づいて 1%、2%、3%又は 4%となる。ちなみに日本は 2%目標だから 2%である。インフレ目標のない国の通貨は、過去のインフレ率と将来の予測値から求め（表 2 に過去 10 年の平均インフレ率と、2051 年のインフレ率を ARMA モデルで予想した値を掲載した）。香港ドルの過去平均は 3%台と高いが、低下傾向にあるので 2%とする。表 2 に掲げるのは各国通貨ごとの期待インフレ率である。インフレ目標のある国はインフレ目標欄に記載がある。インフレ目標がない通貨は、過去 10 年間のインフレ率の平均と ARMA モデルによる予測値が記載されている。

表2　期待インフレ率

通貨略号	通貨	期待インフレ率	インフレ目標	過去 10 年間のインフレ率の平均	ARMA モデルによる予想
EUR	ユーロ	2%	2%未満だが 2%に近い	—	—
CZK	チェコ・コルナ	2%	2%±1%	—	—
GBP	英国ポンド	2%	2%	—	—
HRK	クロアチア・クーナ	2%	—	1.86%	2.4%
HUF	ハンガリー・フォリント	3%	3%±1%	—	—
PLN	ポーランド・ズロチ	2%	2.5%±1%	—	—
RON	ルーマチア・レウ	2%	2.5%±1%	—	—
SEK	スウェーデン・クローナ	2%	2%	—	—
CHF	スイス・フラン	1%	2%未満	—	—
ISK	アイスランド・クローナ	2%	2.50%±1.5%	—	—

NOK	ノルウェー・クローネ	2%	2.5%	—	—
AUD	豪ドル	2%	2%~3%	—	—
BRL	ブラジル・レアル	4%	4.5%±1.5%	—	—
CAD	カナダ・ドル	2%	2%±1%	—	—
CLP	チリ・ペソ	3%	3%±1%	—	—
CNY	中国人民元	3%	3%	—	—
COP	コロンビア・ペソ	3%	3%±1%	—	—
HKD	香港ドル	2%	—	3.27%	2.6%
INR	インド・ルピー	4%	4%±2%	—	—
JPY	日本円	2%	2%	—	—
KRW	韓国ウォン	2%	2%±0.5%	—	—
MYR	マレーシア・リンギット	2%	—	2.41%	2.4%
MXN	メキシコ・ペソ	3%	3%	—	—
NZD	ニュージーランド・ドル	2%	2%±1%	—	—
RUB	ロシア・ルーブル	4%	4%	—	—
SGD	シンガポール・ドル	2%	—	2.43%	2.5%
THB	タイ・バーツ	2%	2.50%±1.5%	—	—
TRY	トルコ・リラ	4%	5%	—	—
TWD	新台湾ドル	2%	—	1.18%	1.7%
USD	米ドル	2%	2%	—	—
ZAR	南ア・ランド	4%	3%~6%	—	—

(出典)EIOPA(2017a)

期待実質金利はすべての通貨で共通であり、表 3 に示す 1961 年以来の実質金利の単純平均である。2017 年の期待実質金利は、2016 年の実質金利の実績値である－0.7%を反映させると、1.65%となる。

表 3　過去の実質金利の推移

年	実質金利	年	実質金利	年	実質金利	年	実質金利
1961	1.57%	1975	-4.82%	1989	5.73%	2003	0.48%
1962	0.11%	1976	-0.92%	1990	5.75%	2004	0.50%
1963	0.02%	1977	-1.65%	1991	4.88%	2005	0.57%
1964	0.46%	1978	0.77%	1992	5.56%	2006	1.62%
1965	1.08%	1979	1.45%	1993	3.90%	2007	2.59%
1966	1.65%	1980	1.06%	1994	3.12%	2008	1.18%
1967	1.89%	1981	3.72%	1995	3.58%	2009	0.56%
1968	1.81%	1982	3.35%	1996	2.33%	2010	-1.04%
1969	2.08%	1983	3.48%	1997	2.80%	2011	-1.70%
1970	2.49%	1984	4.35%	1998	3.15%	2012	-1.82%
1971	-0.22%	1985	4.48%	1999	2.28%	2013	-1.32%
1972	-0.91%	1986	5.83%	2000	2.81%	2014	-0.59%
1973	0.80%	1987	5.02%	2001	1.82%	2015	-0.09%
1974	-1.12%	1988	4.76%	2002	1.24%	2016	-0.70%

(出典)EIOPA(2017a)

改定後 UFR は、UFR の理論値に前年との差の上限 0.15%を適用して以下の表 4 のようになる。欧州は 4.2%から 4.05%に引き下げられ、日本円は 3.2%から 3.35%に上昇している。

表 4 UFR 一覧

通貨略号	通貨	UFRの理論値	2018年に適用する UFR
EUR	ユーロ	3.65%	4.05%
CZK	チェコ・コルナ	3.65%	4.05%
GBP	英国ポンド	3.65%	4.05%
HRK	クロアチア・クーナ	3.65%	4.05%
HUF	ハンガリー・フォリント	4.65%	4.35%
PLN	ポーランド・ズロチ	3.65%	4.05%
RON	ルーマチア・レウ	3.65%	4.05%
SEK	スウェーデン・クローナ	3.65%	4.05%
CHF	スイス・フラン	2.65%	3.05%

ISK	アイスランド・クローナ	3.65%	4.05%
NOK	ノルウェー・クローネ	3.65%	4.05%
AUD	豪ドル	3.65%	4.05%
BRL	ブラジル・レアル	5.65%	5.35%
CAD	カナダ・ドル	3.65%	4.05%
CLP	チリ・ペソ	4.65%	4.35%
CNY	中国元	4.65%	4.35%
COP	コロンビア・ペソ	4.65%	4.35%
HKD	香港ドル	3.65%	4.05%
INR	インド・ルピー	5.65%	5.35%
JPY	日本円	3.65%	3.35%
KRW	韓国ウォン	3.65%	4.05%
MYR	マレーシア・リンギット	3.65%	4.05%
MXN	メキシコ・ペソ	4.65%	4.35%
NZD	ニュージーランド・ドル	3.65%	4.05%
RUB	ロシア・ルーブル	5.65%	4.35%
SGD	シンガポール・ドル	3.65%	4.05%
THB	タイ・バーツ	3.65%	4.05%
TRY	トルコ・リラ	5.65%	5.35%
TWD	新台湾ドル	3.65%	4.05%
USD	米ドル	3.65%	4.05%
ZAR	南ア・ランド	5.65%	5.35%

(出典)EIOPA(2017a)

3. 日本版 UFR

3.1　算出

改定後のソルベンシーⅡの UFR の考え方に従って、日本版 UFR を算出する。日本で UFR を考える場合に、上記の 3.65%を計算上の UFR として、そのまま使っても良いだろうか。まず、予想インフレ率は日銀のインフレ目標に従い 2%となり、改定後のソルベンシーⅡと同じである。次に実質金利 1.65%には成長率の高い新興国も含まれているので、もう少し日本国の実態に合わせた評価が適切だろう。

まず、過去データから実質金利の平均をとってみる。表 5 で名目金利からインフレ率を

控除して算出する。欧州の UFR 計算では短期の実質金利を用いている。日本の場合、財務省の 1 年満期データは 1974 年からある。1974 年 12 月末から 2016 年 12 月末までの 1 年満期の国債金利を採用する。1978 年 12 月末は 1 年満期、2 年満期の金利がないので 3 年満期の国債金利で代替する。1979 年 12 月末は 1 年満期の金利がないので 2 年満期の国債金利で代替する。インフレ率は総理府統計局の消費者物価指数の年平均値の前年平均値との比で算出する。計算結果は以下のとおりである。

表 5　日本の実質金利の算出（単位：%）

年	年末短期金利（名目）	前年比インフレ率	引算の実質金利	フィッシャー式の実質金利
1974	10.891	23.2	-12.309	-9.991
1975	9.306	11.7	-2.394	-2.143
1976	7.958	9.4	-1.442	-1.318
1977	6.034	8.1	-2.066	-1.911
1978	5.605	4.2	1.405	1.348
1979	8.556	3.7	4.856	4.683
1980	9.978	7.7	2.278	2.115
1981	7.261	4.9	2.361	2.251
1982	7.021	2.8	4.221	4.106
1983	6.259	1.9	4.359	4.278
1984	6.011	2.3	3.711	3.628
1985	5.714	2.0	3.714	3.641
1986	4.410	0.6	3.810	3.787
1987	3.822	0.1	3.722	3.718
1988	3.744	0.7	3.044	3.023
1989	6.237	2.3	3.937	3.848
1990	7.142	3.1	4.042	3.920
1991	5.031	3.3	1.731	1.676
1992	3.403	1.6	1.803	1.775
1993	1.443	1.3	0.143	0.141
1994	2.375	0.7	1.675	1.663
1995	0.297	-0.1	0.397	0.397
1996	0.306	0.1	0.206	0.206
1997	0.562	1.8	-1.238	-1.216
1998	0.574	0.6	-0.026	-0.026

1999	0.184	-0.3	0.484	0.485
2000	0.470	-0.7	1.170	1.178
2001	0.047	-0.7	0.747	0.752
2002	0.017	-0.9	0.917	0.925
2003	0.020	-0.3	0.320	0.321
2004	0.007	0.0	0.007	0.007
2005	0.090	-0.3	0.390	0.391
2006	0.610	0.3	0.310	0.309
2007	0.603	0.0	0.603	0.603
2008	0.331	1.4	-1.069	-1.054
2009	0.132	-1.4	1.532	1.554
2010	0.143	-0.7	0.843	0.849
2011	0.119	-0.3	0.419	0.420
2012	0.098	0.0	0.098	0.098
2013	0.080	0.4	-0.320	-0.319
2014	-0.020	2.7	-2.720	-2.648
2015	-0.043	0.8	-0.843	-0.836
2016	-0.295	-0.1	-0.195	-0.195

ここで、引算の実質金利とは、年末短期金利―前年比インフレ率で算出した金利の数値である。フィッシャー式の実質金利とは、以下の式で実質金利を算出したもの

（１＋名目金利）＝（１＋実質金利）（１＋インフレ率）　・・・　（２）

インフレ率が高かった 1974 年を除き、引算でもフィッシャー式でも値が良く似ているので、以下は引算を採用する。1974 年からの平均は 0.847%、直近 40 年の平均は 1.247%、直近 30 年の平均は 0.732%、直近 20 年間の平均は 0.080%,直近 10 年間の平均はマイナスとなり△0.153%である。欧州の UFR と同様の考え方ではデータをなるべく長くとるという趣旨で 0.8%を実質金利として採用する。この結果 UFR は 2.8%となり、ソルベンシーⅡの円金利 UFR の理論値 3.65%よりは小さくなっている。

3.2　UFR モデルの長所

3.2.1 イールドカーブの変動にさらされない

市場実績のある、満期期間の短いところでは市場変動にさらされるが、UFR が固定されているので、イールドカーブ全体の変動が抑制され、債務の変動も抑えられる。

3.2.2　過去データに基づく資産負債の評価時点のずれの緩和

資産側が時価評価されるために、負債側で過去データに基づいて UFR を決める場合に、参照時点の相違による不整合が働く。すなわち資産は評価時点で評価されるが、負債側の評価利率が過去の平均、例えば 5 年平均とすると、概略 2.5 年前の基準で評価していることになる。特に金利が上昇トレンドまたは下降トレンドの場合は影響が顕著である（図 6 参照）。ソルベンシーⅡの UFR の場合、期待インフレ率は過去実績ではなく主にインフレ目標をもとに算出しているので、時点のずれの影響が緩和されている。

図 6　金利が上昇または下降トレンドの場合、平均値をとると過去の水準になる

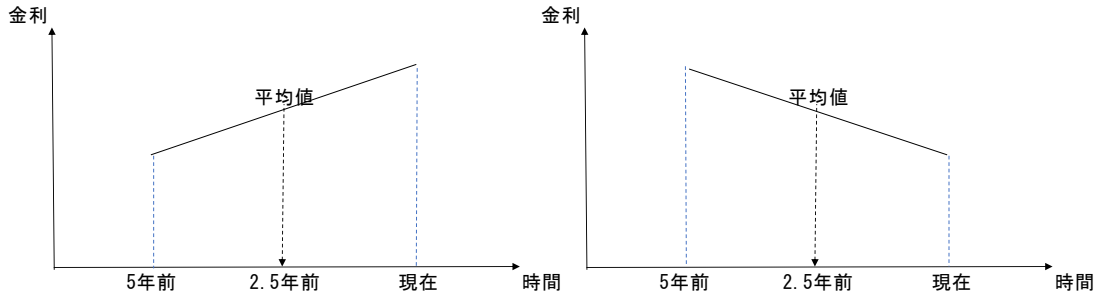

ただし、従来は金利低下傾向だったので過去 5 年間の平均をとることで金利を 2.5 年前の高い水準で、すなわち甘めに見積もっていたと言える。金利上昇局面になって初めて平均をとることのずれを持ち出すのは議論のバランスを失しているかもしれない。

3.3　UFR モデルの短所

3.3.1　期間ごとの金利計算は複雑

ソルベンシーⅡでは UFR を設定したうえで、20 年未満は市場レート、20 年から 60 年までは補間をしており、このフォワード・レートをもとに、債務の支払い期日到来に合わせて期間毎のスポット・レートで割引している。しかし、この計算は複雑であり、期間に応じてスワップでヘッジするなどのニーズがあれば別であるが、債務評価のためには単一の割引率で十分と考える。

3.3.2　UFR 決定における恣意性

UFR の決定には、いろいろな考え方がある。ソルベンシーⅡのように期待インフレ率にインフレ目標を反映させる方法もあれば、オランダのように 20 年のフォワード・レートの 10 年平均をとる手法もある。どれを選択すべきかについて基準を作ることは難しく、恣意性の働く余地がある。

また、インフレ目標を直ちに期待インフレ率として計算することは議論のあるところである。インフレ目標を設定するのは、インフレを抑制したい国とインフレにしたい国があるが、日本のように後者の場合、なかなかインフレ目標に達せず、結果的にインフレ目標をそのまま期待インフレ率としたために UFR が過大になってしまう恐れがある。

3.3.3　人口動態の影響

一上他（2012）は、日米を含む先進 10 か国の 5 年フォワード・レートとマクロデータについてパネル分析をしたが、インフレ予想や自然利子率を左右する労働生産性の上昇率に加え、財政状況や対外ファイナンス、人口動態も長期金利に有意な影響を及ぼすことが確認された。モデルは以下のとおり：

5 年フォワード・レート

$$=a\times\frac{\text{ネット政府債務}}{\text{GDP}}$$

$$+b\times\frac{\text{グロス政府債務-ネット政府債務}}{\text{GDP}}+c\times\frac{\text{プライマリーバランス}}{\text{GDP}}+d\times\frac{\text{ネット対外債務}}{\text{GDP}}$$

$$+e\times\frac{\text{経常収支}}{\text{GDP}}+f\times\text{労働生産性の上昇率}+g\times\text{生産性年齢人口比率の変化率}+h\times\text{予想インフレ率}$$

$$+k\times\text{予想インフレ率の標準偏差}+\text{定数項}+\text{固定効果}+\text{残差}$$

表 7　回帰係数

説明変数	回帰係数	有意	標準誤差
ネット政府債務 /GDP	0.016	***	0.005
（グロス政府債務-ネット政府債務） /GDP（2 年先）	0.008		0.006
プライマリーバランス/GDP（2 年先）	-0.012		0.027
ネット対外債務/GDP	0.017	**	0.007
経常収支/GDP（2 年先）	0.005		0.051
労働生産性の上昇率（6～10 年先）	0.972		0.398
生産年齢人口比率の変化率（6～10 年先）	3.373	***	0.545
インフレ率（6～10 年先）	1.914	***	0.298
インフレ率の標準偏差	0.029		0.645

自由度修正済決定係数は 0.772、ダービン・ワトソン統計量は 1.573 である。
有意水準　***は 1%で有意、**は 5%で有意。
（出典）一上他（2012）

高齢化の進行は、労働供給の減少を通じて、資本の限界生産性を低下させるため金利の低下圧力となり得るのであるが、この点がソルベンシーⅡの UFR のモデルは考慮されていない。結果としてソルベンシーⅡのモデルは、高齢化の進展する日本においては、金利を過大に、債務を過小に評価するおそれがあり、受給権保護の観点からは慎重にならざるを得ない。

もっとも欧州諸国でも少子化に伴う人口減少はあり、ソルベンシーⅡの UFR は、実勢よ

りも高めにすなわち甘めに設定している可能性がある。債務評価のための利率をリスクフリー・レート[4]とする建前は維持しつつも年金債務・保険債務の膨張を避けるために、実質的にリスク・プレミアムを含んだ利率で債務評価を許している実務的な判断と見ることもできる。

3.4　非継続基準の利率について考察

3.4.1 国債金利使用の課題

日本の厚生年金基金及び確定給付企業年金の非継続基準の財政検証における予定利率は30年国債の応募者利回りの過去5年平均が用いられている。図1のとおり、2017年度に適用される1.46%は、2012年の平均1.909%、2013年の平均1.762%、2014年の平均1.636%、2015年の平均1.411%及び2016年の平均0.564%を合計して5で割った値である。2018年度では2012年の平均1.909%が外れて、2017年の平均が計算に加わり、2017年の平均が1.909%よりも高くならない限り2017年度適用の1.46%よりもさらに低くなる。

図7：5年平均の説明

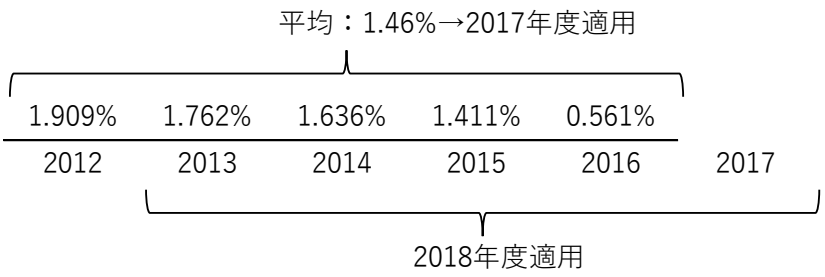

しかしこのような30年国債の金利低下をもたらしたのは日銀の金融緩和、特に黒田総裁就任後の異次元緩和(国債買い入れ、マイナス金利、イールドカーブ・コントロール)の影響が大きく、年金債務の評価としては必ずしも適切とは言えなくなってきている。なぜなら、日銀の異次元緩和政策、特に国債買い入れは持続可能性が低く、いずれ撤収せざるを得ないからである。すなわち日銀は現在、長期国債の保有残高が年間80兆円ずつ増加するペースで買入れを続けており、これが長期金利の低下の一つの要因となっていると推測されるが、償還を考慮した長期国債の新規発行額は年間30兆円程度で、発行量以上に日銀が買い上げており、いずれ購入対象の国債がなくなり購入を減額せざるを得なくなる。さらに、日銀内部でも国債買い入れの減額の議論が出ており、例えば日銀の2017年3月15日、16日の政策決定会合議事録では、現在の政策を継続すべしという多数意見の他に、少数意見として国

[4] 確定した債務の評価の利率はリスクフリー・レートということが欧州ではコンセンサスになっている。これは裁定が働くのでリスク・プレミアムの現在価値が0ということによる。米国の年金実務ではこのようなコンセンサスはない。

債購入の減額が主張されている。一人の委員は、「イールドカーブ・コントロールのもとで国債買入れ額が先行き減少していくかどうかは不確実」であるとして、「資産買入れ額を金融政策の操作目標とし、その段階的引き下げを図ることで、政策の持続性と市場の安定性を高めるべきである」と主張している。また、別の一人の委員の意見として、国債買い入れについて「海外経済の減速など先行きの不確実性への備えから、買入れ額は極力減額することが望ましいとしたうえで、短国買入れについて、先行きの市場環境から、一段の減額余地がある」と述べている。IMF の Arslanalp et al. (2015) は、2017 年ないし 2018 年には国債買い入れを減額せざるを得ないと観測している。この IMF のワーキング・ペーパーでは、現在の購入は 10 年債中心だが、これより長期の国債買い入れをすれば金融緩和の継続は可能としている。しかし、すでに日銀保有の 30 年債の割合は 30%、40 年債の割合は 50%に達しているのでいつまでも続けられるわけではない。

30 年国債応募者利回りは図 8 及び表 8 のとおりであり、トレンド的に下降傾向にある。特に、2016 年 1 月 29 日からのマイナス金利政策によって下げ方は急ピッチとなり、2016 年 7 月 12 日入札の 0.12%にまで低下した。その後 2016 年 9 月に公表されたイールドカーブ・コントロールの影響で若干戻している。

図 8　30 年国債応募者利回り推移

（出典）財務省国債入札データによる。入札がない月は前後から補間

表８　30 年国債応募者利回り推移（出典：財務省ホームページの国債入札結果）

回号	入札日	平均利回（%）
26	H19.04.17	2.351
26	H19.07.18	2.578
27	H19.10.16	2.488
27	H20.01.18	2.303
28	H20.04.15	2.450
28	H20.07.17	2.444
29	H20.10.21	2.430
29	H21.01.20	1.876
29	H21.03.05	1.941
30	H21.04.14	2.264
30	H21.06.09	2.265
30	H21.08.06	2.315
31	H21.10.08	2.137
31	H21.12.08	2.208
31	H22.02.09	2.305
32	H22.03.09	2.301
32	H22.04.13	2.202
32	H22.06.08	2.039
32	H22.07.08	1.951
33	H22.09.08	1.991
33	H22.10.14	1.976
33	H22.12.07	2.185
33	H23.01.13	2.156
34	H23.03.08	2.184
34	H23.04.12	2.241
34	H23.06.07	2.038
34	H23.07.07	2.094
35	H23.09.06	2.009
35	H23.10.13	1.938
35	H23.12.08	1.963
35	H24.01.17	1.915
36	H24.03.06	1.964
36	H24.04.12	1.913
36	H24.06.07	1.864
36	H24.07.10	1.848
37	H24.09.06	1.902
37	H24.10.11	1.934
37	H24.12.06	1.931
37	H25.01.10	1.990
38	H25.03.08	1.820
38	H25.04.11	1.492
38	H25.05.14	1.775
39	H25.06.06	1.865
39	H25.07.04	1.894
39	H25.08.09	1.791
40	H25.09.10	1.803
40	H25.10.10	1.630
40	H25.11.12	1.616
41	H25.12.10	1.704
41	H26.01.15	1.665
41	H26.02.06	1.587
42	H26.03.06	1.635
42	H26.04.11	1.696
42	H26.05.13	1.708
43	H26.06.05	1.714
43	H26.07.10	1.703
43	H26.08.12	1.676
44	H26.09.09	1.679
44	H26.10.15	1.633
44	H26.11.11	1.483
45	H26.12.09	1.456
45	H27.01.14	1.123
45	H27.02.05	1.464
46	H27.03.05	1.510
46	H27.04.09	1.375
46	H27.05.14	1.514
47	H27.06.04	1.527
47	H27.07.09	1.432
47	H27.08.11	1.444
48	H27.09.08	1.412
48	H27.10.08	1.350
48	H27.11.12	1.385
49	H27.12.08	1.397
49	H28.01.07	1.224
49	H28.02.09	1.068
50	H28.03.08	0.765
50	H28.04.14	0.388
50	H28.05.12	0.319
51	H28.06.07	0.314
51	H28.07.12	0.120
51	H28.08.09	0.424
52	H28.09.06	0.500
52	H28.10.12	0.514
52	H28.11.10	0.511
53	H28.12.08	0.617
53	H29.01.11	0.745
53	H29.02.09	0.907
54	H29.03.07	0.821

3.4.2 異次元緩和の影響の補正方法

異次元緩和の影響の補正と言っても、いつからどの規模で異次元緩和が縮小されるか予想がつかないので非常に難しい。前述の UFR2.8%としてイールドカーブを引くことは人口減少を考えると金利を過大に見つもることになるが、ソルベンシーⅡの必ずしも過去データにとらわれない考え方を参考にすると異常な期間をカットするという手法が検討対象となろう。考え方として国債の 50 兆円買い入れを開始した 2013 年 4 月以降のデータをカット、国債の 80 兆円買い入れを開始した 2014 年 10 月以降のデータをカット、2016 年 1 月 29 日マイナス金利を開始した以降のデータをカットという 3 つの手法が考えられる。それぞれのデータを含む年をカットすると、表 9 のとおりとなる。

表 9　データをカットした場合の非継続基準利率

データカットの期間	30 年国債の 5 年平均
2013 年 4 月を含む年をカット	2.13%で異次元緩和解消時まで固定
2014 年 10 月を含む年をカット	2.00%で異次元緩和解消時まで固定
2016 年 1 月を含む年をカット	1.76%で異次元緩和解消時まで固定

この手法では、データをカットする期間として上記 3 つのうちどれを選ぶかについて明確な判断基準を設けることが難しい。そもそも異次元緩和以前 2001 年から日銀の量的緩和政策は始まっている[5]。どこからが異常データかという判断を今の時点で行うのは難しい。結局異次元緩和の縮小過程で金利が上昇してきた場合に、事後的にそれ以前の低い水準を直近の値で上書きするということが検討対象になると考える。例えば、表 10 は 2016 年 9 月の日銀の「総括的な検証」（イールドカーブ・コントロール開始）[6]公表後の金利上昇を反映させて、直近の金利を過去期間に当てはめた例である。2016 年の平均利回りの平均値が補正前の 0.564 から補正後は 0.875 となる。

表 10　30 年国債の応募者利回りの補正

[5] 日銀の金融緩和の歴史については、日本銀行函館支店の 2016 年 11 月の講演資料を参照した。
http://www3.boj.or.jp/hakodate/kouen/siryou/kouen281130seisaku.pdf

[6] 「総括的な検証」を、日銀は異次元緩和の解消過程とは位置づけていないので、あくまで例示である。

回号	入札日	平均利回り(%)（補正前）		平均利回り(%)（補正後）	
49	2016年1月7日	1.224	2016年の平均0.564	1.224	2016年の平均0.875
49	2016年2月9日	1.068		1.068	
50	2016年3月8日	0.765		0.821	
50	2016年4月14日	0.388		0.821	
50	2016年5月12日	0.319		0.821	
51	2016年6月7日	0.314		0.821	
51	2016年7月12日	0.120		0.821	
51	2016年8月9日	0.424		0.821	
52	2016年9月6日	0.500		0.821	
52	2016年10月12日	0.514		0.821	
52	2016年11月10日	0.511		0.821	
53	2016年12月8日	0.617		0.821	
53	2017年1月11日	0.745		0.821	
53	2017年2月9日	0.907		0.821	
54	2017年3月7日	0.821		0.821	

この手法は、長期金利は市場によって決まるべきもので、日本銀行の異次元緩和による価格形成（金利水準）はやがて本来の水準に回復されていくという予想に依拠する部分がある。現実には異次元緩和縮小後にまた異次元緩和拡大ということもありえるので、そうするとカットしたことによるリスクが顕在化することになる。検討にあたっては注意が必要である。

過去データによらないもう一つの手法としてマクロ経済モデルによる予想が考えられる。例えば、三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング(2017)の中期予想によれば、10 年国債の利回りは 1%程度であるが、図 9 の過去のデータを見ると 10 年国債の利回りが 1%の水準の場合、30 年国債の利回りは 2%水準であったことから 2%と設定することも考えられる。この手法の欠点としては、マクロ経済モデルの前提・モデルにより結果の振れ幅が大きいので受給権保護の観点から問題が多い。

図 9　10 年国債と 30 年国債の応募者利回り年間平均比較（単位：%）

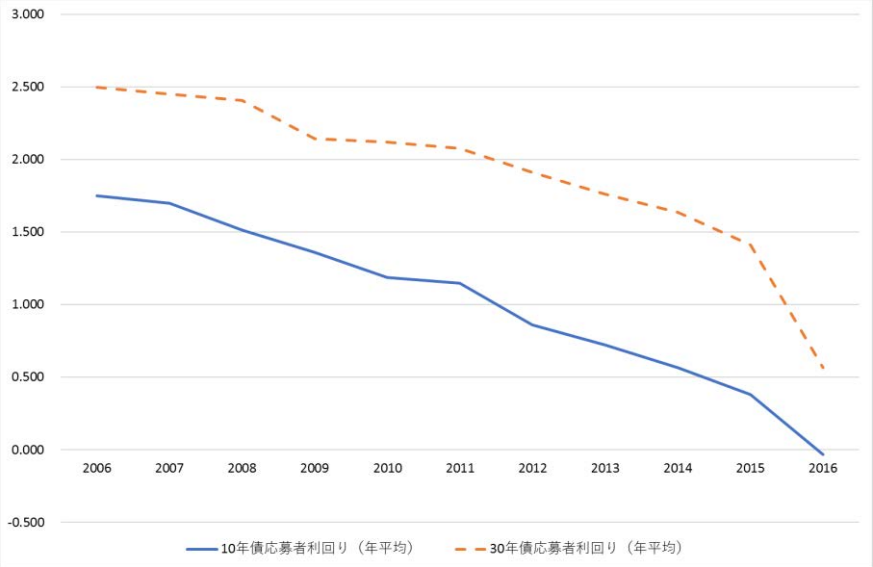

4 結論

UFR を用いたイールドカーブによる債務評価を検討したが、ソルベンシーⅡの算出方法は、高齢化の進行による金利の低下圧力を無視しているという欠点があり、債務評価が過小になる恐れがある。ソルベンシーⅡの過去データのみによらない考え方を参考に、異次元緩和解消過程において、事後的に過去の低い水準の利回りを異常値として除外するということは検討対象になろう。しかし、一部データのカットという判断を予定利率に織り込むことは恣意性の介入する恐れがあり、オランダがオランダ・アクチュアリー会等の批判を踏まえて UFR の算出から予想を排除して過去実績のみによる方法に切り替えたことにも留意する必要があろう。

文献

一上響、清水雄平（2012）「長期金利の変動要因：主要国のパネル分析と日米の要因分解」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ No.12-J-6、2012 年 5 月

日本銀行(2017)「政策委員会 金融政策決定会合 議事要旨」(2017 年 3 月 15､16 日開催分)、11 頁

中村亮一（2015）「超長期の金利水準はどのように決定されていくべきなのか – UFR(終局フォワードレート)についてー」ニッセイ基礎研レター 7 月 13 日

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング(2017)「日本経済の中期見通し（2016～2030 年度）～人口減少による需要不足と供給制約に直面する日本経済～」調査部 経済レポート、2017 年 3 月 27 日

Arslanalp,Serkan & Botman,Dennis (2015)“Portfolio Rebalancing in Japan: Constraints and Implications for Quantitative Easing” IMF Working Paper

EIOPA(2010) “QIS5 Risk-free interest rates – Extrapolation method”

EIOPA (2017a) “Risk-free interest rate term structures Calculation of the UFR for 2018” March 30

EIOPA(2017b) “Technical documentation of the methodology to derive EIOPA’s risk-free interest rate term structures” March 31

Preesman,Leen(2015) “Ultimate Forward Rate: Ultimate consideration” *IPE(magazine)*, September

UFR Committee(2013) “Advisory Report of the UFR Committee”

Pension Fund Association
企業年金連合会

第２回企業年金財政基準研究会 平成29年 9月4日	資料１

非継続基準の論点整理

企業年金連合会 数理部

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

目次

１．今後の見通し …… 2頁

２．変更案 …… 6頁

関連規定 …… 9頁

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

１．今後の見通し

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の予定利率の当面の見込み

最低積立基準額の予定利率及び30年国債応募者利回りの推移

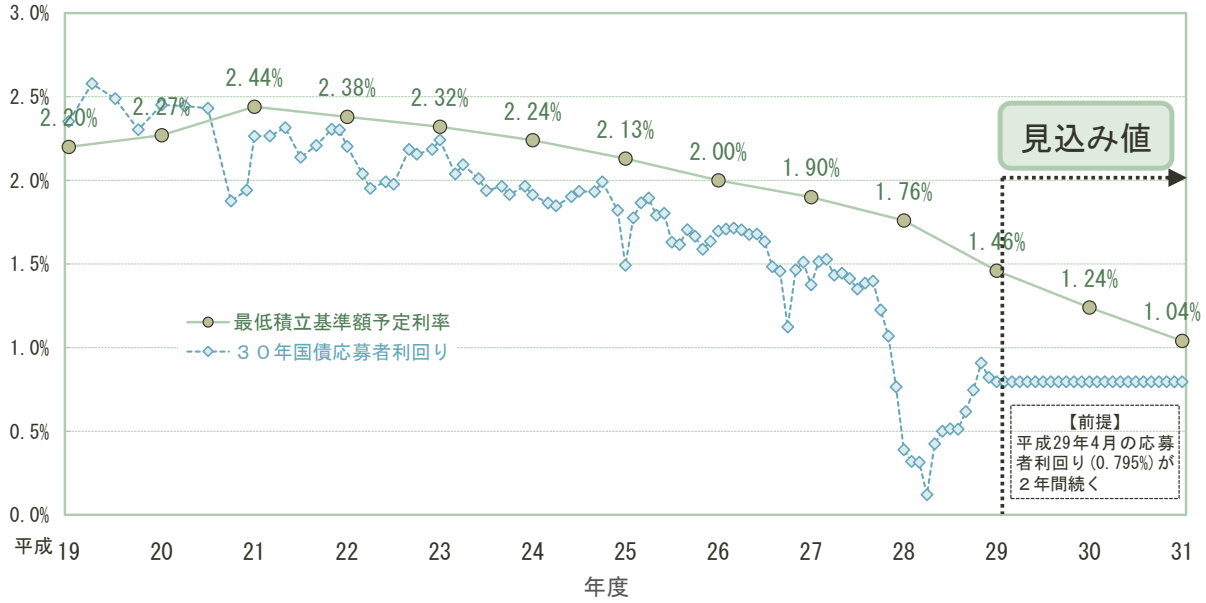

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の予定利率の低下の影響

予定利率が 1.9% から 1.0% に引き下がった場合、
指標が1.0未満の割合＝65%　非継続基準が1.0未満の割合＝41%

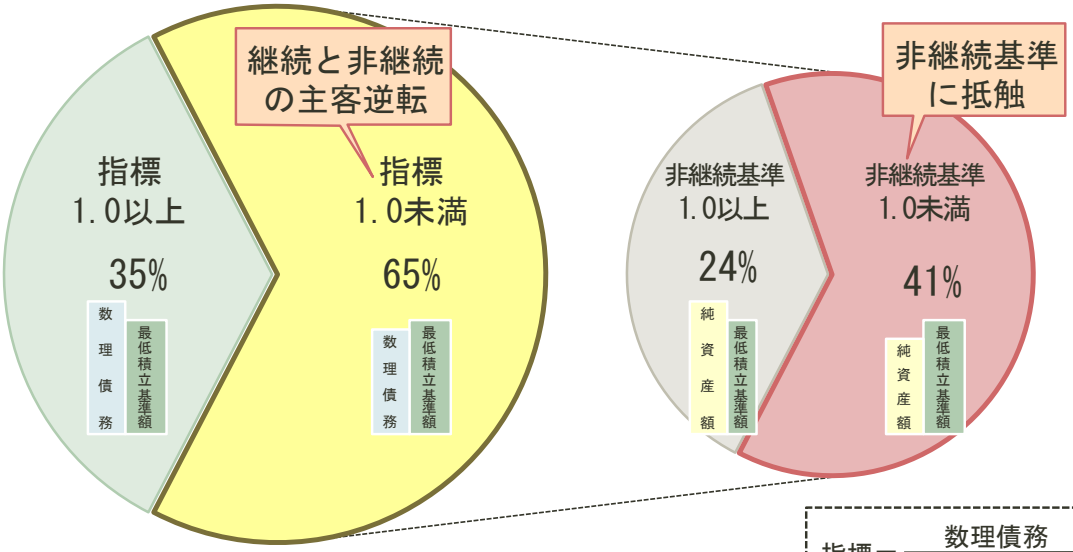

$$指標＝\frac{数理債務}{最低積立基準額}$$

出所：平成27年度 財政・事業運営実態調査結果を加工（企業年金連合会）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

財政検証による受給権の確保の問題

非継続基準が受給権の確保を阻害している面がある

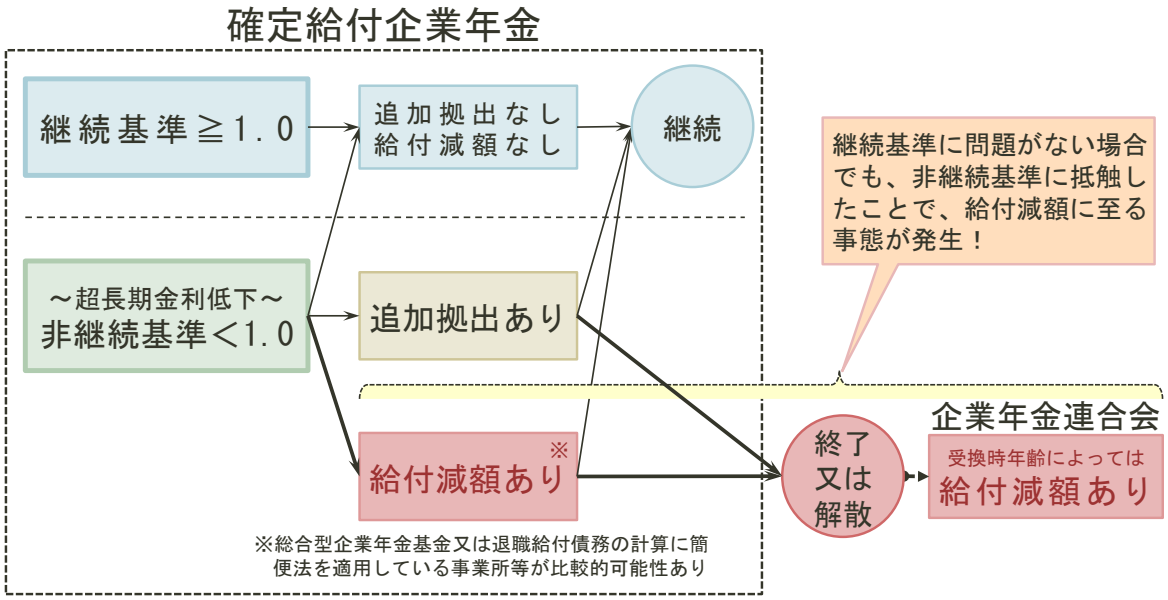

☞ 以降の議論では継続基準を満たしていることを前提にしている

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

２．変更案

～最低積立基準額の算定基礎に関する変更～

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の算定基礎に関する変更案（1/2）

【第１回研究会の議事要旨の抜粋】
非継続基準の導入前後から現在まで時流の変化や予定利率に異次元緩和の低金利を当て嵌めることの問題等を指摘した上で、適格社債の金利を適用することも検討の必要がある。

【根拠となる論点】
リスクフリーレートの超長期の債券として国債の他、政府機関債や優良社債を含めてよいのではないか。

①　予　定　利　率
社債(AA格以上)の利回りも勘案する

・残存期間20年以上の社債（AA各以上）の平均利回り＝1.13%※1
・30年国債の利回り＝0.85%※2
※1:日本証券業協会 格付マトリクス表(2017年8月18日現在)
※2:財務省 国債金利情報((2017年8月17日現在)

※日本の場合、残存期間20年超の社債は僅か（鉄道、電力・瓦斯、不動産）

【第１回研究会の杉田委員の資料の抜粋】
3.4.2 異次元緩和の影響の補正方法
～省略～
ソルベンシーⅡの必ずしも過去データにとらわれない考え方を参考にすると異常な期間をカットするという手法が検討対象となろう。

【根拠となる論点】
政策金利は中長期的に見た場合、異常値であると認識して、平均を求める期間にいれない(カットする)ことでよいのではないか。

②　予　定　利　率
マイナス金利政策を含む年をカットして異次元緩和解消時まで固定

・2011年1月～2015年12月の30年国債の平均利回り＝1.76%

※異次元緩和縮小後に再び異次元緩和拡大となった場合、カットしたことによるリスクが顕在化することにならないか

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額の算定基礎に関する変更案（2/2）

【新たに追加した論点】
当初の予定利率の弾力化の趣旨を再考してみてはどうか。

低金利下において告示の予定利率に一定率(0.8～1.2)を乗じる方法では、上下限の幅が当初想定したものに比べて狭くなるのではないか。

③ 予　定　利　率
告示の予定利率±許容利率に変更

・変更案(許容利率0.5%)　＝1.46%＋0.5%　＝1.96%（平成29年度）
・現行の上限＝1.46%×1.2＝1.46%＋0.292%＝1.752%(平成29年度)
　　＝2.23%×1.2＝2.23%＋0.446%＝2.676%(平成15年度)

【新たに追加した論点】
一定量の選択一時金が発生しているなかで、全員が年金を選択する前提は硬直的ではないか。

選択一時金について数理債務と同じように実態に合わせたものとすべきではないか。

④ そ の 他 基 礎 率
一時金選択率を基礎率に含める

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

関連規定

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

財政検証

確定給付企業年金法

（積立金の額）

第六十条　積立金の額は、加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）に係る次項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定する最低積立基準額を下回らない額でなければならない。

（決算における責任準備金の額等の計算）

第六十一条　事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が前条第二項に規定する責任準備金の額（以下「責任準備金の額」という。）及び同条第三項に規定する最低積立基準額（以下「最低積立基準額」という。）を上回っているかどうかを計算しなければならない。

（積立不足に伴う掛金の拠出）

第六十三条　事業主は、第六十一条の規定による計算の結果、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、当該下回った額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を厚生労働省令で定めるところにより掛金として拠出しなければならない。

確定給付企業年金法施行規則

（積立不足に伴い拠出すべき掛金の額）

第五十八条　法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次条の規定により翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額と、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額（法第五十八条第二項及び法第六十二条に規定する場合に当該事業年度の末日までを計算基準日として掛金の額の再計算を行ったときは、当該再計算に基づく最低積立基準額に相当する額（当該再計算に係る給付を法第六十条第三項に規定する給付として同項の規定の例により計算した額をいう。）とする。以下この項及び第六十二条において同じ。）を控除した額に、第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額を合算した額から翌事業年度における積立金の増加見込額を控除した額（積立金の額が減少することが見込まれる場合にあっては積立金の減少見込額を加算した額）とする。

一　次の表の上欄に掲げる当該事業年度の末日における積立比率（積立金の額の最低積立基準額に対する比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じて同表の下欄に定める額

積立比率	額
○・八未満	積立金の額が最低積立基準額を下回る額（以下この表において「不足額」という。）から最低積立基準額に○・二を乗じて得た額を控除した額を五で除して得た額に、最低積立基準額に六十分の一を乗じて得た額を加算した額
○・八以上○・九未満	不足額から最低積立基準額に○・一を乗じて得た額を控除した額を十で除して得た額に、最低積立基準額に百五十分の一を乗じて得た額を加算した額
○・九以上一・○未満	不足額に十五分の一を乗じて得た額

二　積立金の額が最低積立基準額を下回る額

２　前項の翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合において、第四十六条第一項第四号の規定により特別掛金額を計算しているときは、翌事業年度における掛金の額に代えて、翌々事業年度における掛金の額又は同項第一号の規定に基づき特別掛金額を計算するものとした場合の翌々事業年度における掛金の額を用いて、前項の翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額を算定することができる。

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十三号）

附則

（回復計画に係る経過措置）

第四条　当分の間、各事業年度の決算における法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、確定給付企業年金法施行規則第五十八条の規定にかかわらず、当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して七年以内の事業年度の末日における積立比率（同条第一項第一号に定める積立比率をいう。）が一・○以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額の見込額として次に定めるところにより計算した額のうち、当該事業年度の翌事業年度に係る額又は同項第二号の額のいずれか小さい額とすることができる。

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.

最低積立基準額

確定給付企業年金法

（積立金の額）

第六十条

３　最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として政令で定める基準に従い規約で定めるものに要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

確定給付企業年金法施行令

（過去の加入者期間に係る給付の基準）

第三十七条　法第六十条第三項の政令で定める基準は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として規約で定めるものが、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものであることとする。

一　当該事業年度の末日において、年金給付の支給を受けている者　当該年金給付

二　当該事業年度の末日において、老齢給付金の受給権者であって法第三十七条第一項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者　その者が当該事業年度の末日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金

三　当該事業年度の末日において、老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者（加入者及び老齢給付金の全部に代えて脱退一時金の支給を受けた者を除く。）その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

四　当該事業年度の末日において、法第四十一条第二項第一号に係る脱退一時金の受給権者であって、同条第四項の規定に基づきその脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をしている者　その者が当該事業年度の末日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金

五　当該事業年度の末日において、加入者であって、老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者　その者が老齢給付金を受けるための要件を満たしたときに支給される当該老齢給付金のうち、その者の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分として、厚生労働省令で定めるところにより計算した額

六　当該事業年度の末日における加入者（前号に規定する者を除く。）　その者が脱退一時金を受けるための要件を満たしたときに支給される当該脱退一時金のうち、その者の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分として、厚生労働省令で定めるところにより計算した額

確定給付企業年金法施行規則

（最低積立基準額）

第五十五条　法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一　予定利率は、当該事業年度の末日（当該事業年度の末日が一月一日から三月三十一日までの間にある場合にあっては、前事業年度の末日）の属する年前五年間に発行された国債（期間三十年のものに限る。）の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

二　予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあっては○・八六を、加入者等が女子である場合にあっては○・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。

～省略～

平成15年03月18日厚生労働省告示第99号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

～省略～

二　平成二十九年度　年率一・四六パーセント（当該年率に○・八以上一・二以下の数を乗じて得た年率を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあっては、当該乗じて得た年率）

Copyright © 2017 Pension Fund Association. All Rights Reserved.